

第九十八回国会 参議院商工委員会會議録第五号

昭和五十八年三月二十四日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

三月二十三日

中野 鉄造君

補欠選任
馬場 富君

三月二十四日

石本 茂君

補欠選任
森山 眞弓君

出席者は左のとおり。

委員長 亀井 久興君
理事 野呂田芳成君
降矢 敬義君
吉田 正雄君
市川 正一君

委員

岩本 政光君
大木 浩君
金丸 三郎君
川原新次郎君
楠 正俊君
福岡日出磨君
降矢 敬雄君
松尾 官平君
森山 眞弓君
阿具根 登君
田代富士男君
井上 計君
山中 貞則君

国務大臣 通商産業大臣 山中 貞則君
政府委員

通商産業政務次官 前田 勲男君
通商産業大臣官房長 柴田 益男君
通商産業大臣官房審議官 野々内 隆君
通商産業大臣官房審議官 斎藤 成雄君
通商産業大臣官房会計課長 鎌田 吉郎君
通商産業省通商政策局長 中澤 忠義君
通商産業省貿易局長 福川 伸次君
通商産業省機械情報産業局長 志賀 学君
通商産業省生活産業局長 黒田 真君
資源エネルギー庁長官 豊島 格君
資源エネルギー庁長官官房審議官 松田 泰君
資源エネルギー庁石油部長 松尾 邦彦君
資源エネルギー庁公益事業部長 小川 邦夫君
中小企業庁長官 神谷 和男君
中小企業庁小規模企業部長 赤川 邦雄君

事務局側 常任委員会専門員 町田 正利君

本日の会議に付した案件
○昭和五十八年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和五十八年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和五十八年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について
(通商産業省所管、中小企業金融公庫及び中小

企業信用保険公庫)

○委員長(亀井久興君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、中野鉄造君が委員を辞任され、その補欠として馬場富君が選任されました。

○委員長(亀井久興君) 予算委員会から審査の委嘱がありました昭和五十八年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、通商産業省所管、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫を議題といたします。

まず、通商産業大臣から説明を求めます。山中通商産業大臣。

○国務大臣(山中貞則君) 昭和五十八年度通商産業省関係予算案等の商工委員会における御審議に先立って、一言ごあいさつを申し上げます。

わが国経済を取り巻く諸情勢はきわめて厳しいものがあり、また、不確定な要素を多々抱えております。私は、こうしたときにこそ冷静、的確に諸情勢を判断し、険しいながらも将来に明るい展望を示しつつ、官民一体となって諸課題に対応していかなければならないと考えております。

国内面では、当面の経済運営について万全を期するとともに、中長期的には活力とゆとりにあふれた福祉社会を建設していくため、経済の持続的、安定的な発展を確保することが必要であります。

他方、国際面でも、世界経済の長期的低迷を背景とした保護主義的な動きに対して自由貿易の原則を堅持するとともに、発展途上国への援助等を通じて、国際社会における責任ある一員としての役割りを積極的に果たしていく必要があります。

私は、以上のような内外情勢に対する基本的認識のもとに、わが国経済の発展を将来とも確保するためには、次のような課題を解決していく必要があると考えております。

その第一は、内需中心の安定成長の実現と中長期的展望を踏まえた産業の活性化、第二は、自由貿易主義の堅持と円滑な対外経済関係の構築、第三は、総合的な資源、エネルギー政策の展開、第四は、技術立国を目指した技術開発の促進と産業構造の創造的知識集約化の推進、第五は、多様化する経済社会の要請に即応する中小企業政策の展開、第六は、魅力ある地域経済社会の形成と国民生活の質的向上であります。

昭和五十八年度通商産業省関係予算案及び財政投融资計画の作成に当たっても、このような基本的方向に沿って、諸施策の具体化を図ることとした次第であります。この結果、一般会計八千二百三億六千六百万円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計五千八百四十四億三千八百万円、電源開発促進対策特別会計九百五十億二百万円、財政投融资計画五兆九千六百五億円等を計上しております。

通商産業省関係予算案等の重点事項については、お手元に資料が配りしてありますが、委員各位のお許しを得て説明を省略させていただきますと思います。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(亀井久興君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

次第でございます。

本日は、衆議院の予算委員会以来いろいろと御質問がございまして、そう事新しい御質問ではございませぬけれども、ただいま通産大臣のごあいさつを伺いまして、私も重点の六項目については全く同感でございますが、その内容につきまして若干お尋ねをいたしたいと、かように思う次第でございます。

課題として六つお挙げになりました。第一は結局景気対策と申しましょか、総体としては、日本の経済をどのようなふうな景気対策を講じつつ、世界の経済的な構造変化に対応しながら日本の経済を発展させていくかという基本的なお考えのもとに、この六つの課題を御選択になったのではなからうかと、かように感ずるのでございませぬ。

まず第一にお尋ねいたしたい点は、第一の「内需中心の安定成長の実現と中長期的展望を踏まえた産業の活性化」、これについてどのようにお考えになっていかるといふことを伺いたいのでございませぬ。

その前に申し上げたいと思ひますのは、一昨年から私は全国不景気でため息ばかり聞かせる、実はそういうような感じがいたしております。わが国では関東大震災の後の大正十三年から大正十五年と申しましょか、十二月までの約三十五ヵ月にわたる長期の不景気が従来レコードでございまして、現在ではいろいろ見方もあらうかと思ひますけれども、五十五年の二月ぐらいから今日まで長期の不景気が続いております、とうとう三十六ヵ月に達して日本では最長の不景気になってきておる、こういうふうな言われておるわけでございませぬ。しかも、日本だけではなく世界的な不景気でございまして、この脱出の方策も決して容易ではございませぬけれども、国民がいま政府に一番求めておるものは何かというのを考えますと、あるいは減税とかあるいは教育の問題とかいろいろございませぬが、私は国の財政が悪いこともわかるけれども、やはり何とかして景気をよ

くしてもらわなければならないところ申しても過言ではないと、こういうふうな思っておりますのでございませぬ。

以上、私が感じておりますことを前提にいたしまして、この第一の課題について大臣の御所見をお伺いしたい次第でございませぬ。

○国務大臣(山中貞則君) 私たちは戦後の荒廃、無に等しい食糧の乏しさに事欠くという時代から今日まで三十八年の歳月をかけたといへば、世界経済の一〇％を占めるだけの国力というものをつくることができました。私たちはすばらしい民族だと自分たちを自負したいと思ひます。

しかしながら、その国民のまゆにかげりが生じた。過去にも景気をなべ底景気だのいろいろ言つた表現等はございましてけれども、しかし遠からずという前途に一脈の光を求めながらの不景気のときであったと思ひます。しかし、今回の国民のまゆが曇つたままであつたといふのは、やはり第一次石油ショックのショックを克服し得たと思つたのもつかの間、さらにもっと厳しい第二撃を食らつた国民経済というものは、これは世界的な規模で、口では自由貿易を唱えながらそれぞれにそれぞれその国の中で考えられる限りのそれと反対する保護貿易主義の道を走り出してしまつた。そして排他的な、おのれの国が何とかして繁栄を、あるいは生き延びる道をという手探り状態に入つてしまつたこと、これはきわめて遺憾なことであると思ひますが、それゆゑに日本の国の特性といふものが実は思ふように、理論どおりに運営できなくなつたといふことになってしまつた。

すなわち、どういふことかと言へば、日本には、原材料は皆無の国と言つていい。石炭等を除くほとんどのすべての物資を日本は外国に買ひに行かなければならない。しかも憲法によつて相手を武力による恫喝とかあるいは資源の占領とかという手段をとり得ない国、とらぬ国という、平和な形の中で円満に妥結した原材料を手に入れた日本に持つて帰つてきて、そして世界一の高いレベルの国民の頭脳が、技術がそれをみごととな付加

価値をつけて世界各地に売つていく、これが日本のいわば一本道、生きるための近代国家として国家と国民が繁栄するための自動車道であると、私は思ひます。

その自動車道を私たちがベダルを踏むのを怠つたら倒れるしかありません。倒れたらどうなる、われわれは先ほどおしやつた一九三〇年代に帰つてもいいのかもしれない、この戒めは過去に嫌といふほど学んできた歴史を持つておられますから、それでなくて、やはりここで停滞を少しでも前進へ導かなければならぬという考えで、東京で四極のサミット、経済関係サミットもやつてみました。あるいは各国の経済摩擦も、とにかく口では自由貿易を唱えながら個々では保護貿易を主張するのはおかしいではないかといふことで個々の国との対談も、すべて過去の貿易摩擦と言われて長かつたものは全部一挙に解決したつもりでありますが、しかし、それにしてもそのことがわが国にとつて何になつたのかといふことを考えると、結果はECに対するテレビにしても、あるいはアメリカに対する自動車にしても、やはり自由な世界経済であつたならば、ガット体制の原点が揺るがなかつたならば、日本経済はもっととっと大きく飛躍していい国際的なマーケットを、みずから開拓するといふ仕事であつたわけでありませぬ。ここにむなしさを感じざるを得ませんでした。

しかしながら、そのような状態で政府みずから前途に光明はありませぬといふ顔をしてしまつたならばもう終わりであります。国民は必死に耐え、そして小企業を含めて企業もまた必死に減量経営に耐えながら未来を少なくとも模索しておる。そこに私たちは指針を与えてせめて通産省だけは明るい顔をして、そして中小企業の皆さんにも経済界の皆さんにも私たちの日本は大丈夫ですといふ顔をしようではないかと誓ひ合つたわけでありませぬが、その私の願いがたまたまの御質問のところに入らなれておるわけでありませぬ。

しかし金がない。そして仕事を何かせよといふこれほどむずかしいものはないですね。たとえ

ば、中小企業投資促進税制というものも曲がりなりにつくりましたものの、これととも一千九百億円ぐらいの貢献はあると見ておりますが、しかし、財源を持たずして、当初原案であつた、私たちが最初に提案していた方式、税額控除あるいは建物、リース等を含んだものでいけば、大蔵財政の方に二千六百億の余裕があればいい、その余裕があるかという折衝をしたつてとてないうわけですね。ですから、結局は皆様方に御提案申し上げておるような内容にしかならなかつた。その点はきわめて遺憾であります、そのような国家財政の中でやはり前進していかせるためには、中小企業の承継税制もそれをひとつの世がわりの手助け、私たちの手助けと受け取つてもらいたい。そして、経済運営については内需中心と言つておられますけれども、これもなかなかいまだ経済関係会議などをやつてはいますが、そう簡単に手品のように内需を生み出すことができるわけではない。

アメリカを見ますと、住宅にしても、自動車にしても金利等が少し有利になるとその対前年同月比などという比較が、対前年度五％とか何となくいうものばかりで、五〇％、一五〇％月ではね上がつていくだけのバネを持っています。アメリカの経済のやはりしつかりした基盤といふものは、一たび有利な時期が来たら、対前年同月比をとつても五〇％はね上がるだけの基盤力を持っております。そういうことをうらやましいと思ひましたが、日本人はそれにまさる技術、頭脳といふものを持っています。わが国はありますから、私は日本の経済を、まず国内の内需という立場から振興して明るさを取り戻して、そしてこれはもう折つてもいなくなつた、願つてもいなくなつた、頼んでもいなくなつた、努力もしなかつた、努力しても道がなかつた原油の値下がりといふものがこれに私たちに強力な援軍になつてくれることを期待して、内需中心の、そして開かれた経済を取り戻すための努力を通産省としては国民に向かつて呼びかけ、またみずからその行動の先頭に立つといふことでございませぬ。

○国務大臣(山中貞則君) 大変ユニークな発想でございまして、それはできればそのようなものができた方がよろしいという道であります。通産省として通産省の行政の中で取り組むものが具体的にあるかといわれますと、いまのところは具体的な例はありませんし、これからあるとすれば検討をしていかなきゃならないかと思ひます。後、経企庁長官も参りましたら、日本経済全体の金融

引き出していきながら、必要ならば官は後から後押しをする、そして民が先に立つ、そして地方公営共団体等がそれに対して責任を持つとか、いろいろな形があると思いますが、ただいまの御提案というものは、やはり今後の財源状態が厳しければ厳しいほど、日本経済が全体が取り組むべき力というものはほかにはないのか、財政一本のかという問題に一つの試金石を投ぜられたものとして謹んで拝聴いたしておきます。

○金丸三郎君 次に、「自由貿易主義の堅持」、それから円滑な対外経済関係の構築、これもまたこれにもっとも、私もこのとおりだと思っています。私は、年来ひそかに疑問を持っておりますのうちは、世界各国がそれぞれの国独自のすばらしい競

るのです。

だから、今後の国際貿易というのは、政経不可分で、別の言葉で申しますと相手の国と自分の国が両々成り立っていくようないわば秩序ある貿易といひましようか、相互が成り立つような、これも鉄を売ったら、じゃ、石油を買うとか、安いか鉄を売るんだ、買うんだというなら、いわば自由貿易です。そのかわり石油を買ってくださいとか、じゃ、自動車を輸出します、そのかわり農産物を買いなさいとか、そういうふうな取引に変わってきておる。私はこれが世界の実情じゃないかと思うんです。

大臣は通産省の元締めとして自由貿易主義を堅持する、これは私は日本全体としても当然のこと

○國務大臣(山中貞則君) 日本は自由貿易体制というものが破れたら、恐らく国民生活の後退ということをがまんしなければならぬことになると思うんですが、しかし、その旗はおろせないわけですから、外国も日本に対して自由貿易主義を守ろうということは言うわけですよね。しかし、現実はおっしゃるとおり、それは言葉だけであって、行為を取り上げるとそれぞれが全部自分の都合のいい輸出対策、都合のいい輸入対策で垣根を張りめぐらしている。ちょうどけさの朝刊に出ていたんだと思いますが、アメリカの人たちに日本の車について聞いている。日本の車は一番いい車である、すばらしいというようなことを七〇%ぐらいの人が答えて、日本車に乗りたいたか、買いたいたかという人が圧倒的に多いんですね。しかし、日本車の輸入をこれ以上ふやしていいかということになる、ノーという方が七三%なんです。ここに実は問題があるわけですね。乗りたい、乗ったとしても燃費効率がいい、安全性もアメリカ車ほどは安全性についてはないが、わりといいじゃないか、私は買いたい、乗っているという人たちが圧倒的にいながら——ニーズはあるんですね。しかし、今度は日本車が自由にもつとふえていいかというのには、ノーだという、そこに何があるんだろうか。それはやっぱりアメリカの国民感情にまでなってしまった、主として議会で激しいやりとりが行われる。というのは、日本人というのは商売相手として見た場合にはとてもずるい国である、あるいは国ごと官民挙げて輸出のために、金もうけのためには不正なことをやっても平気だというようなふうに見ている。したがって、自分たちが小型自動車、国民の要求が強くなってきた、ビッグスリーからアメリカン・モ

ターズなど含めて小型車をつくらうと思つたけれども、これは国民が燃費の關係で、石油ショックのあとの話ですから、どうも日本車がこの勢いでアメリカの消費者に買われていくと、いまから着手するアメリカの自動車メーカーは追いつかぬということ、二年間待つてくれぬか、ひょっとしたら三年目までかかるかもしれぬからといううなことで、自主規制を日本は余儀なくされてゐた。そして三年目になるとその継続の可否を含めて決定するというで、三年目はブロック代表に、じゃ三年目の継続の可否は可である、よろしい。そして台数は前年同台数であるということ、通商して、四年目はやらないということになつてゐるんだからやらないよということ、しかしあつてとうとうという返事をして帰りましたのが、その理解とは反対に、われわれも精いっぱい、そうしてみずから輸出できるものを抑えてがまんをしてゐる。ところが、一方議會においては、ローカルコンテンツ法とか、そういうようなもので、演説に立つアメリカの下院議員、上院議員などの言動というのははた不穩当な言葉を使うようになりました。私はアメリカの議員諸君にも、あるいはかつての議員の先輩であつたマンスフィールドさんにも、とにかく忠告をしました。もう少し言葉の使い方などは紳士らしい國に戻つたらどうですか。余りにも下品な言葉を、あなたたちアメリカの議員の連中も、通産省へあなたたち野党来ているが、とにかく言葉をもう少しお互い友好國らしい言葉にしようじゃないかと、とにかくローカルコンテンツ法案上程の日は、かつて日本軍がわれわれを真珠灣でだまし討ちにした日であつて、この法案はその報復であるというような演説をやつてみたり、あるいは日本と交渉する方法としてはおどしをかけ続ける、日本はおどしていくうちに少しずつ下がつていく國であるとか、あるいは日本に物を売るためには、戦車を先頭に上陸して売り込まなきゃならぬとか、アメリカの上院と大統領府との關係は日本と違ふ、日本は議院内閣制であるにしても、しかしそれにしても

言葉が進んでくると、ジャップとかヤンキーとかいう、まるで戦争でも始めているかのような言葉遣いになつてしまふおそれがあるから、十分これに對しては、そういう法案を出すことに ついても、あるいはそういう対象を日本に定めてゐるにしても、日本に對する非難、あるいはまた誹謗、そういうものを形容詞であつても、使つていくうちにやっぱ日本とアメリカとの間に芽生えてくるものは芳しいものではない。日本の世論調査でも、アメリカが一番好きだという人、そして今度はアメリカは頼りになる國という人、アメリカと仲よくすべきであるという人、こういう人の比率がどんどん減つてきてゐる。アメリカの方もその傾向にあるとき、日本の悪口さえ言えれば全部拍手大喝采という國になつていいのかどうか。日本が本當にそれだけアメリカにとつての憎い敵なのか、そのことを考へて物を言つてもらいたい。交渉もそのつもりで話をしてもらいたい。でない、わが日本、小なりといえども一寸の虫にも五分の魂がある。そのことで日米がさや当てをすることは、だれが喜ぶんだらうか。喜ぶのは日米兩國のどちらでもないということまで激しく言つておられますが、いまのところはいろんな問題で完全に新しい問題を出してくるものですから、懸案事項は解決いたしました。まだトラブルが残つておりますけれども、その背景にどうも対日国民感情というものを選挙民としておる政治家の方々、これらの人々との對話がもう少し私に足りないように思ひます。われわれは何と言つたつて肌は黄色い人種なんです。向こうは白であること、どう思ふかとそんなことは關係ないんであつて、堂々と主張すべきを主張する。なぜそんな主張をするんだということなら、それを堂々と説明するという機会が、政治家レベルの交流がもっとあつていい。そして、關係レベルも、何とかなつていくことに参加してはすく帰るということ、でなく、その機会に關係の、他の關係もしくは關係の關係のある国会議員で、そういう人たちのところを訪ねて、あるいは食事でもともにしな

ら、呼んで意見交換をする必要があるのではない。そういう意味で日本の経済外交にはいまいと相手方もよくないと思ひます。しかし、日本もそれを知つていて対応する努力がまだ不足してゐると思ひます。国会議員がそういう交渉も含めてもつと交流をすべきだ、お互いを知るべきだといふうに思つております。

○金丸三郎君 対米關係について大臣が大変深い御認識で、また通産大臣としてきつめて適切な、重要な御発言をなさつていらつしやることをお聞きいたしました。私も実は大変安心いたしました。どうも日本でもアメリカの悪口を言えれば、アメリカでも日本を非難、攻撃すれば受ける、そういう風潮があつてどうも最近非常にぎくしゃくしておることを心配しておる方がいらつしやいます。私は大臣にやっぱりできる方がいらつしやいます。私は大臣にやっぱりできる方、早くアメリカにもおいでになりました。隔壁のない意見の交換をなさいますことが、日本の今後の通産行政のみならず、國政全般の上からもきつめて大事ではなからうかというふうな感じをいたしました。日米關係について、非常に適切な御認識をお持ちであることを承知いたしました。大変私も心強く思つた次第でございます。

次に、石油の問題に關連いたしました。できるだけ簡潔にお伺いしたいと思ひますが、エネルギーの政策を全般的に点検し直すというお考えを大臣はお持ちのようにお聞きしております。たとへば、代替エネルギーの開発の進め方、石油がこんなに安くなつてきますという代替エネルギーの開発のテンポがおくれるんじゃないかという心配を引くべきがございします。それから石油の依存度を引き下げるスピードをどういふふうに考えらるか。それから電気料金の体系のあり方、国民は短気——すぐに一ドル下がれば一億石油会社は石油の買入金が多くなるわけですから、五ドル下がれば五千億収益がふえるので、五千億分料金を下げたらいけないかという考え方もございします。すぐに下げないで、もっと長期の視野で留保をさせるということも考えられるんじゃないかと、

これについてのお考え。それから第四は、エネルギー關係予算の財源の確保の方法、こういうことなどを含めてエネルギーの長期の需給の見通しの目標年次が昭和六十五年度でありましたのを、それを六十五年度にするか、いつにするか、目標年度の変更も含めて全面的に改定をして八月ぐらゐをめどに中間報告を受けるようにしたい、こういうふうな報告を見たのでございしますけれども、私は非常に、ちょうど適切な検討の時期ではなからうかと、こういうふうな感じをします。今度の石油の問題が起りましてから世界経済に對する影響、日本経済に對する影響いろいろともうたびたび御質問もございました。ですから、重ねてはお伺いしたいと思ひますけれども、できますならば簡潔にそういう点も含めて今後のエネルギー政策をどのようなふうな考へておいでになりますか。國民の立場から申しますと、電気料金を下げてもいい、ガソリンスタンドの石油はどうなるんだらうかというのが國民一般のこれは偽らないう気持ちでございます。そういうことも念頭に置いていただいてエネルギー政策全般について、こういう方向にいくべきじゃないかという大臣の御所信が承れるものならば、現時点のお考えで結構でございます。お伺いいたします。

○國務大臣(山中貞則君) わが國のエネルギーの石油に關する依存度は九・八という全く信じられないほどの依存度であり、まあその限りにおいて無資源國に等しいわけですが、それが天の恵みによつてとしか考えられない、しかし、経済の原則からいくとOPECの立場における圧倒的なシェアを持つた人たちの世界戦略というものがカルテルを結成することを成功させたんでしようが、その依存度もその後の新しい油田とか、その他に少して五〇%を割り込んでおりますし、力が第一消費國の当然ながら消費の手控えとか代替エネルギー、いろいろなことを含めて需要が減退してきたというところで、結局は自分たちにブーメラン効果が生じてきたということを悟つた。あるいは悟つて

いるのかどうか分かりませんが、悟らざるを得ない現象に立ち至っていると思うんですね。ただ、その際私たちは、その受けとめ方ですが、これでは手の舞い足の踏む所を知らずという受けとめ方はまずしない。それはついこの間まで二ドルだった。が、そのときに日本人は高度成長期にあつて、幾らでも、そして安くて手に入るものだと思う、その走り続けていた出ばなを、相手国にすれば当然のことですが、有限の資源だとわかつた瞬間に、少し売って寿命を延ばして高くすれば入ってくる金は同じじゃないかというあたりまえの戦略でしょう。それに日本人はびっくり仰天して、トイレットペーパーの買い占めまで起こつたという、そういうことを考えますと、二度目のときには後頭部に食らわされたような重みのある第二撃の値上げでしたから、これはまだ私たちは経済的に乗り切れないでいたということを考えると、ここに立ち直りのきつかけをもちつたという意味では、これは本当に千天の慈雨よりも天の恵みでしょうね。そういう気持ちで受けとめますが、その受けとめたものは三十四ドルから下がったぞという意味じゃなくて、二ドルであつたものが三十四ドルになつていたけれども、それが二十九ドルということになつたようだ。まだ現物は向こうにあつて、だれも買つてないわけですからね。これから日本に運んできて、高いままであつたコストの油と逐次まぜながら、値段も下げながら、最終的に向こうの売り値の下がつた分だけ下がった石油が日本で供給され始めて、国民経済全体に浸透していくというのには、最低六カ月というものは予測しておかなければいかぬでしょう。そうすると、その間にやつぱり、冒頭におっしゃいました世の中真つ暗やみだとみんなが考へて、そのときに一条の光明を見出したいと思つても財政上はなかなかできなかつた。ところが、これがよそのおかげで、日本だけじゃない、諸外国全部それは恩恵をこうむるわけでしょうが、しかしそれにしても日本は、アメリカでも言うとおりの、この恩恵を一番受けるのは日本だろうと言つてますね。この

恩恵を一番受けるだろうと外国は見ている日本、この恩恵をさすがにみごとな受けとめ方をしたといわれる計画を私は産業計画、国民生活、こういうものの上に均てんしたい、そう願つております。そのためにはエネルギーの長期需給計画の見直しも改定する必要がありましようが、しかし改定はしないつもりで、財源対策だけを考へているのがいまの石油税をもとにした代替エネルギー計画、こういうものは再びカルテルを復活したときにまた上がったのと言つても、また周章らうばいするやうな国策じゃとてもいいけませんので、したがつてこのところは、石油税が若干価格に——従価税でございまして、影響はありますけれども、これはことしの予算の執行には影響はございせんが、来年からどうするかについては大蔵省と話してみたいと思つております。これは大蔵省の、一応貯金としてございまして、利子までつければいいんですが、その貯金をどうするかという議論にまざるわけでありまして、けれども、しかし代替エネルギーの方向というものは新エネ、省エネも含めてわれわれは依然として緩めてはならぬ。それはなぜならば、有限の物質であることに石油は変わりがないからです、ということでありまして。

それから、直接のお尋ねではありませんが、毎年度定める石油供給計画、これもやはり見直さなければならぬ、計画を変えなきやありませんが、その計画も毎年のように年度を見通すのはきつめてむずかしいのではなからうか。先ほど申しましたとおり、いろんな計算で違ひましようが、六カ月後ぐらいに国民の生活の上にそれがあらわれてくるということになるであらましようから、今回は年度限りの供給計画は半年ぐらゐの見通し程度のものの上に乗つて、慎重に渡つていった方がいいんじゃないか、そういうふうにか考へております。

そのやうな計画を持ちながら、何年度で終わらせるか、その長期見通しの時期の点等について、これはもう大して大きな問題ではなくて、む

しろ今回の原油値下げがどれくらい続くのか、あるいはまたこれからもつと下がるかもしれないし、あるいはまた機能回復して上げるかもしれない、その続く見通しをどう見通せるかというのが非常に重要な問題だと思ひます。

アメリカあたりは、CIAがやつていますのか何なのか知りませんが、非常に別な情報を持つていようですね。ある国には武器援助をしたりいろいろしている、加勢をしたりしているでしょうから。そういうところの情報というものは日本よりきつめて豊富に持つていっていると思ひます。日本の方は、情報に関する限り、どうもただだいたいで買つては、たくさん買つてくれている国とは相手も思つてはいるでしょうが、何かに役立つ国とは思つてない。

江崎さんが最初中東に行つたときに、ある国で、油は日本に対して承知しましたと、そのかわり七四式戦車を売つてくれませんかと言われて、江崎さんは防衛庁長官の経験者でしたから、いやちよつと日本では売れないんですと言つたらけりんな顔をされたというんですね。はるばる来て、自分たちに石油を売つてください、よろしい、私たちはあなた達の国の七四式戦車が欲しいんだがどうだと言つたら、売れまじやんと言つた。アラビアの商人の教典には載つてない返事なんですね。そこを江崎さん、長官経験者というので、巧みに説明はしたんでしようが、どうしてもわからなかつたやうであります。そのやうな立場における日本はやつぱり結果を待つて対応するしかない、大胆な、結論から言へば、しかし努力はしなきゃならぬ、そう思ひますが、そういうことで、今後とも幾らぐらゐ続くのかによつて、電力料金とか、ガス料金とか、そういう問題も含めながら、私は一番大切なことは、日本の産業が再び一条の光を目指して、さあ行こうと、国民全部がじゃ腰を上げようという気持ちにするやうな政策その他が展開できれば、もちろん電気料金も国民生活に密接な関係がありますし、ガス料金もそうですが、これは一つのファクターとして考えますけれども、全

体をうまく日本経済が活用した、そういう形に持つていくのがいいんだらう、そう考へております。

それから、もう一つ何でしたか。

○金九三郎君 いやもう結構です。

○国務大臣(山中貞則君) そうですか。

○金九三郎君 時間もだんだんと迫つてまいりますので簡潔にお伺ひいたしますが、一つは石油の備蓄、国家備蓄の計画の三千万キロリットルはお変えになるお考へがないのかどうか、これが一つでございまして。

それから、大臣よく御承知のように、鹿児島県の志布志湾に国家石油備蓄の計画を数年来進めていっているわけでございます。いま御承知のように、環境庁でアセスメントの関係から鹿児島県の方といういろいろ協議中のように聞いております。通産省として、志布志の国家備蓄の計画について、どのやうにお考へになつておいでになるのか、あわせてお伺ひいたします。

○国務大臣(山中貞則君) 国家備蓄三千万キロリットルを計画を定めるつもりはございせん。自民党の方には五千万キロリットルの意見もございましてけれども、まだ正式に私も政府と話し合ひをしてそこまできていっているわけではございせん。一時的な石油の需給の緩みの現象によつて備蓄の、しかも国家備蓄を怠る、少なくするということは全く愚かなることである。やはり私たちは、第一次オイルショックを受けたときの西ドイツ、シェミットが首相でしたが、翌日すぐに全くゼロであつた国家備蓄を、一千万キロリットルを国会に出して、即日可決してもらひました。アメリカではまた、アラスカの北部に海軍所有の油田があることはわかつていゐる。しかし、それを西海岸に持つてくるのにはアラスカの湿原に、ソンドラ地帯に入る湿原に影響を与えるという環境保護論者の国会議員たちや、その国民の声によつてつと着手を延期してやつていゐなかつた。それをわずか二日間の国会審議でもつて一本のみならず二本通してよろしいということをアメリカの議会は

決定しました。このような過去の政治の決断というものをみると、日本のような国こそ決断をしなければならぬんだと。その決断はいいかげんなものであつてはならないんだ。政治的な問題でもあるし、アメリカははかに戦略備蓄みたいなもので岩塩の大きな穴を掘つてためておられますが、日本は戦時備蓄というようなものではない。たゞ民需中心の、民需あるいは国民経済への対応としての備蓄でありますから、やはり三千万キロリットルというものは変えないでいくべきである。また、こういうことで急に変わらざるべき国は、それこそ見通しを持たないで、その都度場当たり政治をやつておる国で、生き延びていけないことになる、そういうふうに考えます。

それから志布志の問題については、これは国家備蓄は決定しておりますし、ただ、その立地するに当たつての事前の環境影響評価等について、環境庁側の方の御意見をいま鹿児島県が承つておるという話であります。公団としてはそれが実現するわけでありまして、公団としてはそれが実現する場合のコストとかその他考えながら計算をしていくわけでありまして、予定どおりの進捗状況にあると考えております。

○金丸三郎君 大臣の郷里でもございまして、大変熱いまなざしで期待をして見ておりますので、これはひとつよくお考えをいただくようにお願いを申し上げておきます。

次に、第四の技術立国の関係、第五の中小企業との関係、それから第六の地域経済社会の形成との関係に關連いたしまして、テクノポリスについて、大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。私は、十二月の党の税制調査会におきましても、ため息ばかり聞くような日本の全国の様子の中で、テクノポリスぐらゐが唯一の新しい希望を持てる政策じゃなからうかと、それにはやはりある程度の減税もやるべきではないかと、こういう主張を強めた者の一人でございます。その後伺いますという、十九カ所全部合格させるといふんでは、怠けて勉強せぬ地域が出てきたよう

から、全部が全部合格させるとは言わぬよと、こういうようなお考えのようにも聞いておりますけれども、テクノポリスの今後の各地域の準備の進め方だと思ひますけれども、およそ何カ所ぐらゐ御指定になるお考えなのか、あるいは十九カ所を置くというお考えなのか、あるいは十九カ所をそれぞれ独自の計画で持つてござるを得ないかと、全くの地域の自主性にまづ、通産省なり相談に来るところがあればそれに就いてそれぞれ計画を立てさせたらよろしいと、こういうふうにお考えなのかということ、それから、もうきわめて時間もございませぬから簡潔で結構でございます、日本の中小企業の対策として、まあ大臣が一番大事と思つておられる点をお示し願えれば大変ありがたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 時間も余り、私の方がひとりしやべりをしちやいけませんから、なるべく短かく言ひますが、まずテクノポリスについては、そういう着目をした原点は何かと。それは國が誘導も、助成も何にもしてないのに、飛行場がたまたまへんびなところにある——典型的に言えば大分県の国東半島の出先にあつて、別府、大分にいくのに一時間、一時間半つて、どうしてこんなところに飛行場を思つたものであります。それは裏返しになると、その周辺はイグサで有名なぐらゐのところでありまして、土地がそう高くない。そこで先端産業がばばあつとこう出ていったんですね。そうすると、そういう現象が全国を見渡すとあちこちにある。これは結果論であつて、結果をうなつたけれども、これを放置する手はないじゃないか、地域の経済の活用にはこれは資しない手はない。やはりもうちよつと工場から飛行場へつて、飛行場から成田經由外国へ、工場から本社工場のある飛行場へかという、単に時間節約、そして比較的入手しやすい労働力、清浄な空気等がまだ多い地域、そういうような環境で自然に成り立つたもの、これをほうっておく必要はなく、行政の上でこの結果をつかまえて、そしてその地方においてその技術をその

地方にも拡散させ、あるいはその技術の波及効果で地方の中小企業にも及び、あるいは居住、学問、そういうものまでセットされたものができれば、これはすばらしい日本列島になるんじゃないかというのがこの発足の原点でありますから、このアイデア、着想は大変よろしいと思ひます。いざやってみますと、都道府県知事さんの方には、とにかくこの機会に基盤整備というふうな言葉をセツトでやつてほしい。うちの役所の方もそういうつもりでやつておられるわけですが、しかし、それをどうしても入れてくれろという、それは何だと、それは地域を思う知事の心であるかもしれないが、地方自治体の、都道府県の長といふものが甘えの構図がある。この法律に乗つてあわよくばレイアウトをうまくやろうと、うまくいった方がいいんですが、本当の原点に戻つて、國がそういう基盤整備などをしたから来たのか、そうではないわけですから、そうすると新産都市とも違ふ。甘えの構図が地方にあるならそれは切り捨てろというので、道路と住宅を切り捨てろと命令したんですが、ところがどうしてもそれができない理想的な設計書が書けないといううなことで、じゃ、通産省だけでやるんじゃないやうなことで、建設省も国土庁も、それから——まあ経企庁なんか比較的これはさばしてありますが、色男金と力はなかりけりというところでしょう。自治省、地方税に關係があるという。地方自治に關係があるという。農林省、農地転用をどうするかとか、全部共管、共管、ほうつておくと経企庁を除く全部の官庁が共管になりたと言ひ出している。こういうことなら法律つくるのはやめようかとまで思つてゐるんですね。もうここ二、三日うちの決断ですが、しかしその前に仮にやるとしても、そのようなことを私まだ踏まえな前でしたから、せつかく十九の地域が適正だとして手を挙げておられるので、最終的には何年かかるかは別に十九地域に指定をしたいと思つていふところ、その甘えの構図が直ちに

出てきて、ああそうか、じゃ初年度に指定されぬでも、悪くて二年目、三年目にはいくわなという自治体の反応がはつきりわかりました。そこで私としてはこれはやつぱり甘えを許すもとを自分がつくつたんだと思ひましたので、事務当局にも意見はいろいろありましたが、十九指定はしない、そして厳正な、私がいま言つたような問題等については厳しい査定を加えるということ、いま、初年度何カ所、全体的にあつて何年度で何カ所というところまでまだ私自身が詰めておりませんから、その答弁はききようはできません。○金丸三郎君 最後は大島つむぎの問題についてお伺いいたします。時間もなくなつてまいりましたので、個別的に御質問をいたしますが、実は大臣に申し上げておきたいと思ひますのは、参議院の商工委員会で数年前にこの問題について論議をしたことがございまして、実はそれまでは、率直に申しますと、通産省では課長クラスの段階の扱いになつておりました、上の方まで大島つむぎの切実な問題が私は通産省にはわかつていなかったと思ひます。五十五年の大島つむぎの生産量が七十一万反、五十六年が六十九万七千反、五十七年が六十七万八千反でございまして、五十六年の六十九万七千反、これは鹿児島と大島と合せてです。金額に直しまして四百七十一億円で、で、韓国の大島つむぎは、協定上は三万六千五百反日本に持つてこれらというところになつておりますけれども、先染め絹織物、それからかすり、こういうものが二十一万三千九百反、これは大蔵省の通関の統計でわかつております。奄美大島の業者の人々は、約二十一万四千反のうち約二十万反が大島つむぎだと思つておられます。これについては通産省に異論があるかも知れませんが、仮に二十万反といふと、六十九万七千反、五十六年ですね、まあ七十万反として、七十万反プラス二十万反、九十万反が大島つむぎとして売られているという勘定になります。大ざっぱに言ひまして、大島つむぎの約二五%程度が韓国から日本に入つておる。二十万反もし入らないとしますと、鹿児島と大島

で約九十万反の大島つむぎが生産できると、こういう理屈になるわけでございます。だから奄美大島は——大臣が奄美大島について最も愛情のある私は国会議員だと思っています。その奄美は、御承知のように、大島つむぎとサトウキビが主たる収入であります。観光もめっきり落ち込んでしました。その四分の一に相当する大島つむぎが韓国から輸入されておるわけです。これはもともとは大島の業者が非があります。これは地元も深く反省しております。これも大臣御承知のとおりです。まあ通産省の方で一生懸命努力をしております。ましてその厳守方を要望なさったり、私も担当官に要望して、韓国産の大島つむぎであるのに本場大島つむぎという織り込みなんかをやっておった事実も大臣はよく御承知のとおりです。私はやっぱりそれが韓国の国内法にも違反することがはっきりわかってまいりましたから、私はそれに対する韓国政府当局の嚴重な取り締まりを通産省から要望してもらわねといかぬと。どうもそういう点少し通産省は遠慮が過ぎるんじゃないかと、私はそういう感じがするくらいでございます。

昨年の八月、衆議院の商工委員会の流通問題小委員会におきまして、鹿児島から業者の方も参考人として呼ばれ、各党の委員の方が本場に熱心な御質問をいただきました。相当程度認識が私は深く広がってまいったように思います。その際、地元の要望として、特別ビザを発行することを韓国政府に要望できないかということ。それから、二十万反ぐらいの大島つむぎの輸入があると業者は見えておるわけでありまして。通産省はそれは確認ができないということでございます。昨年の八月、業者の輸入の自粛について文書指導をするという答えがあるわけでございます。実際に文書指導しておられるようでございます。その内容と、それから効果、今後さらにそれをどのようなふうにしておいでになるか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、現在二反の大島つむぎの持ち込みが認められております。これを全然認めないとい

うわけにいかないのか。酒とかたばこはある程度持ち込めます。そのほかに無税で持ち込むのを認められるという物が一体どういう物があるのかでございます。とにかく奄美としては四分の一ぐらいいのものが持ち込まれてきておる。最近以前のようにはいけません。相当業者も自粛してはおいででございますけれども、そういうような現実の不景気の対応策から、地元としては、できるならおみやげ品も一反ももう認めてもらえないようにできないものだろうか、という要望も強いわけでございます。具体的なお答えは担当官で結構でございます。大島つむぎ全体について通産省としてどういうような姿勢で臨んでいただけるか、奄美に大変御理解の深い大臣の温かいひとつ御見解を伺いたい、このように思います。

○政府委員(黒田真君) 先生御指摘のように、韓国から輸入されております先染めのかすり用の物が約二十万反を超える数量が入っておりますことは事実でございます。しかしそれが本場大島つむぎ類似品であるかということになりますと、いろいろな調査はございますが、残念ながら確認はされておられません。

他方、韓国との間では、絹織物全体の数量の取り決めを行っておりますが、その内数として三万六千五百反に韓国産大島つむぎは限るという約束がここ数年行われておることも御指摘のとおりでございます。なかなかこれを確認するための方法として、先ほど御指摘ありました特別ビザ等が発給できないかということ、ここ数年来いろいろ検討しておるところでございますが、どうもなかなか技術的に、本場型のものであるか、あるいはその他のかすり物であるかということを行政ベースで確認するだけのほっきりした技術的裏づけが得られないというところで、今日までその特別ビザというものの発給につきまして成案を得るに至っていないというのが状況でございます。しかし、韓国側もいろいろ協力をしてもらっているわけでございます。たとえば不正表示の問題につきましては、従来いろいろ議論ございましたが、最近に

なりまして、たとえば量り方を、反物で巻きつけてくると逆の端つに事によると本場大島つむぎというよう不正の表示があるかもしれないというところで、平量みと言わんではどうか、両端が見えるような形で量んだらどうかというようなことを実行してもらおうなど、韓国側の協力も得ながら実施をしております。

それから行政指導をどうしたかという点でございますが、昨年の八月、従来から私も関係業者に対しては、慎重な取引に努めるよう要望を行ってきておるところでございますが、昨年の八月にも重ねて主要な取引業者に対して、日韓両国政府間において韓国産大島つむぎについては輸入限度数量が設定されているということなんだから、各社その取引数量を十分そういう前提のもとで考慮して慎重に取り扱ってほしいということを文書で要望をしております。今後ともその文書による要請がどういうふうの実施されるかという点については、随時調査をしながら確認をしていきたいというふうに考えております。

それから持ち込みの問題でございますが、これも御承知と思いますが、歴史的には、かつては十反ぐらいいまいじゃないかというような時期もあったわけでありまして、つむぎツアーが組織されるというふうなことで大変大量に持ち込まれてくるという事態が明らかになりましたので、五十二年九月からはこれを三反にし、さらに五十六年二月からは二反というところに縮減をしたことは御承知のとおりでございます。私も理解しております。また、二反というところにならば大量に組織して持ち込む、それを商業ルートに乗せるために持ち込むというような形態は余り聞いておられないわけでございます。それなりにこの規制の強化ができたのではないだろうかというふうに考えております。

ただ、おみやげとして一切認めないというようなことができないかどうか、これはまたなかなか厄介な点ではないかというふうに考えられるわけ

でございます。

○国務大臣(山中貞則君) ただいま御説明いたしました内容はよく金丸委員は御承知の上でなおその効果は上がっていないという御指摘だと思ふんですね。

これは最初のきっかけは、実は韓国でセマウル運動という農村振興計画をつくるときに、韓国はこれからはもう養蚕は見切りつけようということ、桑はその対象から外して計画をつくっていったときに、日本の関係者が行って、ぜひおつくりになりませんか、そして資本も出します、技術も教えます、そして日本に輸入も自由ですからというようなことで、韓国政府としては政府としての計画の中に養蚕の振興というのをせよとやに聞いておりますが、しかしその後、韓国産大島つむぎの飛躍的な輸入増に対処して国内生産者が当然ながら問題だということに騒ぎ出し、それに生存権を握られておる人たちにってはなおさらのことでありまして、そうなりますと輸入阻止決起大会なんというのに、向こうに行つて技術を教えた人も鉢巻きをして一緒に反対を叫んでいるような、私から見ると珍無類な情景が最初あったわけでありまして、最近では公正取引委員会の方も乗り出してくれています。そういう不当表示というふうなものによって本物でないものを、韓国産でありながら国産の本場大島つむぎのように見せかけた行為は摘発もいたしております。そういうことも相まって、若干それが日本人側の手助けによる共同行為というものはなくなってきたと思ひます。

しかし、一方、一たん技術を覚えてしましますと、もともととんだん着ではあります、ちよつと外出にも着れるような亀甲型等までは韓国は自分で織れるようになった。そうすると、最初は折り畳み式にしたと言いますが、それは韓国産大島つむぎであることを隠すために本場大島つむぎを刷り込んであったり、あるいは糸が縦糸だけ長く残してあって横糸で日本でもちよつと加工すると本場大島つむぎの字が組めるといふふうにしてあったり、いろんな知恵があった。ぐるぐる知恵を出

していたようでありすが、ところが最近では韓国産大島つむぎとはつきり表示してあつてもそちらの方を買う人がふえたり、そして韓国産大島つむぎフェアなどという即売展示会まで開けるようになったという事は、いろいろの理由はあるまいが、大島つむぎは庶民の着物であつたものが、価格が余りにも高くなつて、もう韓国産であつてもいい、手ざわりも模様もほとんど変わらないうんじやないかという事でそちらの方を買う人がふえてきたという、国内的ないわゆる価格の問題もあり得ると思ひます。でありますから、いまさら関税でこれをどうこう措置しようとしても、一〇〇%関税をかけてもなおまだ国内産が高いという現状でありますから、これはどうしてもやっぱり韓国側の方と日本側との約束事を守つていただくという事で、旅行者の持ち帰りの二反をゼロにしたらどうかということになりますと輸入禁止ということになりますから、持ち込みであつてもそれは余り自由化された品目で——余りというよりも全然例はないんじやないか、そう思ひますんで、本当にそうできるかどうか、関税局等とも大蔵省等とも相談をしなければなりませんが、その問題も検討をいたしてみたいやうし、また実際上にはどのようなルートでやればそのように両国の申し合わせをくぐつて日本に渡つてこれるか、これはフェリーの問題もありまして、飛行機もある。そのような取引をやつておる業者について、通産省が所管できる、所管しております範囲内で、両国で取り交わした約束を守れとか、それを守らない場合にはきちんとそれに對して今後認めないとか、その商社は許さないとか、いろいろな商社法というのがありまさんので大変困つておられますが、そういうようなものを念頭に置きながら厳しい取り締まりをした

い。しかも、韓国の人は一反もだれもそれを着ないわけですからね、もっぱら世界じゅうで日本人のみが着る物を、日本を唯一のマーケットとして売

立ち得ますが、それを標的にされた国の特定の地域の生産者はたまつたものではないといふことがありますから、金丸先生の御指摘の点は長年の問題でなかつた解決してない問題、それだけに大変むずかしい問題といふことであります。しかし、兩國政府間においては話し合ひは曲がりなりにもついているわけでありまして、それ以外にはみ出す分について、新しく私の方で調査を命じ、その結果について措置を講じたいと思ひます。

○金丸三郎君 ありがとうございます。終わります。

大幅に緩和しているといふことは、これはお認めになるでしよう。

○政府委員(豊島格君) 石油需給状況そのものは緩和しているといふことは、先生御指摘のとおりでございます。

○吉田正雄君 去る三月十九日の予算委員会一般質疑におきまして、石油備蓄についてお尋ねをいたしました。時間が非常に限られておつたこと、それから御回答いただいた数字の中では必ずしも明確な点がなかつたといふことでありますので、これから引き続きお尋ねをいたします。

○吉田正雄君 その答申では、「公団による備蓄を長期的には三千万キロリットルを目標としつつ、今後備蓄のあり方を規定する諸条件の変化に照応しながら対処していくこととし、当面立地候補地点の状況等を勘案して、現行の一千七百万リットルを二千万キロリットルに拡大することとし、このうち一千万キロリットルについては二千万キロリットルまで明確になっているわけですが、長期的には三千万キロリットルというもののついては「諸条件の変化に照応しながら対処していくこと」といふことになつておるわけですね。つまり固定したものではありません。そこで諸条件をどのように考へておられるのかといふことをまず当初お聞きしたいと思ひます。

○吉田正雄君 いいですよ、聞いたことだけ答弁していただきます。

○政府委員(豊島格君) 石油需給状況そのものは緩和しているといふことは、先生御指摘のとおりでございます。

そこで、大臣、私がききよういろいろお尋ねを申し上げますのは、中曽根内閣の基本的な政治姿勢、政策でありますところの行政改革、それから増税なき財政再建、こういうものが本当に円滑に実現できるのかどうか、こういう基本的な観点を踏まえて御質問を申し上げたいと思ひます。

○政府委員(豊島格君) 三千万キロを目標として、諸条件の変化といふことでございすが、これを打ち立てるときにはエネルギーの供給構造の脆弱性の問題、あるいは諸外国の備蓄状況の問題、あるいは内外の石油需給の問題、あるいはタ

ね。そこで、この前私は質問したときに、ただ多ければいいといふことにはならぬわけですね。なぜかと申しますと、この備蓄タンクの建設資金であるとか、あるいは油購入代金、あるいはそれらの利子、あるいは利用量といふものを考へますと、これは莫大なものになるわけですね。これは後で大臣もよく聞いていただきたいと思ひますが、大変な額になるわけですね。

○政府委員(豊島格君) 石油需給状況そのものは緩和しているといふことは、先生御指摘のとおりでございます。

また、大臣、私が当初に要望いたしましたように、十分検討すべき課題については誠意を持って検討したいといふふうにもおっしゃつておるわけですが、そういう点で、きょうはひとつ大臣もゆつくりお聞きを願ひまして、今後また改善に向けて御検討いただけたらいいと思ひます。

○吉田正雄君 諸条件の中心となるものとしては、私としては石油需要に見合った安定的な確保、供給といふものがやっぱり中心の課題だと思ひます。これを満たすのかどうかといふことで条件といふのがいろいろあると思ひます。そういう点で考えますと、石油の需給状況といふのが

そこで、私は平均という意味も、無限大になる国もあるわけですね、計算のやり方によりましては。だから、そういう特殊なアメリカだとか、カナダだとか、イギリス等の三つの国を除いた国の平均といふものがむしろ妥当な平均になるんでは

○政府委員(豊島格君) 石油需給状況そのものは緩和しているといふことは、先生御指摘のとおりでございます。

そこで、御承知の五十三年十月に総合エネルギー調査会の石油部会の答申というものが出されておるんですが、ここでは「今後の石油政策の方

向」についてということが述べてありますけれども、この答申を尊重されると思ひますが、その点いかがでしようか。

○政府委員(豊島格君) 石油需給状況そのものは緩和しているといふことは、先生御指摘のとおりでございます。

○政府委員(豊島格君) 石油需給状況そのものは緩和しているといふことは、先生御指摘のとおりでございます。

○吉田正雄君 去る三月十九日の予算委員会一般質疑におきまして、石油備蓄についてお尋ねをいたしました。時間が非常に限られておつたこと、それから御回答いただいた数字の中では必ずしも明確な点がなかつたといふことでありますので、これから引き続きお尋ねをいたします。

○吉田正雄君 その答申では、「公団による備蓄を長期的には三千万キロリットルを目標としつつ、今後備蓄のあり方を規定する諸条件の変化に照応しながら対処していくこととし、当面立地候補地点の状況等を勘案して、現行の一千七百万リットルを二千万キロリットルに拡大することとし、このうち一千万キロリットルについては二千万キロリットルまで明確になっているわけですが、長期的には三千万キロリットルというもののついては「諸条件の変化に照応しながら対処していくこと」といふことになつておるわけですね。つまり固定したものではありません。そこで諸条件をどのように考へておられるのかといふことをまず当初お聞きしたいと思ひます。

○吉田正雄君 いいですよ、聞いたことだけ答弁していただきます。

○政府委員(豊島格君) 石油需給状況そのものは緩和しているといふことは、先生御指摘のとおりでございます。

ないかということ、もう一つは、このデーズFCという、そういうものが一番適正なといいますが、大臣がおっしゃるようなエネルギー安保とか、経済安保という目安としては、この方の日数というものがむしろ妥当ではないか、こういうことをこの前申し上げたわけですが、これについてはOECDの資料でも、手元にありますけれども、このFCについての日数もずっと書いてあるわけですよ。それから、いまの特異の三つの国を除いた平均日数については、日本というものはむしろ平均程度には達しているということですね。絶対数はアメリカに次いで第二位なんです。これはもう御承知のとおりだと思ふんですが、いま言ったデーズFCという考え方、これについては妥当だというふうにはお思ひになりませんか。

○政府委員(豊島格君) 備蓄をなぜやるかということとはたびたび申し上げておりますが、いわゆる供給が削減されると。しかもそれは外的なものが一番大きいわけでございます。したがって、自給率が非常に高い国、たとえばアメリカのように五割以上自給している国と、それから日本のように一〇〇%輸入している国で一体緊急時どことが問題かといえますと、国内の生産というのは若干災害とか何かで落ちることもあるかも知れませんが、そのうちこのIEAができて、IEAで考えた備蓄制度というのをみんなやろうと、これは緊急輸入システムと絡んでいるわけでございますが、そういうことから言いますと、やはり輸入量を前提とした備蓄ということが、この安定供給といえますが、緊急事態に備えるための数字として妥当である、むしろ消費、たとえば極端に言えば全部自国で生産をしておるような国というものはついて同じような考え方を適用するということがはならない。そういうことで私もデーズ・オブ・フォワード・コンサンションといいますが、DFCという先生の御指摘のものを考えることは私は適当じゃないんじゃないか。ただ、IEAでも参考までにそういうことを出しているとい

うことは一つの考え方であるということとは私もわかりませんが、しかしその場合、これを基準として緊急事態に備える標準と考えるのはどうだろうか。

それから、先生御指摘のアメリカとかイギリスとか、そういう非常に高いといいますが、自給率が高くあるいは輸出しているような国まで含めて平均で議論するのはちょっと行き過ぎじゃないか、こういう御指摘、これは私ももっともな点があると思ひまして、アメリカのように二百何日もやるといふ必要はないかも知れません。ただ、一つだけ申し上げたいのは、そういう国を除いてもいろいろ計算しようがあると思いますが、西欧諸国の方が高いわけで、たとえばドイツなんかは……

○吉田正雄君 もういいですよ、わかりました。いまの長官の答弁でまいますと、いわゆるIEAが言っている備蓄日数、これはいま言った特別の三国を除いてとおっしゃってますね。特別の三国を除きますと、去年の七月現在のものでは日本が百二日、それから平均というのは百七日なんですね。変わってないんですよ、ほとんど。それ以上私が言ったデーズFCというのは、大臣ね、輸入が完全にとだえたときに一体幾日持つかという数字なんですよ。だから、この数字から言くと、日本の場合には非常に大きくなりまして、全体の二十一カ国の平均が百七日であるのに対して、日本は百十日もあるんですよ。そういうことです。それから、あなたは単純な平均日数の方がむしろいいんじゃないかと——とおっしゃいます。が、デーズFCも一つの考え方だと思ひますが、デーズFCの方が、経済安全保障なりエネルギー安保という観点から考えた場合には、こちらの方がより大きな意味を持ってきたらいいんですよ、輸入が完全にとだえた場合に何日持つかという点で、もうちょっとその辺——いやいや、いいです、これでまた時間とつてますとあれですから、日数どちらにしてもそんな大して差は

ないことは確かなんです。平均と比べた場合、これは時間ないですから、また資料等皆さんの数字と合わないから、これは後でまた検討することにして、もうちょっとその辺を検討していただきたいということなんです。

そこで、そうなりますと、私は三千万キロリットルというの、いままだ二千五百五十万キロリットルですよ。当面は二千万キロリットルを直ちに備蓄をしていくんだということで、まだ三千万キロリットルについては、いま言った諸条件です。ね、その諸条件という基礎的な考え方が必ずしも、そういうふうには明確になってないし、この数字、IEAの平均基準日数が絶対だということも納得がいく、説得力のある基準ではないわけですから、そういう点でいまここでいいか悪いか論議をやっても時間ばかりかかりますから次に移りまして、そこで民間タンクの余裕備蓄量についてお尋ねをいたしますが、五十八年度の基準備蓄量と融資指示数量についてこの前聞いたときと通産省が各社に指示されたものでは、数字が若干違っているようなのでして、幾らになっておりますか。

——時間がかりますから皆さんの方で各石油精製会社等に通知をされたのは基準備蓄量が約四千八百七十三万五千キロリットル、それから融資指示数量が五千二百五十六万キロリットル、これ間違いないでしょう。

○政府委員(松尾邦彦君) 五十八年度の数量につきましては、若干差はございますが五千八百八万キロリットルでございます。

○吉田正雄君 そうすると、ここに書いてある、これは日刊の燃料油新聞というところで各社への基準というのをエネ庁から指示したと、こうなっているこの報道というのは全然違うんですか、十五日に示したと書いてあるんです。

○政府委員(松尾邦彦君) その新聞の記事がたまたま手元にございませんで比較はできませんけれども、各社に対して必要に応じて指示した数量は先ほど申し上げた五千八百八万キロリットルでございます。

○吉田正雄君 もう一回言ってください。

○政府委員(松尾邦彦君) 五〇八八でございませう。

○吉田正雄君 それじゃ五〇八八と仮にしておいて、民間備蓄の過去最大の実績というのはこの前申し上げましたように七千二百二十八万キロリットル、これはまあこの前お認めになったわけですね。これはおたくから出ている資料にも出ています。わけですから、ところがその後若干減ったような言い方もなされたんですが、現在どれくらいあるというふうにお考えになっておりますか、これ。

○政府委員(松尾邦彦君) 現在の備蓄量は民間におきまして五千六百六十万……

○吉田正雄君 あのね、備蓄量を聞いてるんじゃない、過去の最大備蓄量というのが七千二百二十八万キロリットルですから、現在のその備蓄可能量というのが大体どのくらい、タンクの備蓄可能量というのはどれくらいになるかと聞いてるんですよ。

○政府委員(松尾邦彦君) タンクの容量で申しますと約一億一千七百万キロリットルでございます。タンクの容量でございます。これに對しまして実際にどのくらい油を入られるかということになりますと、タンクの運用におきまして……

○吉田正雄君 私の聞いてる答弁になってないですよ。過去民間の場合の最大実績というのが七千二百二十八万キロリットルだったんですよ、ね、備蓄量。したがって、現在最大備蓄をやる可能量というのはどれだけあるかと聞いてるんですよ。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたタンクの容量の合計額一億一千七百万キロリットルでございますのに對しまして、貯油率というものはどのくらいかという点はいろいろな計算方法があるかと思ひますけれども、おおむね従来過去五年間ぐらいの実績を見ますと、貯油率というのは五四%程度でございます。したがって、一億一千七百万キロリットルに約五四%の数字を掛けた五千六百六十万キロリットル強が現実能力とし

では有されるものじゃないかと思っております。

○吉田正雄君 過去平均とだけ儲蓄されたかというのを聞いています。いいですね。いいですね。過去最大の実績というのが七千二百二十八万キロリットルまで儲蓄したんです。したがって現在は五千幾らか知らぬけれども、まだ可能量というのがあるわけでしょう。タンクについて聞いているんです。それはどれくらいありますかと聞いているんです。この前長官の答弁では、若干修理だとか何かで減っておりますからということをおっしゃったんで、じゃどれくらい減っているかというのを聞いています。

○政府委員(豊島格君) 先生のおっしゃいます数字でございまして七千二百幾らというのがピークであったと、現在数量が幾らだと、その差し引きが恐らく先生の余裕があると、こういう御立論であるうかと私は存じます。その計算をいたしますと二千五百万キロリットル以上余裕があるじゃないかと、こういう結論になるかと思ひます。ただ、そこで一言申し上げたいと思ひますのは、石油備蓄の義務量というのは年間最低限確保しなくちゃいけないというものでございまして、このたまたま一番大きなときは夏場でございまして、したがって、夏場は相当備蓄の在庫を持って、冬場にかけたため冬場減らしていくということとございまして……

○吉田正雄君 そんなことわかってはいますから、聞いたことだけに答えてください。時間ばかりりどんどんどん過ぎていく。

○政府委員(豊島格君) はい、二千万というのは数字で、実際ではないということとございまして。○吉田正雄君 そんなことわかってはいます。そんなこと聞いていないですよ。夏場がどうか、冬場がどうか、そんなことを聞いていないですよ。いいですか。むだな時間だから、当初言ったようにむだな時間をとらぬように、聞いたことだけ答えてもらえばいいんですよ、いいですか。

そこで、少なくとも二千万キロリットル以上あるだろうと、こういうふうにおっしゃっているんですね。そこで、北海道共備の三期分までの備蓄量と沖繩の場合、これは全部できたとしたらどれくらいになりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 沖繩と苫小牧東の共同備蓄の量といたしまして、能力的には五百万、五百万で合計一千万キロリットルの能力になる工事がいままです計画されて一部完成いたしております。

○吉田正雄君 いま五百万、五百万とおっしゃったんですが、それはタンク容量が大体そうなんです。ここでございまして、たまたま貯油率を掛けますと北海道共備が大体三百八十八万、それから沖繩が大体三百九十万くらいということになるわけですよ。○八五を掛けたりしていきまして、いいですか。そうなりますと、いまおっしゃったように、現にある民間タンクのこれから貯油できる余裕量、これは少なくとも二千万以上あるだろうとおっしゃっているわけですから、そういう点を加えますと、いまおっしゃった融資指示数量の、これは五千二百五十六だと思ひますが、皆さんの方じゃ五千八百八十八というふうに指示されたということなんです。それでいいです。それを引きますと、引いた場合には少なくとも二千五百万キロリットル前後の余裕があるということになるわけですね。これはそうなるでしょう、数字上。細かいところはいいですよ、二十や三十違ってもいいんですが、おおよそ二千五百万前後になるでしょう。

○政府委員(豊島格君) 先ほど私若干説明しかけたましたが、聞いたことだけ答えるということとございまして、申しました。計算上そういう指示のときと、その後のできたやつを加えていま指示数量を引けば確かに先生のおっしゃるようになるという事は事実でございますが、しかし、それが余裕であるかということの、余裕量になるでしょうと、こうおっしゃいましたので申し上げますと、必ずしも余裕量にはならない。とい

いますのは、石油の備蓄タンクはオペレーションをやっておるわけとございまして、夏場にはいっぱいいっぱい使っても、それを冬場にかけて取り崩して需給に充てていくということとございまして、年間通じて維持すべき最低備蓄義務量という考え方が下になりますと、それだけの余裕はない、それ以下になっておるといふことははっきりと申し上げたいと存じます。

○吉田正雄君 全然おっしゃっている数字は合わないじゃないですか。いいですか、いま言った、皆さんがおっしゃった融資指示数量というのが出るわけでしょう、五千八百八十八ですか。ところが、民間のタンクに現在ある程度入っています。ただまだ入れ得る余裕の備蓄量というのが出てくるわけですよ。タンク全体の容量の中から現に埋まっているものを除けば余裕量というのは出てくるわけでしょう。だからその数字というのが指示数量を引くと大体二千五百万キロリットル前後になるでしょうと、こう言っているんです。現に埋めただけだったかということと聞いています。じゃありませんか、あと空になっている部分がどれくらいありますかと、こういうことを聞いています。それで数字は合うじゃないですか、皆さん方の数字で私計算しているんですよ。○政府委員(豊島格君) 空になっているかどうかというところになりますと、たまたま物理的にはそれだけ余裕があるという事は言えると思ひますが、それが本当に余裕があるかどうかという、実際の問題としてはそうではないということとござい

○吉田正雄君 だから、冬にはよけいだと、夏には少ないとか、いろんなあれがありまして、指示数量と現に民間の持っているタンクがあるわけでしょう。タンクの絶対容量というの、皆さんの方では一億一千万キロリットルくらいとおっしゃっているわけですよ。だけれど、過去最大備蓄したのが七千二百二十八万キロリットルですから、大体その程度というのは油は入れられるという事はこれははっきりしているわけですよ。満タン

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、五千六百六十万キロリットル程度でございます。

○吉田正雄君 そうすれば、先ほど言った最大のところ、過去七千二百二十八万キロリットルも入っているんですよ。現に七千幾らまで入っているわけでしょう。それでもまだ余裕あったんですから、だから最高のところを見てといつても、いま言ったように北海道共備だの沖繩を加えますと、少なくとも二千五百万前後というものは余裕がある、こういうことを言っているんですよ。それ

をやっておるわけとございまして、夏場にはいっぱいいっぱい使っても、それを冬場にかけて取り崩して需給に充てていくということとございまして、年間通じて維持すべき最低備蓄義務量という考え方が下になりますと、それだけの余裕はない、それ以下になっておるといふことははっきりと申し上げたいと存じます。

○吉田正雄君 全然おっしゃっている数字は合わないじゃないですか。いいですか、いま言った、皆さんがおっしゃった融資指示数量というのが出るわけでしょう、五千八百八十八ですか。ところが、民間のタンクに現在ある程度入っています。ただまだ入れ得る余裕の備蓄量というのが出てくるわけですよ。タンク全体の容量の中から現に埋まっているものを除けば余裕量というのは出てくるわけでしょう。だからその数字というのが指示数量を引くと大体二千五百万キロリットル前後になるでしょうと、こう言っているんです。現に埋めただけだったかということと聞いています。じゃありませんか、あと空になっている部分がどれくらいありますかと、こういうことを聞いています。それで数字は合うじゃないですか、皆さん方の数字で私計算しているんですよ。○政府委員(豊島格君) 空になっているかどうかというところになりますと、たまたま物理的にはそれだけ余裕があるという事は言えると思ひますが、それが本当に余裕があるかどうかという、実際の問題としてはそうではないということとござい

○吉田正雄君 だから、冬にはよけいだと、夏には少ないとか、いろんなあれがありまして、指示数量と現に民間の持っているタンクがあるわけでしょう。タンクの絶対容量というの、皆さんの方では一億一千万キロリットルくらいとおっしゃっているわけですよ。だけれど、過去最大備蓄したのが七千二百二十八万キロリットルですから、大体その程度というのは油は入れられるという事はこれははっきりしているわけですよ。満タン

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、五千六百六十万キロリットル程度でございます。

○吉田正雄君 そうすれば、先ほど言った最大のところ、過去七千二百二十八万キロリットルも入っているんですよ。現に七千幾らまで入っているわけでしょう。それでもまだ余裕あったんですから、だから最高のところを見てといつても、いま言ったように北海道共備だの沖繩を加えますと、少なくとも二千五百万前後というものは余裕がある、こういうことを言っているんですよ。それ

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、五千六百六十万キロリットル程度でございます。

○吉田正雄君 そうすれば、先ほど言った最大のところ、過去七千二百二十八万キロリットルも入っているんですよ。現に七千幾らまで入っているわけでしょう。それでもまだ余裕あったんですから、だから最高のところを見てといつても、いま言ったように北海道共備だの沖繩を加えますと、少なくとも二千五百万前後というものは余裕がある、こういうことを言っているんですよ。それ

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、五千六百六十万キロリットル程度でございます。

○吉田正雄君 そうすれば、先ほど言った最大のところ、過去七千二百二十八万キロリットルも入っているんですよ。現に七千幾らまで入っているわけでしょう。それでもまだ余裕あったんですから、だから最高のところを見てといつても、いま言ったように北海道共備だの沖繩を加えますと、少なくとも二千五百万前後というものは余裕がある、こういうことを言っているんですよ。それ

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、五千六百六十万キロリットル程度でございます。

○吉田正雄君 そうすれば、先ほど言った最大のところ、過去七千二百二十八万キロリットルも入っているんですよ。現に七千幾らまで入っているわけでしょう。それでもまだ余裕あったんですから、だから最高のところを見てといつても、いま言ったように北海道共備だの沖繩を加えますと、少なくとも二千五百万前後というものは余裕がある、こういうことを言っているんですよ。それ

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、五千六百六十万キロリットル程度でございます。

○吉田正雄君 そうすれば、先ほど言った最大のところ、過去七千二百二十八万キロリットルも入っているんですよ。現に七千幾らまで入っているわけでしょう。それでもまだ余裕あったんですから、だから最高のところを見てといつても、いま言ったように北海道共備だの沖繩を加えますと、少なくとも二千五百万前後というものは余裕がある、こういうことを言っているんですよ。それ

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、五千六百六十万キロリットル程度でございます。

○吉田正雄君 そうすれば、先ほど言った最大のところ、過去七千二百二十八万キロリットルも入っているんですよ。現に七千幾らまで入っているわけでしょう。それでもまだ余裕あったんですから、だから最高のところを見てといつても、いま言ったように北海道共備だの沖繩を加えますと、少なくとも二千五百万前後というものは余裕がある、こういうことを言っているんですよ。それ

そのままの数字が使えるわけではなくて、今後の情勢をよく見きわめながら、どの程度の余剰タンクが長期にわたって安定的に残るのかということをも別途また考えてみる必要があるんじゃないかと存じております。

○吉田正雄君 私がいま聞いておるのは、具体的に数字を挙げて聞いているんでして、今後検討とかかどうかという、そういうあいまいなことで聞いているんじゃないんです。したがって、皆さんがこれから三千万キロリットル仮に認めたとして、備蓄をやっていく、民間はこれだけ余裕がある、現に幾つかの国備基地では建設が進んでおるといふことで、一体計画では民間タンクをどれぐらい借り上げられるつもりになっているんで

すか、それじゃ。

○政府委員(豊島格君) 現在、四百六十万キロ
七十万でございいますか、借り上げておきます
が、五十八年度もタンカー備蓄からの陸揚げと
か、あるいは二百五十万キロの積み増し
分等々を考へまして、ある程度民間タンクも借り
上げるというのを考へておりますが、その具体
的な数字につきましては、最終決定をいたしてお
りません。

○吉田正雄君 私聞いていた範囲では、これは
もう確かな数字だろうと思うんですが——じゃ計
画は全然ないんですか。計画がなくて建設をやっ
ていくんですか。備蓄の数量が決まっているとい
うのに、どこのタンクへ入れるのかわからぬでし
うやっして計画が進むんですか。買い込んでしま
い、どこへ入れるのかもわからぬという計画
あります。それは、少なくとも六十三年度まで
に三千万キロのタンクを備蓄するんだと。各国備
蓄地の建設状況というのがあるわけですね。計画
があるわけでしょう。それに合わせた民間タンク
と国備基地への備蓄というものの計画がなければ
ば、計画の進めようがないじゃないですか。これ
から検討するじゃ済まぬでしよう、それは。

○政府委員(豊島格君) いま申し上げたのは五十八
年度どうするかということでございますが、最終
的にはすべて国家備蓄の恒久基地にこの三千万
キロは入れるということで建設を進めておるわけ
でございます。ただ、途中年度の経過をいたしま
して、御承知のように最初は国家備蓄も、タンカ
ーに、基地がないからやっした、あるいは民間の備
蓄基地を借りてその間をつないでいるわけござ
いまして、その途中の経過をいたしましては、国
備基地が五十八年度終わりにございまして、それ
でその入れる分は決まるわけですが、二百五十万キ
ロの積み上げ分とそれからさらにタンカー備蓄は
漸次減らしていく、こういう方針を出してござ
いますので、それをどのぐらい減らすかということに
よって五十八年度の民間備蓄基地の借り上げが決
まる。五十九年度につきましても、そういうタン

カー備蓄を減らす、積み上げあるいは国家備蓄基
地の建設が本当にスムーズにいくかどうか、そう
いう建設のペースが上りの時期と、その何といた
すか、スピードですか、そういうものを勘案して
具体的に決めていくということでございます。最
最終的な方向としては、最初に申し上げましたよ
うに全部国家備蓄基地に収容する、こういうこと
でございます。

○吉田正雄君 皆さんからいただいた資料でも、
六十年度と六十一年度では最大で八百七十五とい
う数字が出てくるわけですね。いいですか。最終
的には二百三十という数字がこの前出ておったよ
うな気がするんですけども、そんなに皆さん国
備基地に全部入れると言っておいて、民間のタン
クに六十三年度までに入れたら三千万キロ
リットル国備基地に入れたら三千万キロ、
建設が順調に進んでいかなかったらそんなことは
できないわけでしょう。計画があるわけでしょう、
何年度という計画が。計画がなくて最後まで
その油どこに置くんです。建設状況に合わせて入
れていかなきゃいかぬわけでしょう。その間は民
間タンクを借りなきゃならぬということになる、
当然ですよ、それは。計画がないとは言わさせ
んよ。言ってくださいよ、わかってるんだから。

〔委員長退席、理事野呂田芳成君着席〕

○政府委員(豊島格君) 先生御指摘のとおり、国
備基地の建設というものは、地元の状況もござい
ますから計画どおり一〇〇%のしりりと六十三年度
までにできるといふことにならない可能性も絶無
とは言えないと思います。したがって、その
間備蓄基地ができない場合においては、当然のこ
とながら、民間の備蓄基地をある程度活用してい
くというところは避けられないことかと思ひます
が、現時点において年度別にどういふふうに民間
備蓄基地を借りていくということについての確た
る計画は私も持っておりません。

○吉田正雄君 きわめてずさんじゃないですか。
むつ小川原の進捗状況というのははかばかしいん

いんじゃないんですか。それから吉小牧の東部の
例の北地区、これは二十七基、予定では六十一
三月の完成ということになっているわけですか
ら、もう着工してなきゃならぬですよ。ところが
これはストップがかかっておりますね。福井はど
うです、全部建設おくれってますよ、これ予定より
も。だから、皆さんの計画でも六十年度、六十一
年度——現在はおっしゃったように四百七十六
すよ、五十七年度は、で、五十八年度が六百二
十五でしよう、五十八、五十九は。そうじゃござ
いせんか。そうでなきゃ合わぬですよ。建設状
況と合わせた場合にはおのずから数字というの
は出てくるんですよ、各基地の建設進捗状況を見
れば、こんなはずじゃない、何でいまわ
らぬなんぞおっしゃるんですか、これ。

○政府委員(豊島格君) 二百五十万キロを積み増
すというのが五十八年度の計画でございますし、む
つ小川原につきましてもその時期のずれというの
はあるかどうかという、おくれるかどうかは別と
して、一応計画どおり順調にいくと五十八年にで
きるわけでございますから、そこははっきりして
おるわけでございます。で、一つははっきりして
おらないのは、タンカー備蓄をいかにどれだけ減ら
すかということについて最終的にまだ決めており
ません。これにつきましては、例年並みでやって
いくのか、あるいはもっと加速させるべきじゃな
いかという意見ももちろんあるかと思ひまし
て、その辺のところは最終的に決まっております
ので、したがって、五十八年度というこの年、
次年度そのものをとりましても正確な数字が出な
いというの、そこが一番大きな要因でございま
す。五十九年度以降につきましては、もちろん基
地の進行の問題というの、来年度以降の問題です
から、若干の不確定要素はあるということござ
います。

○吉田正雄君 だから私が言ってるでしよう。そ
れじゃはつきり聞きますけれども、このむつ小川
原は比較的進んでいる、これははつきりしてお
るわけけれども、あとははかばかしいんで

すね。さっき言った吉小牧の場合、六十一、三月
に完成しますか、それじゃ。あるいは福井の場合
も完成しますか、それじゃ。どうなんですか。しなかつ
たらどうするんです。できない場合も考えなきゃ
だめでしょう。その場合、民間備蓄はどういうぐ
あいに考へておいていいのかと聞いているんです
よね。

○政府委員(豊島格君) 先ほど申しましたよう
に、むつ小川原については順調に進んでおり、予
定どおりでございます。それから吉小牧につきま
しては、北と南という二つございまして、南につ
いては予定どおりであるというところでございますが、
北についてはおくれるということでございます。
ただ、どのくらいおくれるかということにつきま
してはまだはっきりしておりません。いろいろほ
かの地点も御指摘がございましたけれども、そこ
ははつきりしてない。したがって、それはいま決
めておかなくても、その年度、年度である程度見
通しを立てていけばいいわけ、現在から、これ
だけを民間タンクを借り上げるという契約をする
必要もないわけでございます。で、一応のいろい
ろな観点からの検討はしておかなくちゃいけない
という点については先生のおっしゃるのとおりで
ございますが、幾ら幾らをもうこの時点でもこへ預
けるということにはならないんじゃないかと思ひ
ます。

○吉田正雄君 だって、備蓄の数量が年次計画で
進んでいくわけでしょう。そうするともうはつき
りと、いま言った吉小牧東部の場合には間に合
わないというところははつきりして、これ、福
井だってそうですよ、予定どおりじゃない。い
かないわけですから、そういうところへ入れられ
ないということもはつきりしてきているんでし
う。だから、皆さんの数字では、五十八年度は
六百二十五、五十九年度同じく六百二十五、それ
から六十、六十一年度が、これが最大というふう
なこと、八百七十五という数字が出てくるんで
けれども、私は、いまの建設状況を考へていつた
らこの数字は大体妥当じゃないかと思うんです

れどもね。まあいいですわ、これは皆さんこれから検討だとし、これから検討しや大変じゃないですか。できないという事ははっきりしているのに、どうされるんです、それ。

○政府委員(豊島格君) おくれることはある程度避けたい地点もあるのは事実でございます。しかし、その場合、つなぎとしては、先ほど先生御指摘の、民間タンクの余裕もその時点ぐらいまではあるかということもございまして、もちろんそれもなかったらどうするかということになりますと、タンカー備蓄というのを何にもないときはやるといふ手もあったわけでございまして、別にタンカー備蓄をやりたいわけじゃございませんが、いろんな方法はあるわけでございまして。その辺はまず民間備蓄であいてるところがあればそこを使うということには当然なるわけでございまして、そのときになかったらどうするかと言え、またタンカーということも、それは考え方としては――まずそうならぬと思いますが、そういうことで別に三千万キロリットルを積み上げるときに、その積み上げについて備蓄基地がおくれるから支障が直ちにいくということにはならないということでございます、もちろん予定どおりいくことが望ましいことについては変わりございません。

○吉田正雄君 大臣、いまお聞きいただいていてわかると思いますが、とにかく民間のタンクには相当余裕量があるわけですか。だから、私がここで指摘したいというのは、仮に三千万キロ、こんなものは非常に過大だと思うのですが、仮に認めたとしても民間のこれだけの余裕というものを遊ばしておくには問題があるのじゃないかと、こういうことを言っているわけですか。そういう点ではまさに民間の活力であるとか、むだな経費を省くとか、それから国備基地の一体備蓄経費というものと現にあるすでに建設済みの余った民間タンクを使う場合の経費というものがどうかということも当然勘案しながら配分をしておかなきゃならぬと思うのです。国備基地に満タン

にする必要もないわけですが、民間の方が安いということになればそちらを利用すると。そして国備基地の場合にはまた将来に備えるということもあるでしょうし、そういう点で、私は財政再建という観点から、そういうむだというものはできるだけなくしていくべきじゃないか。

これからの聞きまされども、非常に建設費とか利子補給であるとか油代購入費というものが莫大な予算を要するということをやっているのです。現状を申し上げますと、現在民間石油企業というのは備蓄量をいまだとんと減らしています。さっきおっしゃったように、かつては七千幾らもあつたのがいまさき五千幾らとおっしゃっているように減らしているわけですか。遊休タンクがふえているわけですか。したがって、民間としては国備基地に参加する理由も事情も現在はないわけですか。これははっきりしているわけですか。ところが、資本金を出資をして、完成後そこへ入れて高い利用料を払っていくということになれば参加のメリットというものが何もないわけですか。民間はむしろ参加というのを現状では嫌がっているというふうには私は聞いておるのです。そこでお聞きしますけれども、皆さん何が何でも国備というふうにおっしゃっているらしいのですが、いまちょっと聞いてみると、その都度その都度検討していくというふうなことをおっしゃっているのです。備蓄量の二〇%を上限として民間も油を入れなければならぬという条項というのが各備蓄会社との間の覚書でうたつてございすか、これは、どうなっていますか。

○政府委員(松尾邦彦君) いろいろな備蓄会社がございますので、全部同じというわけじゃございませんが、使うことを義務づけているものもありますが、義務づけてないものもございす。

○吉田正雄君 あるのはどの会社ですか。

○政府委員(松尾邦彦君) ひとつ小川原の会社だけでございます。

○吉田正雄君 ひとつ小川原だけですね。したがって、民間がいま言ったように二千万キロリットル

以上も余裕があると、タンクがすいていけると、入れられるという状況でしょう。そういうところで民間がわざわざ金を出したり高い利用料を払って国備基地に油を入れる理由とか、メリットというのが出てきますか。嫌がるのはあたりまえだとはお思いになりませんか、これ。

○政府委員(松尾邦彦君) 最近の石油需要の低迷の時期におきまして、石油企業がかつてのほどの熱意が、メリットを感じなくなるといふことがあつたのは一つの現実であらうかと思ひます。

○吉田正雄君 これは民間にとっては大変です。これだけ遊休のタンクを遊ばしておいて、また国備基地へ高い金を、出資金だ何だといって高い利用料を払って入れる。こんなことは考えられないことなのでして、これは大臣三千万の話は除いても、民間のいまのこういう問題というのは、慎重に私はやっぱり配慮をしてもらわなければならない。これはもう民間の方では大変だと思うのです。

そこで、次にお聞きしますけれども、北海道共備の場合一期分が五十七年の八月、去年の八月にオイルインしているわけですね。そのうち公団の油は何基に入っておりますか、これ。

○政府委員(松尾邦彦君) 十二基のタンクに入っております。

○吉田正雄君 そうすると、一期分十五基のうち十二基が公団の油が入っているわけですか。これ逆に言うと、まさに北海道共備という民間会社の状況というのは、国備基地の状況と全く同じなんですね。むしろこういうのを国備基地にしたらどうなんですか、それは。

○政府委員(松尾邦彦君) この会社は本来共同備蓄会社として設立されたものでございす。が、先ほどのお話にも出てまいりましたように、国家備蓄基地の建設途上におきましては、タンカーとか、民間のタンクを借用するという方針の一環として活用しているところもございまして、基本的には民間のタンクとして活用されることは予定されて、かつまた期待をされておるのであります。

○吉田正雄君 それじゃ、北海道共備というのは

将来どうなるんです、これは。全部そこに入れた油どっかへ持っていくということになるんですかね、これ。あるいは民間ではいろんなことを言っているわけでしょう、国備基地に油を入れたくない、これ大臣よく聞いていただかない。あるいはそういうものが認められないというふうな場合、民間が今度油を入れない場合、備蓄会社ですでに出資をしている資本金の見返りがどうなるのかという点も出てくるわけですか。これどういふふうにお考えになつていらっしゃるんですかね。民間は余っているというのに、また別途無理やり国備へ入れろだとか、あつちへ入れろだとか、金を取られたわ、高い金を払ってそこへ入れなきゃならぬなんて全然メリットないんですよ、それ。

○政府委員(豊島格君) この制度発足したときには、当然のことながら民間としても基地が足らなかったわけですから、三割の資本金をもってそれが一つの権利となりまして基地の一部を使うというの特権であるといひます。が、権利として出資の見返りだった。それが最近ではなかなか自分のところのタンクも埋まらないということでも不満が出てくるということになつておるんだと思ひます。

ただ、先ほど来先生たびたび御指摘のとおりでございますが、しかし、民間の自分のタンクというのはいざというときには結局自分で使うということを考えてやっておるわけでございまして、今後情勢いかによつてはみずから使う場合が出てくる。そういうときには当然国に貸している分も返してくれということになるわけでございまして、要するに、いままたまた需要が減つてもうかつておらぬと、したがって借りてくれという声が非常に強い。そういう特殊な情勢のもとにおけることはできない。もちろんその間の実情に応じてわれわれも北海道の共備の基地を利用して民間の負担を軽くするといひます。が、そういう現状に合ったことをやっているというところは当然でございす。が、それがいつまでもそういうふうになる

ということではないと、私は考えております。

○吉田正雄君 基本的に、私はそこを以て大きな誤りを犯しているんじゃないかと思うんです。民間は自分が使いたいときには使おうと云つても指示数量、基準日数というふうなものがあつて、大体九十日なら九十日間備蓄ということになつていくわけでしょう。そのほかには国家備蓄として三千万キロリットルというのを皆さんおつして三千万キロリットルですよ。だから三千万キロリットルも私は多いと、そんな必要はないと言ひますが、それは仮に認めたとしても、その三千万キロリットルの油というものをどこに備蓄するのかわからないと云ふのは、民間としては指示数量のほかに余つていくわけなんですから、まだ二千万キロリットル以上余つていくわけですから、そこへ入れればいいじゃないか。そういう点では、すでに国備基地として建設をされている部分については、これはいまさら増すの何だのなんてあほな話にはなりませんから、それは活用すればいいでしょう。しかし、三千万キロリットル認めたとしても、これからの国備基地計画のその他の部分については全然必要がないということなんです。皆さん方のいまされている計画を認めても要らないんですよ。これは、民間全部余剰というものを認めない、ペアにしようんだということになれば別ですけども、そうでないんですから、民間のこの余剰というものをできるだけ活用するということが必要はないだろう、こういうことを言っているんですね。非常に時間がたつていますから、ちょっと私の方で計算をしてみますと、いいですか、国備基地ですでに着したものとしましてはひとつと苫小牧東ですね、これで大体千四万キロリットル入るわけですよ。それから立地は決定したけれども未着工のところ、白鳥とか福井とか五島、秋田、こういうところで、千六百六十九万キロリットルございますね。合計してこれ二千六百八十三万キロリットルです。すでにあるわけですよ。ところが、まだ立地未決定というところで、志布志、馬毛島、久慈、菊間、申木

野、こういうのが予定には入っているんですね。ところが、いま言ったように、既着工のむつと苫小牧東だけで千四もあるわけですよ。民間備蓄の余剰量というものが、タンクの余剰量が少なくとも二千万以上あるというところは、すでにお認めになつていまして、私の計算では少なくとも二千五、六百万あるんですけれども、まあ、いいです。二千万として、すでにこれだけでも合計すると三千万になるわけですね。しかも、いま皆さんの方では、北海道共備については、実質的には国家備蓄と同じ取り扱いでこれを利用していいわけですよ、十二基分について。だから、そういう点を考えますと、もう施設が余つちゃうということなんです。ここが大臣、大事な点です。いいですか。大臣は三千万キロリットルは変えないとおっしゃっているから、それは仮に認めたとしても、タンクがもう余剰があつてしまふがなんですよ。それにもかかわらず、まだこれからどんどんどんつくつていくということですから、私は財政再建、しかもこれが全部、国民の税金によつて今度は予算の中からどんどん建設費の利子補給、油代購入の利子補給ということでは、この建設問題についてはもう一回再検討される必要があるんじゃないか。そういう遊休施設が出ることを承知の上で多額な資金というものを要するの、それこそ中曽根内閣の一枚看板であります財政再建、増税なき財政再建というものに反するのではないかと云うことを私は申し上げておるんですね。

勘定の五十八年度予算が幾らになつておるか。そのうちの国家備蓄関係費は幾らになつておりますか。要らない答弁は要りませんからね。

○政府委員(松尾邦彦君) 石油税収入四千二百九十億円のうち、四千二百五十億円を石特会計に繰り入れまして、石特関係の予算としては剰余金等を加へまして四千四百七十一億円の予算規模となつております。

○吉田正雄君 石油勘定の歳入の内訳は。

○政府委員(松尾邦彦君) 大きな柱といたしましては、石油の開発あるいは石油の確保という関係で千四……。

○吉田正雄君 いや、歳入の内訳ですよ。

○政府委員(松尾邦彦君) 失礼いたしました。原重油関税千三百六十億円のうち九十九億円、それから先ほど申し上げました石油税収入のうち、石特に繰り入れられました四千二百五十億、それから剰余金等百二十二億から成り立つております。

○吉田正雄君 先ほどお話がありましたように、石油税というのは従価税であるわけですから、したがつて今回の原油価格引き下げで当然減つてまいります。その減るという金額はどれぐらに見積もつておいでになりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) これは引き下げの時期とか、あるいは……。

○吉田正雄君 二十九ドルとして。

○政府委員(松尾邦彦君) まあ、二十九ですか、それから実際油がどう入ってくるかという……。

○吉田正雄君 従前の、去年の量でいいですか。

○政府委員(松尾邦彦君) それから為替レートもございしますが、そういうのを全部拾ひあつたしまして、四月一日から新しいものを全部やるとなると、一ドル当たり百二十億円でございまして、五ドルということであれば六百億ということになります。

○吉田正雄君 そうすると、五十八年度の予算はいま申されたとおりですから、もしこの六百億が減るといふことになるのと石油勘定が約三千九百億円、それから国備関係費が千四百から千五百億円にそれそれ縮小されていくことになるが、それでいい。

○政府委員(松尾邦彦君) 石特会計に入りますのは、石油税収入が直ちにダイレクトに入るわけじゃないと云ふので、それが一般会計を経由して特会に入れられる。その場合、繰入額は当該年度以前の前繰入未済額を含む石油財源の範囲内で必要な額ということと云ふことになりますから、直ちに結びつくわけじゃない。その結果、石油税が減つた結果、国の全体の収入がどうなるかということとはもちろん関係いたしますが、直ちにその分だけ減るといふ、連動ではないということと云ふは……。

○吉田正雄君 連動しませんか。そんなことないでしょうが。石油勘定の歳入のほとんどを占めているのが石油税でしよう。これはもう計算していただければ当然出てくるじゃないですか。石油勘定そのものはほとんど石油税のあれによって賄われているのがほとんどなんです。それから約六百億円を引けば、四千四百七十一億から引けば一億、五億、どうでもいいですよ。大体三千八百七十億くらい、前後になるでしょう。これは石油勘定の範囲は、それから国備関係費というものがこの三千八百七十一億の三七%という計算ですから、これが大体千四百三十二億というぐあいに当然予算が減っていくわけですから、こういうぐあいに減つてくるからならざるを得ないでしょう、収入が減つてくるんですから。一般会計と云うのはわかります。もちろん一般会計から入られて出てくるというものはわかりますけれども、引き戻すのだから事実考へてごらんないよ。当然そうなるわけでしよう、いまま。

○政府委員(松尾邦彦君) これは先生十分御承知で聞いておられるのかもわかりませんが、要するに石油税というのは一たん一般会計の中に入つて、その中から石油対策に必要なものを特別会計へ入られるということと云ふは、これまで五

千億ぐらいは石油特別会計へ入れられていないものもあるという事は御承知のとおりでございます。本年度的につきましても一般会計へ入れて、その中からまた石油税収入とその今度入れられる額との間には余り差がないという五十八年度はケースでございますが、それが直ちにいくという事にはなっていないことは、もう法制度上、予算制度上、そうなっていることは十分御承知だと思ひます。したがって一般会計の財政収入がどうなるかということとはもちろん無関係ではございませんが、石油税収入とだけ結びついていくということにはならないという事でございます。

○吉田正雄君 私がつておりますのは、いまおっしゃった五千億円の従来からの積み立てというのか、これがあるという事は承知しているんです。だから、それはまたどうするかというのとは別問題にしまして、いまの予算からいったならば、当然それだけの規模というのが縮小になってくるでしょうということを言っているわけですよ。そうでしょう。五千億というのはいいですよ、それはわかつていますから。

○政府委員(豊島格君) これは大蔵省に聞いていただいてもいいかと思ひますが、一般会計に入れられると。したがって、一般会計自身がどうなるか、歳入がどうなるかという事は一つ問題でございます。場合によつてはふえるかも知れないわけでございます。それは私も言う立場でございますが、したがって、そのふところの中から出てくるわけで、直ちに連動するということとは制度上も、この予算ができた経緯からいいますと、そうなるのではおらないということにはつきり申し上げられると思ひます。

○吉田正雄君 そうすると、予算勝手に変えられませんか。予算で組んだんでしょ、それは。○政府委員(豊島格君) 特別会計の歳出予算は組んでおりますし、それから特別会計への繰入金額も組んでおりますが、それは繰入金額はいままでどおりいたいただくが予算を変えないということでございます。繰入金額を減らすことは予算を

変えるということにならうかと思ひます。

○吉田正雄君 いずれにしても、この石油税収入が六百億減るといふことは、これはまあ総理大臣が答弁でも認められているわけですね。現に五百億の余裕が、積み立てが残っていると、これもわかつております。

そこで、次にお聞きしますが、建設費借入れ、油代借入れが非常にふくらんできておられるわけですが、五十八年度予算の国庫関係費の細目の金額とその使途がどういふふうになっているか。大きな項目だけで結構です、これは。

○政府委員(松尾邦彦君) 公団の備蓄事業に關係いたします出資金につきまして百六十五億強。それから国庫会社に対して行います基地建設資金、金融補給の借入れに係ります金利を補給する部分、金利補給の部分が百三十億強。それから一般備蓄基地の建設の用地取得に關係する経費、あるいはタンカー備蓄等にかかります用船料等の費用に關係するものが八百九十五億。そのほか備蓄用の原油の購入資金等の借入金の金利の補給分が四百六十億強、いまの中には備蓄量の積み増し分も含めて申し上げております。

○吉田正雄君 そうしますと、建設費の借入れはどこからという条件で借りているのか、いままでの実績がどういふふうになっているのか、それから今年度五十八年度予算の額がどうなっているのかお聞かせください。

○政府委員(松尾邦彦君) 五十八年度の国家備蓄基地の建設資金の調達に政府保証の短期借入れによつてござります。千三百九十八億圓を計上いたしております。

○吉田正雄君 私が聞いたのは、どういふ条件で、どこから借りるのか、あわせて五十八年度予算はと、こう聞いているんです。

○政府委員(松尾邦彦君) 国家備蓄基地の建設に關する借入金につきましては、期間は三年で借りることになっておりますが、金利はまだ決定いたしておりません。

○吉田正雄君 え。

○政府委員(松尾邦彦君) 金利等細目の条件はまだ確定いたしておりませんが、一応プライムレートのマイナス〇・一％という事で想定いたしております。

○吉田正雄君 返済はどういうことになっております。

○政府委員(松尾邦彦君) 返済は、先ほど申し上げましたように、三年間で返すことにいたしております。

○吉田正雄君 もし返済しないという場合には、これは再融資を受けると、こういうことになりませんか。

○政府委員(松尾邦彦君) 借りかえによつてつなぐことになると思ひます。

○吉田正雄君 立地が決定してあるこの六プロジェクトについて、完成までの建設費借入れの総計ですね、まあ累計と言つたらいいのか、これは大体幾らくらいになりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) およそ八千八百億程度だと思ひます。

○吉田正雄君 そうしたら、今度国家備蓄三千キロリットルということと実現する場合です、この場合の建設費の借入れ累計というのは、大体どれくらいになりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 一兆一千億圓強だと思ひます。

かと思ひます。

○吉田正雄君 次に、公団備蓄事業費等の交付金の予算、決算の推移は、大体どんなになっておりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 五十三年度は、予算百九十三億に對しまして決算百三十億。各年度順番に予算、決算の順に申し上げますと、五十四年度は、四百二十五億圓に對しまして二百六十四億圓、五十五年度は、四百四十八億圓に對しまして四百八十六億圓、五十六年度は、五百五十二億圓に對しまして六百四十六億圓。五十七年度、まだ決算は出ておりませんが、予算としては八百八十九億圓、五十八年度は、八百九十五億圓を計上いたしております。

○吉田正雄君 そこで、その事業費等交付金の中のタンカー備蓄経費、それから民間タンク借り上げの備蓄経費の推移がどういふふうになっておりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) タンカー備蓄についてから申し上げますと、五十三年度百二十七億圓、五十四年度二百五十六億圓、五十五年度四百七十一億圓、五十六年度五百九十七億圓、五十七年度はまだ見込みでございますけれども、五百八十九億圓、五十八年度には五百二十三億圓を計上いたしております。

民間タンクにつきましては、五十六年度から行つてござります。五十六年度に二十一億圓、五十七年度は、これも見込みでございますけれども、百二十四億圓。なお、五十八年度の予算には二百七十八億圓を計上いたしております。

○吉田正雄君 タンカー備蓄の一キロリットル当たりの経費及びそこに含まれる一キロリットル当りの用船料がどうなつておるか。

同じく、民間備蓄借り上げの場合の一キロリットル当たりの経費及びそこに含まれる一キロリットル当たりのタンク利用料が幾らになるか。

○政府委員(松尾邦彦君) タンカーにつきましては、年間キロリットル当たり六千九百圓が経費でございますが、そのうち用船料は約四千三百圓で

でございます。

それから民間タンクにつきましては、平均経費四千九百円のうちタンクの賃借料は約四千八百円程度でございます。

○吉田正雄君 いまのタンカー備蓄の経費の中で、いま用船料が四千三百円というふうにおっしゃったんですが、その他の主要なものとして燃料費とか漁業補償というのがあると思うんですが、それ大体どれくらいになっていきますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 恐縮ですが、燃料費、漁業補償費その他の細かい経費、ちょっと手元に持ち合わせておりません。

○吉田正雄君 六千九百円で用船料が四千三百円ですから、あと約二千六百円ですから、残りの金額の中の主要な項目としてはそんなに細かい数字じゃないと思うんですが、いまお手元にないいわけですね、ないですか、はい。

次に、むつ小川第一期はことしの九月にオイルインする予定になっているわけですが、これも、国備タンクの備蓄経費、それから利用料はどの程度を予定をされておられますか、その費用の内訳。

○政府委員(松尾邦彦君) 金利を含めました費用の方はキロリットル当たり六千四百円程度でございますけれども、利用料は三千九百円程度になると予定しております。

○吉田正雄君 あれですか、タンク利用料がそんなに程度に、三千九百円ですか。そんなに安くてよろしいんですかね、これ。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、金利を含めた費用ですと六千四百円でございますけれども、平均いたしまして三千九百円が利用料になると思われれます。

○吉田正雄君 利用料ですよ、そんなに……

○政府委員(松尾邦彦君) 利用料金。

○吉田正雄君 利用料でしよう。

○政府委員(松尾邦彦君) はい。

○吉田正雄君 三千九百円ですか。

○政府委員(松尾邦彦君) はい。

○政府委員(松尾邦彦君) はい。

○政府委員(松尾邦彦君) はい。

○吉田正雄君 ちょっとお聞きしますけれども、タンク利用料の内訳というのは、じゃ、どんなになっていきますか。——ちょっと待ってください。

それじゃこういうことで聞かしてください。借地料、それから減価償却費、それから建設費借入金返済、それから、その他のいろいろな人件費だとか燃料費だとか電力料だとか委託費やいろんなその他のもの一切合計ひくくるめてこういうのを維持管理費というふうに呼んだとした場合ですね、建設費借入金返済というのは大体どれくらいになりますか、いまこれずつと挙げたのでやっています。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げた数字の三千九百円の中に入っております、金利の分は入っております。

○吉田正雄君 タンクの利用料というのは、北海道共備の場合と民間タンク借り上げの場合には大体幾らになっていきますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 民間の借り入れタンクには四百六十五万キロリットル入れておりまして、おおむねそれに、若干の差はあるかもしれませんが、容量的にはおおむねそれに近い数字だと思えます。

○吉田正雄君 ちょっととほつきりしないんですが、もうちょっととほつきりしてください。北海道共備の場合と民間タンクの場合、ちょっと声が小さくてよく聞こえないんですが、幾らになりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) 北海道共備の場合のタンクの利用料はちょっと手元に正確な数字はございませんけれども、おおむね四千八百円前後だと思えます。

○吉田正雄君 北海道共備の場合大体四千五百七十円くらいでしよう。それから民間タンクの借り上げ料というのが大体さっきも話が出ましたが、四千七百円とか、四千九百円という数字ですね。これはほぼ間違いのないでしよう。

○政府委員(松尾邦彦君) おおむね先ほど申し上げましたように、タンク賃借料については平均的

に四千八百円程度でございます、先ほどのお話のように、若干共備の場合は安いということとおおむね正しいかと思いますが、細かい数字ちょっと手元にございませんので、大体……

○吉田正雄君 そうするといまのむつの場合利用料というのはどれくらいかと言ったら、三千九百円という数字は一体どんな根拠で出てくるのですかね。こんな安い金額なんというのはどこから出てくるのですか、これ。

○政府委員(松尾邦彦君) 考え方の整理の仕方なんです、民間の場合には当然自己資本でやっております、借入金もありましようし、いろいろやっておりますので、ただ過去につくった設備で安いのかもわかりませんが、四千八百円というのはすべての金利から極端に言えば配当まで入るといってございませうか、使用料に全部入っております、こういうことでございします。ただ、国備の場合には御承知のように、出資金とい

いますか、公団の出資金と、それから民間の出資金がありまして、あとは公団が無利子の貸し付けをして建設をしているということでございます。したがって、国備の会社はそういう金利負担が要らない。

それから元本返済についてということでございますが、償却はちゃんといたしておりますので、償却の中から返してくるということにはなるわけでございます。そういうことで計算の根拠といえますか、そこが違ふということその開きが出ておるといって御理解いただきたいと思います。

○吉田正雄君 いまこんなのがよくわからぬというところじゃ困るんじゃないですか。いいですか、借地料は大体どれくらいですか。じゃさっき言った数字大体どなか答えてみてくださ。借地料、減価償却費、それから維持管理費、それに建設費借入れた元金返済、これはどうなるか、この四項目、わからないわけじゃないでしよう、これ。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほどの三千九百円の内訳というのは予算の積算上一応用意した数字で

ございまして、具体的にどうなりますかは、今後の具体的な詰めによって決まってくるかと思えますけれども、大ざっぱな感じでございます、三千九百円のうち減価償却費が約千九百円強、なろうかと存じます。それからあとは土地の賃借料というのはいくら見当になるのとはなからうか、そういうふうに思っています。その他の費用多岐にわたりますので、それぞれ数百円ずつあるいは数十円ずつの経費の積み上げによりまして三千九百円が成り立っていると思えます。

○吉田正雄君 いまおっしゃった借地料の三百円というのは他とのいろんなことから大体そういう数字になるだろうと思うんですが、いまのところ維持管理費のところはどうもはつきりしなかったんですけれども、大体、従来の例とか、ほかの例からすると大体これは二千円くらいになっていくんじゃないですか、これ、普通。そうじゃございせんか。私は予算額で三千九百円とおっしゃる意味はわかりませんが、それでなくて、実際にはどれくらいかかるんだらうという計算というのはこれから予算を将来に向けてやっていくためにも必要な数字なんです、ここはやっぱりある程度きつと民間の場合にどうかと、共同備蓄の場合はどうだったと、北海道共備の場合どうだったということからやってみればおのずから数字というののははつきりしてくるんですよ、これ。

まあいいですわ。時間もありませんし。予算額だということはおわかりいただけますけれども、予算額で本当に執行していくのかどうかということになります、これは大臣お聞きのように、北海道共備の場合で四千五百七十円なんです。それから民間タンクの借り上げの場合には四千七百円なんです。そこで、いまむつの場合どうなっているかということなんですけれども、借地料はいまおっしゃったように三百円、まあ大体こんなものだろう、おっしゃるのとおりだと思えます。それから減価償却費が、これはまあ幾ら見るかというのには年数にもよりますし、率にもよると思え

ですが、大体いま千九百円ぐらいとおっしゃった
ですか、大体それくらいということ、これで
もって約二千二百円になるわけですね。それで
あと維持管理費というものを考えますと、これは
大体従来の例からすれば、その他のほかのところ
とあれた場合に、大体二千円くらいというの
が、これは常識になってくると思うんですね。
そういったしますと、建設費の借入金返済、これ
をこれに加えなきゃ利用料にならぬわけでしょ
う。利用料としては当然ですね。これはどれくら
いに見積もっておいてなるんですか。

○政府委員(豊島格君) 利用料はコストでやって
おりますから、当然償却とか、それから維持管理
費、それから土地の使用料、こういうのが要るわ
けでございます。ただし、この会社は金利はただ
の金を借りてやっておるわけですから、そういう
のは要らないということ。入っていない。それから
返済は普通の企業の場合、いろいろあると思いま
すが、償却でしていくことを前提とすれば
償却費でやっていくということで、特別にそのた
めのコストは三千九百円の中に入れておらないと
いうことでございます。

○吉田正雄君 またここでさらに論議をやりま
す時間がないから一方ですから、これやめます
が、大臣いまお聞きになっておわかりのように、
むつ小川原の場合の利用料については北海道共
備、それから民間借り上げとの間に、大体民間の
場合ですと四千八百円くらいとおっしゃっている
わけですから、そうすると三千九百円という約
九百円の差があるということになりますし、北海
道共備四千五百七十円、まあ四千六百円としても
七百円の差が出てくるということなんで、これは
やっぱり問題だと思ふんですね。問題ですよ、
これ。もうちょっとやりましょうか。——ちよっ
と答えられないのか、答えがあっても言えないの
かわかりませんが、そういうことを大臣、
ひとつよく頭に入れておいていただくということ
で、次にそれでは移ります。

○吉田正雄君 あのですね、五十七年度の場合に
はタンカーで五百九十六億、民間、国備基地で百
七十三億、それから備蓄経費ということ、そこ
で合計すると七百六十九億になるわけですね。そ
れから事業費等交付金予算というものが八百八十九
億と、これは間違いないでしょう。——この備
蓄経費というところですよ。いま言った合計間違
いないでしょう。

○政府委員(松尾邦彦君) 予算の点はそれで大体
合っていると思います。
それで、先ほど申し上げた四千億と申します
のは、一応私も大ざっぱでございますけれども、
も、前提を置いて、施設のお金だけではなくて、
導入する油の代金につきまして……

○吉田正雄君 いいですよ、ちよっと待ってくだ
さい。
それじゃ、もうちょっととはつきり聞きますが、
事業費等交付金予算、これは五十七年度が八百八
十九億で、それから五十八年度が予算で八百九十
五億になっておりますね。この額は六十四年度以
降大体どれくらいになりますか。

○政府委員(松尾邦彦君) おおむね千五百億円程
度だと思います。
○吉田正雄君 計画量でいままでの利用料その他
を計算してきますと、千七百億円ぐらいになる
んじゃないですか、これ。千五百億じゃ上りま
せんよ、これ皆さん方の計画どおりですと来る
という。

○政府委員(松尾邦彦君) まあ将来の数字でござ
いますから、いろいろ不確定の要因もあろうかと
思いますが、先ほど申し上げた千五百億円の数字

は基地の利用料、先ほど申し上げた単価三千九百
円程度に容量四千万キロリットルをかけて大ざっ
ぱに計算した数字でございます。

○吉田正雄君 これ非常にずさんだと思えます
よ、それは。じゃ、五十八年度の前の場合のタン
カー、民間、国備基地の量ですね。それと備蓄経
費計でもってずっと出てくる数字ね。いまさっき
申し上げたように、備蓄の経費の計というものが五
十七年度が七百六十九億、五十八年度が八百五
十億と、こうなっているわけでしょう。だから現
行価格で計算するわけですね。将来の値上がり
なんか見込まないでいきますと、五十九年
度の場合には八百五十億、九百八十億、六十年
が千百十三億、こういうふうになっていくわけ
ですね。したがってそれに伴って事業費等交付金
予算というものが五十七年度の八百八十九億、そ
れから五十八年度が八百九十五億と、こういうふ
うにふえていくわけですね。そうでしょう。だ
から、それ皆さん方の計画に従って計算をしてい
けば千七百億ぐらいになっちゃうんですね、千七
百二十九億と、まあ細かいですが千七百億円
前後でいいんですが、千五百億というのじゃ大分
違いがあるじゃないですか、これ。

○政府委員(豊島格君) 先生は現在の備蓄経費を
もとにして計算をしておられると思えますから、
そういう計算をされればいまおっしゃったように
なるうかと思えます。
ただ、現在の備蓄の実態は民間のタンクを借り
ておると、これは四千万と、先ほど数字ござい
ました。それからタンカー備蓄の場合はちよっと
高いところを借りておるわけでございます。今
後恒久施設で国備基地を使うときには基地利用
料というものは三千九百円ということでございます
ので、それで千五百億になるということござい
ます。先ほどおかしな感じが、民間の備蓄の
基地を借りるときよりも相当安いという意味で
御指摘じゃなかったかと思えますが、それは計算
の方法でございますが、基地利用料としては三千
九百円しか払いませんが、別途基地を建設するに

当たりましては出資を公団からしたり、あるいは
借入金、利子補給を受けて、それをただで貸して
おるという意味で、そちらの方のコストがあるわ
けで、トータルして考えていただければ別の数字
になると、こういうことでございます。

○吉田正雄君 そんな言い逃れはないでしょう。
私の計算したのは、皆さん方の五十三年度から六
十三年までの積み増し量、それからこの備蓄量合
計全部出ますよ、計画で、それから、そのうち
タンカー備蓄がどれだけだと、それから民間借
り上げが幾らだと、それから国備基地が幾らと、
こういうふうになって出てくるんですね。だ
から、そこをい言ったタンカーの利用料が幾ら
か、さっきもおっしゃったんですよ。それから民
間の借り上げが幾らかというものをこの数量に掛
けて言っているわけですね。そうやって出てき
た数字が大体こんなことになることを言ってる
んでして、皆さん方の計画の数字でもって私は計
算してやってみるんですよ、それは。おかしな
じゃないですか、それ。まあいいですわ。とにかく
そういうぐあいに違っておるということなんです
よね。まあもう一回再検討してみてください。

○吉田正雄君 それから公団から市中銀行への油
代借り入れの元金返済、それから元金返済がどう
なっておるか、もし国備関係費から出すとすれ
ばそれは一体どの細目から出すことになっておる
のかということですよ。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました
ように、償還の方法につきましては一定の期限を
つけておりまして、財政事情を勘案しつつ返済し
ていくわけでございますけれども、返済する場合
には出資金において充てることになっておるわけ

でございますが、一般的な償還の方法につきましては、先ほど基地、それから原油購入についてそれぞれ申し上げましたように、基地であれば三年、原油でございましたら二年ということで償還する計画になっております。

○吉田正雄君 もう少し大きい声出していただけませんか、よく聞き取れないんですよ。いずれにしたって国備関係費からいずれは元金を返済しなきゃならぬということになってくるんじゃないですか、これどうなんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 最終的には特別会計から返済することになりますが、先ほどもちょっと申し上げましたのは、国備基地に関係する部分につきましては、先ほどの利用料が回り回って返済原質になっていくということを申し上げたわけので、そういうことを添えさせていただきます。

○吉田正雄君 利用料 利用料から返すということですか。いや、利用料というのは一体会計上どこへ入ってくるんです。私が聞いているのは、元金の返済をどうするかということでしょう。利用料なんて項目はありますか、予算上に——そんなものはないじゃないですか。はつきりちゃんと言えないさいよ、そんな。

○政府委員（豊島格君）　ちよつと整理させていた
だきますと、いま利用料と申しましたのは、基地
利用料を払うわけですね。

○吉田正雄君 いや、説明は要らないですよ。

○政府委員(豊島格君)　したがって、その利用料の中に減価償却費が入っておりますので、その減価償却費というのは返済財源になるから、公団が無利子で出した金の返済にはそれが充てられると、いうことでございます。しかし、それ以外には備蓄の方も、基地建設の方につきましても当面繰り込んでおりませんが、将来この資金を返済するとすれば、公団に特別会計から出資が行われ、それが財源となるということに、返済財源にならうかということになるわけでございます。

○吉田正雄君　その特別会計というのは、何を指してます。

○政府委員(豊島格君) これは、石特会計でござい
ます。

○吉田正雄君　だから、石特会計の大体どの費目を予定されておるんですか、そうすると。そんな金のものは一切計画もしてないと言ひうんですかね。全然考へてもないんですか、それは。金を借りて返済計画がない、どこから金を返していいかまだわからないですね、單なる特別会計から払ふことにならるんでしょうじゃ、ちよつとやそつとの金じゃないから聞いてるんですよね、これ。

○政府委員(豊島格君) 利用料を公団が備蓄基地に払うものにつきましては、交付金ということですので特別会計から公団に交付されていく。それで利用料を払うわけです。したがって、その利用料から減価償却分は入るということになりますと、公団が貸している金が返ってくる。それで、その返った金で公団は市中に返すということになります。それから、あと公団が市中から借りて建設資金を貸したり、あるいは備蓄の原油を購入する代金につきましては、もしこれを返済するとして、いままでの利子につきましては利子補給金、それから基地使用料につきましては交付金がございますが、元本についてはございませんので、それをもし考えるところしたら、将来公団に対する出資というかっこうになるのではないかと思います。そういう性質のものでございます。

○吉田正雄君 なるのではないかというきわめて不確定な言い方なんです。だから、いづれにしても油代借り入れというのは相当な金額になるわけでしょう。さっきおっしゃったように、だかから、これをどう返済するかということなんです。ね。これは非常に大きな問題なんでしてね。利用料、利用料おっしゃっていますけど、公団は利用料取ったってそれが全部いま言った元金の返落なんか回るわけではないですよ、これは。だから、どこから払うかと、こう聞いておるんですよ。そうしたら、今度は特別会計だとおっしゃる。特別会計のどの費用ですかと聞くと、それはまだわからぬというんでしょう。わかるんですか。

○政府委員(豊島格君) まだ決めておらないから、だるうかと申し上げたんですが、性質上は元本に相当する部分は出資金のたぐい、要するに公団が自己資金で持てばいいわけです。ないから借り入れて持っている。したがって、それを自己資金にするためには出資金を公団に出さなければならぬ、い、こういうことでございます。

○吉田正雄君　あのね、そんなことで返せると思っているんですか、あなたなら。利用料取りました、ね、それからこれはちょっと冷静になってお考えになればわかるんじゃないですか。それじゃあちょっとお聞きしますよ。いままで再融資を受けることなく、さっき言ったように、返還計画というのは融資の条件として三年とかね、あるわけですよ。だから、再融資を受けてなくて実質的に返済した額はいまでもありますか。で、それは幾らになっております。

○政府委員(松尾邦彦君)　ございません。

○吉田正雄君　ないわけですね。そうすると、いままで借り入れの累計というのは、いままでの額の中でもまだ返せていないんですよ、これは。そうでしょう。返す予算項目もまだ載っていないわけです。これは大変な話なんですね。ところが、これからどんどん三千万キロリットルに向けての国家備蓄がどんどんふえていくということになったときに、実質的には最終的に一兆千億だ、建設費と油代とやりますと二兆六千億円ですか、そんなにっちゃうわけですよ。こういうものを一体どこから返すのかということなんですよね。

時間がないから、私は問題点だけこういふ指摘をします、当初のうちにね。いいですか。建設費借り入れが、いいですか、建設費借り入れが現在九百七十五億円ですよね。これが六十三年度までの間に、さっきもあったように、一兆五千億円にふくらんでいくと。それから事業補給金、この建設借り入れに伴う利子ですね、利子補給、これが現在の約十五倍に、九百七十五億から一兆五千億にふくらむわけですからね。利子補給の額というものも現在の約十五倍に増大をしてくる、これは

單純計算です。いいですか。それから、油代の借り入れが四千六百三十五億、現在。これが一兆約さっきの場合は一兆一千億円とおっしゃいましたが、こちらの計算では大体一兆三千億円くらいになるんじゃないかと思うんですが、まあいいですわ。それから、増強対策補給金、つまり油代借り入れの利子が、これも大体單純計算をやっていると約二・八倍くらいになる。それから三つ目として、事業費等交付金のはとんどを占める 備蓄経費、これがさっきも言いましたように八百五十億円から、ここに、予算に盛ってある八百五十億円、さっきは大体千五百億幾らくらいとおっしゃったんですが、こちらとしてはこれが千七百億円くらいになるんじゃないかということで、約二倍近い金額です。その次、ところが一方で先ほど申し上げましたように石油税収入というものが落ち込んでくる。なるほど一般会計に入れて、一般会計ではいままでの積み残しというのか、積立金というんですか、残っているのが大体五千億円ぐらいあるというふうなことはおっしゃっておるんですけれども、いずれにしても減った分の計算で、今後も二十九ドルということですから計算をしてまいりまして、それから現在の輸入量、まあ消費量ですか、約二億一千万ですか、その割合でずっといったとしたしますと、いま言った国備関係費というものが、予算が大体千四百億から千五百億円程度に縮小せざるを得ない、これは五千億円は棚上げをしておいて、そうなるわけです。

こういう状況の中で、いま言った膨大な一兆五
 千億円という建設資金の借り入れ、それから油代
 の借り入れの一兆一千億になるか一兆三千億にな
 るか、これは合計しただけでも大変な額になって
 いくわけです。こういうものを実質的に返済でき
 るのかどうか、元金、利息はいいですよ、国の方
 から入れていきゃいいんだから。この元金を一体
 どうやって返せるのか、返せないんじゃないかと
 思うんですけれどもね、これだけの膨大な額。そ
 れで、いま聞くと、いや、今後検討すればいいよ
 うな、ただ言葉の上では特別会計だとか、いや利

用料からおっしゃっているんですが、返済計画というのはいくらあるんですか、ないんですか。

○政府委員(豊島格君) 返済につきましては、形式的には三年で返すとか、部長から御説明いたしました。基本的には将来の財政事情を見て返済計画を立てていくということでございます。

ただ、一つだけ申し上げられますのは、国庫の建設地につきましては、建設が終わればその減価償却によって建設費は耐用年数に応じて返していくということになります。ただ、それが借りがえといいますが、短期で借りて返すので、それにはある程度つながらないけれども、償却期間中には一応返るといえることになるというところは言えると思います。

それから備蓄の方につきましては、そういうことではございません。これはいまのままほっておけば借りかえという事になります。返済を得ませんが、その辺は将来の財政事情を見て返済原資を少しずつ織り込んでいけばその分だけ金利負担も減るし、元本も返済される、それでそのつなぎのところは今後の、将来の特別会計あるいは財源をどうするかという大きな中で考えていく、こういうことになるかと思っております。

○吉田正雄君 いまのお話を聞いても、具体的な返済計画というのはいまだ立っていないということなんです。

そこで、いま私が申し上げた金額というのは、あくまでも建設費とそれから油代の借入金だけども二兆六、七千億円という膨大な額になるというんですが、さらに、大臣、聞いてもらいたいのは、六十三年度で完成した、ところが今度六十四年度以降の経費というのがまた膨大になってくるんですよ。どれくらいになってくるかという、事業補給金、これが、建設資金の借入れが一兆五千億円ですから、さっきは長期プライムレートよりもマイナス一%だということにおっしゃったので、現在、長期プライムレートが〇・

〇八四ですから、それが〇・〇七四ということになると思うんですけれども、〇・〇八四、長期プライムレートの計算でいけば、補給金だけでも大体二千二百六十億円になるわけですね。それから、増強対策金、これも利子になるわけですね。これも、これが、油代の借入れが一兆一千億になるか、一兆三千億円になるか、油代も量がだんだんふえていくということ、一兆三千億円と見ますと、長期プライムレートで計算して一千九百億

円という数字が出てまいります。さらに、事業費等交付金というものが、これがさっきは大体千五百億円くらいとおっしゃっているわけですね。でも、こういうぐあいに国家備蓄関係費用だけでも、四、五千億円前後という膨大な額にこれがふくらんでいくということになって、いま五千億円の積み残しがあります。なんというの、そんなものは一遍に吹っ飛んじゃうんですよ。これからいって、どんどん減っていくんですよ。五千億をいつまでもとっておけるわけじゃないんですよ。大変なんです。そこへもってきて石油収入というものが、いま言ったように減少していくわけですから、したがってこれはもう、大臣、いまのこの国庫費関係予算というものは完全に破綻するんですよ。石油勘定全体でもって大体三千九百億円くらいに減っていくだろうし、それから、いま言ったそこから出てくる、五千億を抜いておいて、国庫関係費というものが千四百億から千五百億円くらいに縮小をするということになるんですよ。それはそこから、五千億円から足りていけば、これはまたその分後が足りなくなってくるというだけの話なんです。そして、そういうことを考えますと、これはもう財政破綻というものは明らかになるんですよ。

私が一番恐れますのは、国鉄ほどは言いませんけれども、これだけ多額の金をつぎ込んでやる国家備蓄ですから、少なくとも将来の返済計画、こういうものを考えないと、第二の国鉄までとはいえないけれども、これが非常に大きな国民の負担になってくる。いずれは他の税金——きの

うの新聞等によりますという、早くも石油代替エネルギー政策に沿って、脱石油ということ、今後もこの政策というものを続けていく、開発を継続するということになると、いまの石油税では足りなくなってくる、これはもう単純明快に出てきている数字ですから、したがって財源をどこに求めるかということになると、石油の消費量も減っていくという中では、石油税を少しぐらひ上げてみたってとても追いつく数字ではないということ、で、自民党の内部では、今度はガス、石炭税を上げなきゃならぬんじゃないかというふうな報道もきのうあたりの新聞を見ますと出ているわけですね、財源確保が焦点だと。ところが、いま言ったように、他の代替エネルギーの経費というのはそんなに大きくはないわけですね。

時間がありませんから、もうここへきて一々明確な答弁を求めて、大体返済計画がないんですからお答えが出てこないと思えますけれども、私は大臣によく聞いておいていただいて、将来のこの返還について誤りのないきちとした計画、その計画の中で、先ほど申し上げましたように、民間タンクとの関係、これから、まだ立地は未定だけれども、建設もやらないという基地が本当に必要なかどうか。財政との関係で十分検討しないと悔いを後に残すことになるというふうに私は思うわけです。

そこで、石油税率を、前の本会議における総理答弁では、税率は六百億円くらい減るけれども、現石油税率の引き上げについては答申を受けて、現段階では引き上げは考えておりません、こういう答弁を総理はされているんですね。まず、これは長官でなくて、大臣はこの点はどのようにお考えになっておりますか。

○国務大臣(山中貞則君) まず、答弁が大変もたつきました。おわびいたします。

まず具体的にお答えする問題としては、いままでやりとりを聞いておりました私の手元でももう一遍これは財政収支、将来展望も踏まえながら基本的な考え方ですね、哲学といひましよう

か、無資源国とはいえ日本がいざという場合に困らないようにするためにはどこまでどうすべきかという哲学と、それから既存の計画が本当に、いまの答弁でははつきりしない点があるんですが、既定の方針があるとするならばその方針どおりに進んでいるのか、今後の見通しについて償還その他を含めながらどう計画を持っているか、一応答弁はなされておりますが、私自身がだんだんわからなくなってきたわけですね。したがって、そういうもので私が得心し、国民にも堂々と説明できるような内容のものを検討してみたい。再検討といひますか、まとめてみたいと、そういうふうに思います。

それから石油税は、今年度予算の執行には関係がありませんが、おっしゃったとおり従価税でございます。直ちにそれは大蔵省全体にとつて国の収支減の予想が立ちますので、来年度予算の編成からこの問題は取り組まなければならぬ問題であります。どうするかという問題は財政当局との話し合いであります。先の問題として、来年度予算の編成には直接関係してくるという問題と認識しております。

第三は、石炭もしくは、LNGとおっしゃいましたか……

○吉田正雄君 ガス消費税ですね。

○国務大臣(山中貞則君) 液化ガス、そういうものに対して課税するという構想が自民党の一部にございます。しかしながら、原料課税あるいは代替エネルギーへの転換のその途中の素材に対する課税、原料に対する課税というのは税法の四条が成り立つのかどうか私は疑問を持っておりますし、その点については実現がすぐであるとか検討を始めておるとかということはいまありません。

○吉田正雄君 まあいまの大臣の答弁で十分はつきりしたんですけれども、くどいようですがもうちょっと申し上げると、石油代替エネルギー政策を推進するんだということなんです。一番大きな分野というのは、これは原発になっているわけですね。で、原発を除いたその他の石油代替

エネルギー対策費というのは、大体予算規模としては三百五十億とか五百億とかというわけで少額なんです。原子力を除きますとね。したがって、そのために石炭、ガス消費税をふやすんだという理由にはならないんですよ。その辺が大分ごっちゃになっているんじゃないかと、石油税が減収になると石油代替エネルギー対策上、じゃほかの財源だということでも、石油代替エネルギー対策費というのは、いま言ったように三百五十億とか五百億では横ばいになってきているんでしてね、原発じゃないんです。そのために税率を上げるとのことにはならないですね。そういう点では私は自民党部会の中の議論も区分をされないで、いま大臣が御指摘になったとおりに思います。そこを誤りますとえらいことになっちゃうんじゃないかと。そして、そこで上げたものをいま申し上げましたように国備基地関係の金が膨大になっていくということで、石炭、ガスの税金を上げたものがこっへ返ってくるという、そういうことになりかねないというふうに思うわけなんです。そういう点でひとつこの税金問題についてはいまの国備基地計画そのものの検討ですね、財政との検討というものを総合エネルギー政策の中でも十分関連づけた御検討を私はお願いしたいというふうに思っているわけです。

特にこの前は時間がなくて、言葉不足で長官には気分を悪くされたようなことがあったかも知れませんけれども、そういう意味で申し上げているんじゃないんです。ただこういうことが言われていることは——これは長官には関係ないですよ、そうじゃなくて、備蓄の中でも船のようなもので備蓄するという計画もあるわけなんです。そこで、鉄鋼業界とか造船業界が基地建設に——とかく不況対策ということなんでしょ。うけれども、圧力をかけてつくれつくれという圧力というものがあるに強まっているんじゃないかというところがあるというふうです。これはそうだといたしますとエネルギー対策という、あるいは

は国家備蓄基地建設という、そういう中身に入った議論とは別に、とかくつくつてもらえばいい、船をつくればいいという、こういうことになって本末転倒もはなはだしいわけですし、しかもそれが大きな財政負担になるわけでありまして、いやしくもそういうことのないように、私は通産大臣に心からひとつ要望したいと思うんです。

そういう点で、当初申し上げましたように山中通産大臣は誠意を持って検討するというふうにおっしゃっておりますので、そういう点で時間も参りましたからもう一点だけ聞きたかったんですが、これは三十一日あたりのまた所信表明の際に最後のところはお聞きすることにしたしまして、きょうはこれで質問を終わります。

○委員長(亀井久興君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時二十分まで休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後二時二十分開会
○委員長(亀井久興君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○田代富士男君 私、最初に中小企業問題についてお尋ねをしたいと思います。

去る三月の四日に発表されました日銀短観によりますと、中小企業、製造業の動向は、業況判断につきましてもいろいろな角度から述べられておりますけれども、五十八年度の伸びは低いという予測がされておることはすでに御承知のとおりでございます。また、マスコミ等の報道によりまして、景気てこ入れ策の柱といたしまして公共事業と金融政策弾力化が考えられておりますけれども、予算成立後に直ちに経済対策閣僚会議を開き、具体策をまとめるということをございましたか、昨日も私、経企庁長官にもお尋ねいたしましたけれども、後藤田官房長官が、予算成立後こ

の景気対策へのてこ入れというのは直ちにということであつたけれども五月にずれ込むというふうな、こういうような談話等も発表されておりますし、また、通産大臣は、低迷する景気てこ入れのために経済活性化対策の検討を指示されております。公定歩合の引き下げの問題、きょうは参議院の大蔵委員会等におきまして竹下大蔵大臣等がこの問題に対して前向きな発言をされておりますし、公共事業の大幅前倒しの機微な経済政策の運営が必要であるということから、通産大臣といたしまして、景気てこ入れ策といたしまして事務局に指示されたと思ひますけれども、どういふ指示をされ、また、対策の必要性をどのように感じられていらっしゃるのか、こういういふ申し上げた立場から勘案して、最初にお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 通産行政の中だけではどうも八方ふさがりのような感じを持っています。まあ一般国民の消費者までそういう感じになっているときに、活性化していくというふうな手段がなかなかとりにくいものでありますから、かと言って、一例を公共事業にとりましては通産省の所管ではない問題はどうしてもやってもならなけれども、財政上はお金がないことはもう関係である以上みなわかつていますから、借金をどうするかという問題、返済をどうするかという問題の議論はあつても、現時点で新しい財源というものを拾い出して新しい政策を打ち出すというのもしきわめて困難なものでありますから、まず、内部の方で、垣根の外に出すところ、省庁間の問題で、権限の問題がありますから、中で検討してみろという意味で内部検討を命じたわけでありまして。

でありますから、それには当然ながら住宅建設の促進あるいは都市再開発の促進、大規模プロジェクトの推進、民間設備投資の活性化、新規産業分野の活動基盤の整備、地域経済の活性化、構造不況業種対策、中小企業対策、こういうふうに一

応は並べてあるのをございます。が、どうも自分たちの手だけではなかなか負えない。たとえば中小企業対策、こう言ひましても予算の上では確かに税制上の承継税制というものは一応は目算をつけた感じでありまして、中小企業促進税制というものはまああの形で一応新規事業としてやってみたんですが、しかし、それでは足りぬじゃないかというお声はもうその途中からあつたわけですね。ということは、私どもが中小企業投資促進税制を構想どおりに実現してもらつたためには大蔵省に新たに財源を二千六百億準備してもらわなきゃいかぬ。しかし、それは不可能に近いことでありますので、比較的中小企業がとりやすい方策としての特別償却というもののみにしました。そして建物とかリースとかという対象も外して約三百億ぐらい、大蔵省はそれでも金をこちらの方に割かされたという編成をしたと思ひますが、それでもしかし効果という点では一千億ぐらいはなるだろうという見積もり等もできるわけでありまして、しかし理想どおりにやりたいと言へばやはり税額控除、特別償却あるいは選択制、こういうふうなものでも建物もリースも加えて、この際、中小企業一斉にじゃこの期限のある間にやろうじゃないかという気になってはしかなかったのであります。が、しかしそれでも若干の誘引、促進剤にはなつただろうと思つております。

そのようなことをございますので、就任以来真つ先に昨年言ひたつたことは公定歩合の問題でございまして、公共事業は政府全体の予算を見ればこれは前倒しの前にまだ問題がある。今年度下期に後年度負担ということで、しかしその後年度負担のものを入れて公共事業費は対前年同額ということであれば、そのめり込みはそのままこの実際の事業費にならぬ。その残りを足して全部です。そうするとその分を差し引いた残りが同額というところは、事業量としては大きな減少である、だがが見てもわかることなんです。しかし、それをやはりこれは建設省、大蔵省の問題でありますから、表の方に向いて出している

ということとは差し控えながらも、これらの諸施策というものを総合してやっていって、そして中小企業を底辺として日本の産業の起爆剤をもうそろそろやってもいいではないかと思っておったのでありますが、四月に入らなければというのはもう御理解のように、三月いっぱいかりまして予算の成立を待つて議論をしているわけでございまして、予算が成立する前に前倒しをしたから、あと残りの下期はどうするんだということを返事しなければなりません。そうすると、それは補正予算を組みますなということとは予算成立以前には言えないという、ただの予算に対する誠意通達としていただくためのこれは政府・与党の理性でありますから、またそういう穴のあいた予算であるようなことを事前に申し上げることはできない。これは与野党よく理解していただいておりますから、このところのトラブルはありませんが、形式だけでも予算成立後にしたらということ、関係会議も総理が主宰をしまして、ごくわずかな関係関係であります、二回目をなるべく早く開こうということ、第一回は総論みたいなものを言い合ひまして、そして今週招集があるんだろというぐらゐの心づもりではあります。しかし、その間、関係各省より総理の手元には予備知識としてこういうようなことを各省は考えているというものを挙げておいてもらいたい。総理の方からは、余り財源の伴う問題、そういう問題に集中しないで、住宅建設ならばいろいろな規制があるんだろ、それは一例であります、そういう金を使わないで民間が自由に踏み出し、活力を編み出せる場所が、規制があるばかりに枠があったり、天井が低かったりする点があるんじゃないか、そういう点も考慮しろということでありましたが、それについて私どもは私どもなりに意見をすでに申し述べておるところでございます。一応これだけ御答弁申し上げます。

○田代富士男君 いま通産大臣が八方ふさがりの中で活性化できる手段というものは通産省の枠としては非常にやりにくいけれども、その枠内でこのようにやっているんだという努力を多とするわけでございます。

そういうわけで、大臣からの内部検討を命じられまして、いまもお話ありました八項目にわたる検討項目が定められたかと思うわけでございまして、その中に新規産業分野の活動基盤の整備、地域経済の活性化と並んで中小企業対策が挙げられておりますし、さらに活性化対策の柱といたしまして、いま通産大臣も申していらつしやいましたけれども、各種規制の緩和策もこれは大事である、これは通産省としても一番取り組みやすい問題ではないかと思ひますが、これらについて具体的にどの様なことを考えられているのか、いまだ単なる緩和策の問題等というのを申されまして、これも、そういう立場から各種規制の緩和策の中に、たとえば大型小売店舗の出店制限の解除など、こういうものについてどのようにお考えになつていらつしやるのか、昨年二月以降の出店凍結以後、大型店の出店状況がどうなつていのか、こういうところをもう一度御説明いただかせんでしようか。

○国務大臣(山中貞則君) 現在の検討の中には、大型店の出店規制と申します、出店の規制の問題を具体的に対象には挙げておりません。ただ、ついででございますから、建設省に属する問題でございますけれども、関係懇談会と申しますが、そういうところで私が提案いたしました各種規制のうち、たとえば住宅を一例にとつて申し上げます、いま二百四十万戸の空き家が現にあるわけでございます。しかし、国民のニーズとしては、質の面で住宅が足りないという現象が起つていっているのではなからうか。

では、なぜ二百四十万戸の空き家があるののだろうかというところになります、それは借地借家法という法律でこれ建設省は二回ほど国会に提案しまして、貧乏人いじめだというのでやられて廃案にされた経験を持つておるものですからなかなか出さないんですが、党の税制調査会長をしておりまして、土地税制を恒久税制にいた

します際に、土地税制は何のためにやるのかと言えは住宅のためにやる、住宅のために最も立ちふさがっているものは借地借家法であるということ、これを国会に出すことを条件に税調としては決めたんですが、なかなか出さないんですね。それで、今回もそのことを出しましたし——ということ、借家人の方が非常に権利が強いわけですから、家主さんの方はだんだん老朽になつていって、住んでいる人も、二階建てならば二階の廊下から、洗面所が共同のものがあつて、おトイレは一番奥の方に共用であるというところがあるわけだ、これは、家主さんもお困りなところがあるわけだ。本当は家主さんもお困りなところがあるわけだ。しかし、家主の方は思うようにできないし、そのうちに一人去り二人去りしながら空き部屋がだんだんできていくけれども、残っている人がおる以上、建てかえるわけにいかぬという、そういうことが積み積もつて二百四十万戸という大変な数の空き家があるのに、しかしそれには住める環境ではないということであるならば、そのところを既成市街地内において、それは存在する空き家ですから、それを建てかえられるようにしてあげたらどうだ、幸いマンションなんかについても、政令改正でマンションの建てかえについて四分の三が賛成すれば建てかえられるというようなことも、チャンスです。それから、この際、マンションからそういう小さい長屋みたいな家まで含めてそれをやれば、国が金を貸したりなどしなくとも、民間の人たちは建てかえたいというものがあつたという人たちがおられるでしょうし、半分公団との間に契約をして家を建てて借家をつくるか、いろいろな方法があるわけですから、そういうようなことでやったらどうか。

いいじゃないか、日照権の問題等仮に出てきて。だから、実際は私、自民党の税制調査会長でありましたときに、去年、おとしですか、大変越権行為でありますけれども、特に頼んで東京都の、知事じゃありませんが、責任者に来ていただきまして、何とかこの第一種専用住宅の十メートルの制限を外してもらいたい、でないと、土地税制を幾らやっても、住宅税制をやっても、これが思うように活用できないということを説明しまして、やつと環七と申します、環状七号線の内は取っ払ってもらつたんですが、逆に、地図を前にして見ますと、環状七号線の内には含まれていない地帯は残りはわずかだ。ですから、せめて環八以内はどうでしょうかということをやつたんですが、なかなかうんと言つてもらえていない。

○田代富士男君 これは、報道によりますと、大

蔵省の首脳がこのように言っております。

自民党が来年度上期に公共事業の八〇％以上の集中執行を要求している件は、今年度予算の補正で追加した公共事業の契約がまだ残っているし、消費者物価が安定しているなど景況観も必ずしも悪くないので、経済の実態に即して考えるべきだ、中小企業向けの投資減税など税制面での投入は時間的にも間に合わないだろう、こういうふうな述べたということが伝えられておりますけれども、いま申し上げた中で、公共事業の前倒し執行につきましても、通産大臣の御意見と相反する方向ではないかと思うんですが、これらの発言についての大臣の見解はどういうお考えであるかというところをお聞きしたいことがまず第一点。

第二点は、景況観が必ずしも悪くないという発言については、これはちょっと納得できません、私も。通産大臣としてどのようにお考えであるか。

第三点は、中小企業投資減税については、中小企業の設備投資促進の効果をどの程度に見ているのか、またこれを二年間に限ってやるというのはどういう理由であるのか、その根拠等を明確にしたいと思いますが、この三点、まとめでお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) その大蔵省首脳はあつぱれだと思えます。財政を預かる者として、財源のあてもなしにはいないと、結構ですなあなんという、そういう大蔵大臣がおつたら、日本はもうだめになっちゃいますから。その大蔵省首脳はだれかわかりませんが、いまのところあつぱれである、それは財政理論上正しいんですから。だがしかし、それは参らなくなるだろうということもつけ加えておきます。

政治というものはやっぱり必要なときには必要な決断をしなければならぬ、客観的な情勢のみでなくて、決断なしで政治というものはもう存在しない、私は思います。政治はそれこそ、それが政治であると思うので、しかるべきときにしかるべき発言をしるべき場所ではないかと思ひます。

す。

それに、いまのは修飾語でしようが、景況としてはそんなに悪いとは思わないというのは、ちょっと皮膚感覚が鈍っている人じゃないでしょうか。だれがそう言ったのか、これはわかりません。わかりませんが、とにかく去年の年末の零細小規模企業でボーナスを本当にだけ支払えた企業主があるだろうか、これは疑問に思うぐらい少ないです。

あるいはまた、週休二日制にしても、自分たちは盆と暮れに休めればそれで満足ですというような働き方をしている人たちがたくさんおられるわけですね。それが日本の産業の岩盤を支えている人たちの構成者であることを考えると、今日の景況がこの人たちにあって全く先行き明るいさの見えない、そして自分たちの企業収益もこれから先、見るべき見通しがほとんど、政府からもあるいは示してもらえないという不満もあるかと私は見えています、自分たちの努力ではどうにもならないが、この先どうなるんだろうという意見の持ち主が圧倒的だと思ふんです。そういう意味で、私はちには単にお上からの景況対策をどうしてやるというような考えではなくて、いまの一般の人たちの中小企業、零細小規模企業等が随分おられるのか、その人たちのたいまつに火を点じてあげられるのか、そういう角度からやらなければならぬと自戒しておるつもりでございます。

中小企業投資減税については先ほど申し上げましたし、その効果というものはやってみなきゃわかりませんが、やり方を実は期限を切ったというのはこういうことなんです。去年、これは中小企業業じゃなくて、エネルギー関連投資に対して設備投資減税をやってみたんです。そして一年間の実績をずっと拾ってみますと、やっぱり過去五年から五年をとって、それよりもエネルギー投資促進税制を出発、これも期限が切つてありますから、そうすると、その出発した年度をずっと三角形をつくったようにほぼ横ばいだったものがエネルギー

設備投資が上がっております。これがやっぱり税の促進効果なんです。その実績を今度はさらに分解してみますと――その前に、模式としては今回もしたが過去五年の平均の中小企業の設備投資の数字を拾って、その平均より高くなるべき部門についてめんどうを見る、こういう手法をとったわけですね。そのときに、エネルギーの方でやった結果を見ますと、これは大中小決めています。で、どっちの手段を、税額控除をとったのか特別償却をとったのかというのを見てみますと、税額控除をとっているのは大企業の方が非常に多いです。そして特別償却を採用したのは中小企業者に多いということです。今回できれば、税額控除まで考えたんですが、これは金を食うものから、どちらがいいかと言えれば特別償却というもので、中小企業が利用しやすいようだからこちらの方でやっていたというところで、しかし中小企業ですら短兵急に一年間というわけにはいきませんので、二年間だけやります、その間にうんとやってください、これが全体の景況の再出発への糸口の一つに、出発点になればという願いを込めてやったわけでございます。

○田代富士男君 次に、企業倒産の問題についてちょっとお尋ねいたしますが、景況の立ち直りがおこなわれている中で、十月以降の件数が急増をしていることは御承知のとおりだと思いますが、三ヶ月連続して千五百件台に乗せております、この結果、五十七年の一年間の件数が一万七千二百二十二件、負債総額が二兆三千九百三十一億円余りとなっております。またこれは後半になってふえていく傾向がありますけれども、この状況を通産省は特に今度金融面からいかに分析をしていらっしゃるのか、まずお尋ねしたい。

それと、いまも申したとおり、本年に入つて倒産の傾向というものは衰えておりません。二月の企業倒産件数という数字を見ましたら千三百三十五件、前年同月比で四・七％の増加になっております。この先さらに景況が停滞するようでありますれば、これは一段と厳しくなってくることは御承知のとおりだと思いますけれども、最近倒産のこういう傾向がふえてきているというその理由はいろいろありましようけれども、どのように受けとめていらっしゃるのか。また、ちょうどいま時期は三月の決算期でございますし、それに対して、やはり通産省といたしまして何らかの措置をとるべきではなかったかと思ひますけれども、こういうことに対してどういう措置をとり、企業を守ろうと努力されたのか、そこらあたりをちょっとまとめてお答えいただけます。

○政府委員(神谷和男君) 御指摘のように、昨年の末に入りまして、いわゆる危機ラインと言われおりました千五百件を超える月が続いてきておりました。前年同期比あるいは最近五年間の状況で見ますと、大体年末は季節的な要因がございまして、どの年も倒産の件数というものがかなり高いレベルになってくるわけでございます。たとえば十二月千五百五十八件というところでございまして、前年同期に比べますと二・二％減、あるいは十一月も二・五％減という形で、われわれといたしましては、こういう状況を高いところで一進一退と、このように受けとめておつたわけでございます。しかし、御指摘のように一月に入りました、件数はこれも季節的要因がございまして、千二百五十一件ということで、レベルはかなり下がりましたが、前年に比べますと一・一％増ということで、前年より高い水準にきた。二月の動向が目玉されましたが、先生御指摘のようにな四％強という形で前年のレベルを上回つておると、こういう状況でございます。三月は季節的要因がございまして、また件数の絶対値そのものはかなり上の方にいくのではないかと思ひますが、加えて前年同期とあるいは最近の何年かの状況と比して果たして下回つていくかどうか、われわれ最近の状況を見ておりますと、ややこの動向を危惧をしておると、この一、二カ月の状況というものは余りよい感じがしないという、非常に俗な言葉で言えば、そういう感じがいたします。

この状況を全般としてどうとらえておるかというところでございますが、景況は先生御指摘のとおり非常にこのところ長い不況が続いておりますので、中小企業の体力が弱っておりますが、幸いというのかあるいは何と申したらよろしいかわかりませんが、金融はかなり緩慢な状態が続いております。したがって、金融が緩慢であるということと景況の不況が一致にきませんで、じわじわと続いております。こういうことから倒れる企業は余り高いレベルになっておりませんが、先般の暖冬の影響とか、いま御指摘の年度末というふうな要因から、二月の水準に続いて三月あたりというのは非常に注意しなければならぬ、このように考えております。

これに対してどういう対策を講じておるかというところでございますが、いま申し上げましたような状況で、政府関係金融機関の資金量は十分現在でございます。したがって、私どもは中小公庫、国民公庫あるいは商工中金等の金融機関に対して、窓口で最近の状況を十分踏まえて、中小企業者の実情に適切に耳を傾けて、できるだけ親身になった相談をするようにと、さらには信用保証協会等にも同様をお願いしております。また最近その保証協会の会合がございまして、これは私が出席してまいりまして、そこでも強く要請をいたしましたと思っております。

さらに、後ほどまた触れる機会もあるかと思っておりますけれども、不況の相談室、倒産防止相談室がございまして、これらに対して季節的な要因もあるもので、特にきめ細かな指導を行うと、このような指導を現在行っておりましてございまして。

○田代富士男君 現実には倒産件数がふえているわけでございますから、その倒産の内容を見てみますとさまざまな形態があります。御承知のとおり、銀行取引停止処分によるものとか、あるいは会社更生法適用申請による倒産であるとか、また和議申請によるもの、自己破産についてのさまざまな形態がありますけれども、五十一年から五十七年までの比率を簡単に示していただけませ

んでしょうか。

○政府委員(神谷和男君) 御質問でございますが、五十三年から五十七年までの数字が、五十三年から五十七年までの数字で御勘弁をいただきたいと思っております。

商工リサーチ調べの先ほどの倒産件数に対応する数字でございますが、銀行取引停止処分は全体の倒産のうち五十三年が九七・〇八％、五十七年になりましてこれが九五・九四というところで、銀行取引の停止処分、負債一千万以上の倒産の中でウエイトを逐次減らしてきております。これに對しまして和議、これが五十三年の一・二五％から一・七七％、自己破産が〇・八六％から一・九四％、ともに小さなウエイトではございますが徐々にウエイトを高めてきております。会社更生法は五十三年の〇・三〇から〇・一五に、会社整理が〇・五〇から〇・二五に、これはともに減少の傾向を示していると、こういう状況でございます。

○田代富士男君 ただいま御説明いただいたとおり、銀行取引停止処分によるものあるいは会社更生法適用申請によるものが比較的數字の上で低下をきておる一方、和議申請によるものあるいは自己破産の比重がふえてきておるわけなんです。このように倒産形態の変遷について通産省としてどのように分析をされておるのか。また、和議申請したもの、会社更生法の適用申請をしたものの、やはり再建をしなければ目的が達成できないわけでございますが、こういう再建等をどのように把握されているのか、再建まで平均何年ぐらいかかっているのか、そこあたりまでやはりきめ細かく温かく見守る必要があるのじゃないかと思っておりますが、そこあたりはどうでございますでしょうか。

○政府委員(神谷和男君) 銀行取引停止処分が減少しておりますことは、この一千万以下の数値といふのも別途ございましてけれども、この段階ではかなり急激に減ってきております。これは一般的

に申し上げましてやはり、自画自賛に若干なりまされども、国あるいは地方公共団体のいろいろ政府関係金融機関による手当、あるいは制度融資の充実というものが逐次効果をあらわしてきておるものと考えられますが、負債額一千万以上のところで申し上げますと、このような動向とあわせて、特に近年におきましてはやはり五十五年のかけり以降の景況の沈滞というものが、第二次オイルショックは第一次ショックと異なりまして、急激な落ち込みではなくして、御承知のように非常に長期の低迷、いわゆるじわじわと全身衰弱的な形で来る不況でございますので、加えて金融も比較的緩やかであるということから、ばたきと不渡りを二回出して取引を停止食うというような件数が徐々に減っていくという傾向が、一つ不況の機相の反映としてあらわれてきておるのではないかと、このように考えられます。また同じような理由が、突然の取引停止処分とかあるいは破産というような形ではなくして、むしろじわじわと不況でございまして、事前に余りに迷惑をかけるような自己破産をするとか、あるいは和議というような形で関係者と話し合って始末をつけたがら再建の道を歩むと、こういう方法をとらせているのではないかと思ひますし、またとらすが可能になっておるのではないかと、このように考えております。

しからば、会社更生法が何で減っておるかというところでございましてけれども、これは大企業は比較的使いやすいわけでございますが、中小企業は手続がどちらかと言えは非常に複雑でございますので、むしろ和議の方に中小企業は来ると、こういうことで、件数でとらえた場合には和議の件数が上がり、会社更生法の件数が減っておるのだ、こういうふうに考えます。

したがって、ただいま御説明いたしましたことを要約いたしますと、近時の不況の状況、じわじわ型の不況といふものを反映してこういう傾向があらわれているのではないかと、このように考えております。これらの更生法、和議というの

がどちらかと言えは再建型でございまして、自己破産はそこで一応ピリオドを打ちますので、それから全体のこういうタイプのいわゆる倒産がふえてきていることに關しましては、先ほど申しました倒産防止対策等では、すべての対応あるいはどのように対応しようとしておるかというふうな倒産あるいは倒産の未然防止というものの相談に際してございまして、あるいは必要な顧問弁護士等を紹介しながら、これらのいわゆる企業のお悩みに、御相談に応じておるわけでございますし、必要な制度金融等のあつせんを行つておるところでございます。

しからば、破産したものは別といたしまして、更生法や和議で再建を図つておる企業は一体どういう状況になっておるかというところでございまして、御承知のように更生法等の手続に入りまして、これは裁判所の管轄に属しまして、外部からなかなか手が出せない状況でございまして。われわれもこれらの状況につきまして、最高裁判所の統計を伺うと、こういうことになっておりますが、たとえば更生法等では、最近四年間の数字で見ますと七割ぐらゐは一応更生計画最終決定をいたしておりますので、七割程度、俗な言葉で申し上げれば、何とか再建が進んだのではないかと。和議はこういう統計がございせん。したがって、推察になりますが、この比率はもう少し半分近くになるのではなからうかというふうに考えております。

それから、立ち直りにどのぐらいの期間がかかるか。これも最高裁判所の方にいろいろ状況はわれわれは常時聞いておるわけでございますが、しかる統計がないようでございます。また、別途いろいろな形で情報を収集したいと考えております。

こういう更生法等の倒産企業の再建努力をどういうふうにならわねとしましてフォローアップするか、こういうことでございまして、御承知のように、更生計画の認可決定までは管財人の完全にコントロール下に置かれますし、裁判官の指揮下に

置かれますので、われわれとしては行政サイドでは全く手が出ないわけでございまして、認可計画で再建をスタートした後は、特に政府関係金融機関の融資手段等もあることでもございまして、そういう債権棚上げしたほか、新しい再建計画に關しましてはできるだけ協力をしていく、こういうような形で現実に進めておるところでござい

ます。

○田代富士男君 いま御説明をいただきましたけれども、こういうような形態変化などの状況を考えたときに、当然中小企業施設に影響及ぼすことと思うわけでございまして、そうした倒産企業の再建に対する手だてをいま御説明いただきましたけれども、フォローについての考え方、もうちょっと温かい、何といいますが、そういう手だてをすべきじゃないかと思いますが、もうちょっとそこあたり何とか御説明できませんか、対策を。

○政府委員(神谷和男君) まず、基本的にはわれわれの政策の第一義目標は倒産をできるだけ防止させたい、こういうことで倒産防止対策室、これ

でいろいろ制度融資その他と関連させながら、あるいは商工調停士の御協力を得ながら、これもやはりたとえは東京の例で申し上げれば、倒産駆け込み寺に來られた七割以上の方が何とか再建をしておられるわけで、倒産に至ってないわけ

でございまして、不幸にして倒産の範疇に入る更生法とか和議になりました際には、やはり更生計画をどういうふうにするかという問題に關しては行政として手が出せない仕組みになっておりまして、むしろ裁判所並びに債権者の中でやはりいろいろな相談をなさった上で適当な計画を進められる。その恐らく再建計画というものはその限りにおいて衆知を集めた合理的なものだろうと考えられますので、われわれとしては、むしろその再建計画が円滑にいくように金融面その他で御援助を申し上げる、こういう考え方になっておるわけでござい

ます。

○田代富士男君 昭和四十三年以降の倒産率の推移を見てみますと、五十二年の一・一五%をピークにほとんどは1%を割っておりまして、こういう意味から、通常は百社のうち倒産するのは一社に満たない、こういう数字でありますけれども、しかしながら数字にあらわれない倒産といいますが、廃業が、最近の構造不況もありまして、ふえているというのが実情ではないかと思うわけでござい

ます。この廃業については、実態調査は現在行われていないようでありまして、通産省はこの問題に對してどのようにお考えになっていらっしゃるのか、まずお聞きしたいことです。そういう意味から、たとえば小規模企業共済制度の解約件数から割り出した廃業率はだんだんと高い方向へ推移しているわけでございまして、廃業そのものの見方によりますと、産業構造の変化をもたらす点では一面では好ましい点もある見方もあるわけでござい

ますけれども、中小企業施策の大きな立場から見ますと、こういうような倒産率のみに注目するのだけではないで、こういうような廃業率についても調査をいたしまして、適切な対策を講じていくべきではないかと思うわけでござい

ます。いま倒産しないようにめんどろを見て、いるというそれだけでなくて、こういう点に對して通産大臣いかがでございましょう。

○政府委員(神谷和男君) その前にちょっと私どもの状況を御説明させていただきますが、御指摘のように廃業の統計というのはいわゆる、御指摘の私ども何と廃業の実態をつかみたいと思つて、ござい

ます。大臣からも累次指示を受けておりまして、私ども何と廃業の実態をつかみたいと思つて、ござい

ます。これが転業でございまして、新しい分野に行くわけでござい

ます。これが転業でございまして、新しい分野に行くわけでござい

ます。これが転業でございまして、新しい分野に行くわけでござい

ての企業件数というものはふえていくわけなんです。私はここに着目して中小企業庁長官に、この日本人のバイタリティー、あるいはまた末端に至るまで、小規模事業者まで非常に高い学力、世界ですぐれた能力を持つ国民で構成されている日本なんだから、倒産件数はかなり目を奪われないで、倒産があっても総事業者数はふえるというところにもう一つメスを入れて、その人たちは新しい事業なり、あるいはまた別な分野へ、あるいは近代的な分野へというふうに移行して変わっていくのか、新しくグループを生んでいくのか。このすばらしい活力のところに、もしわがかならばそのところあたりを近代化促進法とか融資とか、そういうようなところで手助けしてあげることには注意を払ったかどうかという意味で指示もいたしたことがございます。

私は日本は中小企業の国だと思ふんです。大阪で世界の中小企業の責任者の大臣たちのサミットをやってみましたが、中小企業に対する法の定義が定められているのは日本だけなんです。ほかの国はまだそこまですていない。そしてほかの国は、日本でなぜ大企業と中小企業とが併存しながらどうしてともに繁栄できるのかというのが最大の各国の大臣たちの疑問でございました。そうすると、私はやっぱり日本の場合には、よそを見て学ぶものはないかと、自分たちの持っているすばらしいものをより育て、より花を開かせる努力を官民一体となってやれば、中小企業に関する限り世界に冠たる日本になれるという確信を逆に諸外国の多くの大臣たちと会ったために、自信といえますか、そういう、自衛、自戒しながらも将来に日本の中小企業有望なりという確信を得ました。今後ともそのような意気込みで取り組んでまいります。

○田代富士男君 大阪での中小企業サミットというのには地元でも高く評価されておりますし、いまの決意で中小企業育成をよろしくお願いしたいと思ふいます。

次に、原油価格引き下げの問題について質問を

したいと思ふますが、御承知のとおり、OPEC諸国の原油価格引き下げが現行より五ドル下げの基準価格二十九ドルの線で合意されたわけでございます。わが国の原油輸入代金支払いが年間六十五億ドル減少すると。国民一人当たり直しますと大体一万五千円の線が出てきています。直してございまして、原油値下げによりましてわが国に与るメリット、デメリットがあるかと思ふますが、こういう点通産省としてどのように分析をされていらっしゃるのか。この景気浮揚に対する効果を今後どのようになさろうとしていらっしゃるのか。そういう面から、私はこのメリットは当然国民全体に返すべきではないかと思ふわけでございまして、ここあたり忌憚のない、ほかの大臣に比べてはつきり物を言われる通産大臣の方から、ここあたり言える範囲内明確にお答えいただきたいと思ふいます。

○国務大臣(山中貞則君) これはもう先生がおっしゃるのとおりで、私たちが今回受けるメリットというのは、日本の外交努力によるものでもなければ武力を背景にしか取ったものでもありません。ただ、OPECの加盟国の皆さんがカルテル崩壊を防ぐために結局値下げという手段に出ざるを得なかった。その恵みを私たちが受けることになった。したがって、物の考え方は、かつて二ドル原油だったものが、二ドル五十セントだったものが三十四ドルになったんだと、それにわれわれは耐えきれないで、まだ第二次石油ショックという打撃から立ち直れないでいたところに五ドルの値下げということ、平均標準油種で五ドルというところで、向こう側の方で勝手に、経済のブレーン原則その他があったにしても下げていただいた。ですから二ドルから三十四ドルになったものがそれから六ドル下がったんだという考え方をまず持とう。なぜ、こんなつまらないわかり切ったことを言うかと申しますと、六ドル下がった、さあ電気料金下げる、ガス料金下げる、これも考えなきやいけません、もういまにもその安い油が市中に出るような話なんです、実は向こう

方で売る人々が合議して合意されたというだけであって、まだ一キロリッターだって買っちゃいないわけですね。ですから、それをすぐに買い始めたとして、買うことができたとしても、それが日本に着いて高い油と逐次均衡をとった価格で減らされながら、最終的に国際合意をされた、その安い油が日本国全体の資源エネルギー源としてあらゆる分野に供給されるのは半年のサイクルを見てもおろそかである。そのために、それに通産省としてどのように対処すべきかという問題を、いま内部で、これは通産省でこういう会議をしたことがないそうですが、とにかく、大臣、事務次官、官房長、各省庁各局長、外局の長全部、首脳部全部集めて、通産省の英知の限りを尽くして、この手探り状態だった景気回復にこの五ドルは天恵である、天の恵みである、これを新しい一条の光として、再出発の号砲としたいというところで、懸命に取り組んでおるわけでござい

ます。その際に私たちの願ひは、これは国民全部のいただき物ということでございまして、国民の最終消費支出に至るまでの貢献を国民に全部均てんするというのがまず基本であって、そのためには、料金体系とかいふようなものが中に入ってくるいは供給される品物、そういうものの、あるいは対価、そういうものを全部考えてみて、生活も楽になり、そして、五ドルではなかなかでしようけれども、少なくともそのつちの方に向いていくという方向へ均てんしていくという点では、出発点と踏まえた原則は、先生おっしゃるとおり、この恵みは恵みとして国民が少しはよくなりつつあるという、よくなった、これは五ドル値下げのおかげだなと思うようにしたいというのが基本的な姿勢でござい

○田代富士男君 基本的な姿勢はわかりましたけれども、国民への利益還元の方法といたしまして、石油製品やあるいは電気、ガス料金の値下げなどの直接方法、あるいは電気料金の長期安定化

や景気浮揚策を通じて、間接的に還元するいろいろな方法があると思ふわけでございまして、五ドル値下げされたことによりまして、コスト軽減効果というのは電力業界では九つの電力全体で約五千億、また都市ガス業界では五百億、こういうことが見込まれておりまして、両方合わせますと大体一世帯当たり年間二万円の料金負担の軽減、国民の間では電気、ガス料金引き下げに対する期待はきわめて大きいわけでございまして、この還元の方法としまして、電気、ガス料金の問題につきましても通産大臣としてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思ふいます。

○国務大臣(山中貞則君) 電気、ガス料金だけとか、電気料金だけ取り出されまして、なかなか端的には答えにくいんですが、いま御質問の中の言葉に、長期安定というお言葉がございましたが、やはり振り返って見て、円安効果というものを国民に還元せよということ、電気料金は引き下げで、そして各世帯ごとになんか足らなものであったんですけれども、それでも一応満足してもらった。ところが一年半後には五〇%の値上げ申請を認めざるを得ない客観情勢になってしまった。こういうことを考えますと、今回は為替はちょっと理論どおり動かないので首をかしげているところでありまして、しかし、油の値段そのものが安くならないことはこれははつきりしたことでありまして、ただ、これがいつまで続くかどうかという問題については、まだだれも説明できる人はいないし、合意したOPEC加盟国の人たちは、いつまで続くかについては不安があるんじゃないかと思ふのです。これです。これです。これです。逆に言うとうと、悪いことでは、われわれとしては悪いことじゃないんですが、北海原油がどう出るだろうか。そうなんです、ナイジェリアがまた反逆する。またもう一遍、会議を開かなければ収拾つかぬという、それは下がる方の話ですけれども、要するに、ある程度の見通しをつけて、私が申しましたように、今回はクルールに受けとめて、慎重な分析、判断をして、そして目的は国民のすべてに還

元が、恵みが戻っていくように、そういう政策をやりたい。

でありますから、途中でそれを国が税金で横取りしちゃうとか、恩恵を——ある非常に変わった論文で見たから覚えていますが、新聞の論文で、いまの国内価格の状態で日本は耐えていく経済構造のままでいくべきである。しかし将来のために考えて、三分の二ほどは税金で国庫に入れて、国家経済に貢献させて、残りの三分の一、これがユニークなんです、産油国の地下に、お金を払って、そして置いておいてもええと。それで、それをいただくときには、そのときの値段がどうなっているかは別にして、その買わしてもらったときの値段で持つてくるようにしておいたらこれは非常にいいんじゃないかという、おもしろいとは書いてありませんが、私のあえて個人的な私見であるとしてありますけれども、その後の段の点については、相手のあることですから、何を言っているんだ、おれの国の地下に貯蔵するとは何だと言われたら、それで済みです。ですから、だけれども、それぐらいの発想はあっているのではない。

しかし、その前段の、経済構造が三十四ドルで耐えていけるかという、耐え切れない状態ではない苦しみであるときなものですからね。そのため、それを維持するためにという前提は私はちよっとこれはとりにくい。したがって、そういうふうな税を、五ドル下がったことを奇貨として、その分から税を取るといふ考えも私は絶対に採用させないつもりです。そういうようないろいろな人の意見とか、発言とかなんかを参考にしたが、やっぱり電気料金にしても、ガス料金も、特定のところだけでしょうが、やはりそれだけの分はまるまる、五ドル下がったから五百億、そのうちの九電力、沖縄電力で平均幾らという、そういうことではなくて、去年、電力料金の値上げの申請をしかけていて、いわゆる円が戻して、あるいは石油の値段もあつて、それで一遍手をおろした業界ですから、そこらのところも

どうするかについて各社ごとに検討をして、そして最終的には電気料金もその対象に当然考えるべきである。付随してはガス料金もですね。

そういうことがございますし、一方、LPGの方になりますと、これは一般家庭から自動車のタクシーのあれまで積んでいるわけですから、こっちの方は随伴ガスでございますから、石油の向この出荷量が減れば、それが量が減るものですから、値上げを逆にしてきている。このところもやっぱり値上げをされたら、それも、じゃ、ぼんといくかという、こころをうまく何かバランスをとる産業政策というものはあり得るんだらうと思うのです。そういうことを考えながら、いまおっしゃいました二点も当然検討の対象にいたしてまいります。

○田代富士男君 私に申し上げた電気、ガスだけ、二つだけを取り上げて、それ的確なお答えはできないとおっしゃる理由もわかりますけれども、御承知のとおり電気料金は世界で日本が一番高いわけなんです。こういうところから国民生活や素材産業を圧迫している実態というものも御存じだと思われませんか、そこで、かつて五十三年の十月でございますが、円高差益還元を料金割引の形で行った例もあるわけでございますし、そういう立場から電気、ガス料金の値下げに通産省及び電力、ガス業界の人が前向きに取り組んでいただけるようにひとつ通産省の方からも指導をお願いしたいと思われませんか。これは国民の声を代表して申し上げるわけでございます。

それと、今回願ってもない国民に対する還元をどうするかということは、広い立場でという大臣のお話等もございましたから、私は石油値下げの各産業分野に及ぼす影響を詳細にこれ検討調査して、産業別の調査結果を、私の委員会に御報告をしていただけたらどうか。これは委員長にお願いしたいと思いますが、一つ一つ取り上げては時間がありませんから、そういう各産業別のそういうあれをひとつ報告を求めたいと思いますが、委員長よろしくごさいませうか。

○国務大臣(山中貞則君) 承知いたしました。

○田代富士男君 だから、そういう意味におきましてそれをお願いしたいのでございまして、そういう業界に対する前向きな検討をひとつお願いしたいと思いますが、この点どうでしょうか。

私の質問、あとソフトウェア産業の質問を予定しておりましたが、時間が参りましたものですから、おいでいただいている皆さんに申しわけございませんですけれども、いまの質問で終わります。最後に大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 私にしては歯切れが悪いとお考えにならぬように……

要するに、機械的にそろばんはじいて、幾ら下がったから電力料金も幾ら下げてもいいんだという、そういうことを短兵急にやらないで、前車の轍ですね、いまおっしゃった、各家庭に円高のメリットを還元させたとおっしゃったんですが、その一年半後に五〇％上げたんです。これは政府としては少なくとも私は見通しとしてみつけないことをしたと思ふんです。よしあしは別です。やっぱり今回やる場合はじっくりと腰を据えて、一体いつごろまで続くのだから、何年もつてくれるのか。少なくとも二年間もつてくれるならその間だけでも、後上がるとはわかっていてもその間だけでもという計算はできます。しかし、日本に油が着くのがタイムラグがずっとあるわけでありまして、着いたころにはまた上がつていたというのに、それに料金だけ下げておいたというんじや半年でまた上げなきゃならぬというおかしなことは今回はしないで、その意味で冷静に判断しながら見ていくことを申ししたわけでありまして、歯切れはよろしいんですが、どうするのかわからない単純な問いについてはちよっと歯切れが悪いようにも聞こえると思いますが、それだけ慎重な検討をさせてほしいということでございます。

○市川正一君 各省の元高級官僚が、今度の参議院比例代表選挙に自民党から出馬するために、いわゆる官庁ぐるみ選挙や、所管業界をフルに使った選挙運動を展開していることがいま大きな社会問題になっております。通産省からも元事務次官の矢野俊比古氏が田中派から立候補するために際立った活発な運動を進めております。そこで、まず大臣にお伺いいたしておきますが、公選法で公務員等がその地位を利用して選挙運動を行うことは厳しく禁止されておりますか。

○国務大臣(山中貞則君) 原則はそれのとおりですが、公務員にもいろいろございまして、はっきり目に見える選挙運動をしている、これ自民党サイドでない公務員もいっぱいおりますので、なかなかそのところは、原則はそれのとおりでございますと申し上げますが、実態は二分違ふと思ふんです。

○市川正一君 実態論は後で詳しく申し上げますが、私原則論を申し上げておるんです。百三十六條の二、その地位を利用して選挙運動を行うことができない国または地方公共団体の公務員云々、これは明確でございます。

○国務大臣(山中貞則君) そのとおりでございます。○市川正一君 ところが、私、きょうは商工委員会でありまして、通産省の幹部が矢野元事務次官のためにその監督権の及ぶ業界に対して、矢野支援を押しつけている。たとえば、これは埼玉の矢野後援会の会長である原次郎武州瓦斯会長です、この人は東京通産局の職員から会長就任の要請があった、こう述べておられますが、この場合は地位利用の選挙運動ではございませんでしようか。

○国務大臣(山中貞則君) その間の微妙なところは、われわれ選挙をやっている者たちは、官僚組織を利用して人は別ですが、いろいろとあの手の手をやっておりますから、その行為について(後援会長は選挙運動じゃないよ)と呼ぶ者あり、それぞれいろんな手練手管をやっておるわけでありまして、事公務員の行為についての御質問

でございますので、私はその辺のことを調査もいたしておりますし、官房長に答弁いたさせます。

○政府委員(柴田益男君) ただいま市川先生から御質問のような事実は、調査したところございません。

○市川正一君 ぼくが聞いているのは後援会会長がやっているんじゃないに、(「やじを気にしなさんな」と呼ぶ者あり) いや、だけど官平さんともあろう者が何言うてるんだ。

そこで、新聞がちゃんとそういう名前を挙げて原次郎武州瓦斯会長のことを書いてるわけですから、これはお確かめになったんですか。確かめたんですか、いま事実なかったと言われども。

○政府委員(柴田益男君) そのようなことについて一応調査しましたところ、事実はございません。

○市川正一君 一応じゃないにきっちり調査したんですか。

○政府委員(柴田益男君) きっちり調査いたしております。

○市川正一君 じゃこれはいわば誤報ということになるんですか。

○政府委員(柴田益男君) 誤報かどうか、その辺はあれでございすけれども、当方の調査として、私が承知しているところでは、そういう事実はないということでございます。

○市川正一君 これはやはり責任を持った記事ですから、名前が挙がっているんですから、一応じやなしに本格的にきっちり調査して後で聞かしてもらいたい。

それだけではないんですよ。通産省に野々内陸官房審議官がおられる。この審議官は「今度の選挙は、自民党にどう評価されるかだ。機会あるごとに矢野のイメージアップを吹き込むのが私の仕事」。「こう言うところですよ。まあ頭かいていらつしやるけれども、大臣、事実、同氏は通産省における矢野選挙の采配を振るっている事務長とも言われ、本部長とも称せられている人物なんです。

す。官房審議官が、こういう選挙運動やるのが「私の仕事」だということを新聞紙上で堂々と談話を発表しているんですよ。私は、こういう通産省の上層がいわゆるぐるみ選挙をやっていることを放置していいかどうか、これは大臣どうですか。いや、大臣は最初お答えになったんだから。あの手の手の一つかどうか知らぬけれども、これはどうなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) 国家公務員違反事件として問題になればやらなきゃならないんですが、そのようなことをやったかどうか、これは本人もここにおりますから。ですけども、官房長がかわって答弁をすると言いますから、答弁をさせます。それはまさか選対本部長だなどと、そんなことをやるはずも言はずもないと私は思うんですが、私の感想としてはそうです。

○市川正一君 御本人がいらつしやるならば、あなたもこの記事はごらんになったと思うんだけれども、ひとつどうなんですか、「私の仕事」だというの。

○政府委員(柴田益男君) 官房長として省内全般の責任を持つていらっしゃる、本人はそういう事実はない、そういうことを述べたことはない、そういうふうには私は報告を受けております。

○市川正一君 先ほどの一応調べたけれども、そうでなかったと。今度も聞いてみたけれども、そんなことを言うてない。それは世間通りで、そんなことでは。

私、もう一つ聞きますがね、社団法人日本冠婚葬祭互助協会というのが、この業界を担当しているのが産業政策局のはずですが、間違いないですか。

○政府委員(斎藤成雄君) 間違いないです。

○市川正一君 矢野氏が事務次官につく以前は産業政策局長だったと思うんですが、確認いたしたい。

○政府委員(柴田益男君) おつしやるのとおりでございます。

○市川正一君 この全日本冠婚葬祭互助協会につ

いては、通産省はよく御存じだと思ふんですが、その悪徳商法が重大な社会問題にもなつて、国会でも取り上げたことは周知のところですが、それはまあきょうはさておいて、この協会が互助会通信という機関紙を出しております。これがそうであります。済みませんが、大臣にもちょっと渡してください。三月十日付百十一号であります。この一月から二月にかけて同互助協会の近畿、東北、北関東、南関東の各地域ブロックの会議が開かれております。いま見ていらつしやるその面でありまして、これらの会議には、たとえば東京通産局の緑川消費経済課長、赤線でアンダーラインしておりますから、赤い色鉛筆で、あるいは福井係長あるいは荒巻事務官、こういう人たちが出席をいたしておりますが、この点まず確認をいたしたい。

○政府委員(斎藤成雄君) 出席をしていることは事実でございます。

○市川正一君 ところが、通産省から出席している会議において、同様に黒でアンダーラインをしておりますが、すべて矢野氏の選挙に対する支援協力体制がここで話し合われております。この業界はいま確認をされたように、矢野氏が産業政策局長時代にめんどろを見てきた業界であります。

「冠婚葬祭互助会の契約約款の適正化について」という問題が通産省の附属機関である販売審議会約款問題の分科会、私にも資料を持ってきまして、これは大臣にもお渡しするまでもござい

ませんが、そこで審議中であり、二月二十三日にその会議が開かれております。まさに通産行政と直接利害が絡んだ団体であります。その会議に通産省の役人も出席し、その場で矢野支援の要請が話し合われ、確認されているというんでは、私は通産行政の公正さはこれで一体保たれるんだろか、こういう疑いを持たざるを得ません。大臣、選挙に関する地位利用だけはなしに、消費

者保護という立場からこれはまことに重大であると思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(斎藤成雄君) ちょっと先に事実関係を申し上げたいと思ひます。

冠婚葬祭互助会といふのは、割賦販売法に基づきまして許可を受けて営業をしているものでございまして、すでに法律の許可制のもとに置かれてから十年になるわけでございます。したが

まして、こういった互助会につきましては、通産省としては、いろいろな意味で行政指導をいたしてきております。これは法律の徹底を図る意味でも必要となるわけでございます。先ほど来お尋ねのブロック会議というのは、こういった互助会が各地域別に集まりましていろいろ会議をする、その際に、役所の方に、いろいろ法律上の問題点とか、最近何か特に心得るべきことがあれば出席をして話をしてくれという注文があるのがしばしばでございます。したが

いままして、いま御指摘のありましたブロック会議も、全国すべてのブロック会議に通産省から関係官が出ているのでなくて、要請のあったものについて、各行政側にいろいろ差し支えがあるといけませんから、差し支えのない場合について出ている、そういう関係にあるということをやひとつ御理解いただきたい。

それから悪徳商法というお話ございましたが、通産省が許可をしております事業でございまして、これが直ちに悪徳商法をやっているというわけには恐らくまいらないと思ひます。ただ問題は、約款の中に最近いろいろ消費者サイドに不満の点も出てまいりましたので、そういった意見をどのように取り入れるかということで、昨年来互助会側にも検討をさせまして、それからまた私どももそういった約款についてどういうのが一番消費者の需要にも合うかということで、先ほど御指摘のありました割賦販売審議会に分科会を設けまして目下検討しているわけでございます。したが

いましては、役所は監督をする体制にあるわけでございます。まして、利害が一緒になっているということではございません。

それからもう一つ付け加えて申し上げますれば、ブ

ロッキン会議に出ておられますのは、先ほど御指摘にお答えしましたように幾つかのブロックについて事実なんでもございませうけれども、お示しの互助会通信にも書いてございませうに、矢野政治顧問についての支援云々というところの発言者というの、そのブロック会議のブロック長から発言をされているというふうに記事が載っております。これは私も実態に即しまして現実に出席者から事情を聴取いたしましたけれども、こういった発言というのはすべて互助会側から行われ、かつ事前にこういったものが議題として通告されているわけでもなく、また事前にこういう話をするという通知がされたわけでもない。ただそこに出て、従来のように互助会に対するいろいろ注文や御批判というのがあれば指導してほしいということ、そういう要望にこたえて出席をした、そういう状況にあることを御理解いただきたいと思えます。

○市川正一君 悪徳か善徳かはきょうの主要議題じゃないんで、私は余り時間はとりませんが、そう言われるならば、実態を少し言わざるを得ぬのですが、何でしよう、約款の中に脱会することはできぬで掛金全部取られたわけでしょう。そういう問題だと、たとえば玉姫殿、ああいうところへ金をつぎ込んだりということの問題があるからやっているんでしよう。問題がなかったら何もそんなものいま改めてやる必要はないわけで、問題はあったんですよ。そしていけば消費者保護の立場から大きな社会問題になって、国会でも取り上げられて、そしていまやっているわけですよ。そういう問題がある各ブロックごとに行っているところへ指導に通産省の役人が行っている。それはそれでいいですよ。そうしたら、わざわざそこで、出たおられた通産省のたとえば緑川課長は、この問題があったときに退席していたんですか。その前でもそういうことが議論されている。しかも、それは正式の協会の会議であって、報告されているのは、ブロック長あるいは政治連盟等々という形で、非常にそこが紛らわしい形で

やられているわけですね。しかも、そこに通産省のいわば利害関係者、行政指導の立場にある人が臨席しているというように形でそういうことが話し合われるというの、きわめてそれは不正確で、世間から見れば、あなた方が見てどうもないと言ったのだったら、それはまた別でだけれども、世間から見れば、それは、そういうのをおかしい、臭いというんですわ。そこはやっぱりちゃんともっと良識、いわば李下に冠を正さず、きちっとやっぱり折り目正しくやるべきだと思わんですが、そこは大臣、あなたは歯切れのいい、先ほど来のお答えから見ても、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) それは歯切れはいいですよ。じゃ、矢野というのが共産党から立候補していたら、あなた同じようにとがめますか。

○市川正一君 同じことです。

○国務大臣(山中貞則君) そうですか、わかりました。

○市川正一君 もちろんです。

○国務大臣(山中貞則君) そういうことなら……

○市川正一君 もちろんですよ。いまの、私は取り消しを求めたいぐらいですよ。

○国務大臣(山中貞則君) そんなことないですよ。私の方はそういう政党的立場によって違うんですか、それとも同じですかということを言っているわけですよ。

したがって、そのようなこと、事実関係はまだよくわかりませんが、いままでずっと役所から代議士に出る人もおりました。おりませんが、私の見ているところ、通産省はすいぶん選挙の下手な役所だと思つて私は見ていたんです。それは侮辱になるかもしれないが、ほかのところなどはきわめてスムーズに、まるで待っていたかのようにならざるを得ない。どういふことをやってそういうふうになるのかは、これは全国区の指揮をとったこととありまじいのでわかりませんが、通産省は現在ほとんど許可行政の、行政指導あたりぐらいいかない、そういうふうな形の役所になっておまして、その中で冠

婚葬祭互助会というものが、認可法人ということ、そこに出ることはいいが、選挙の問題でやるのはけしからぬという話で、確かにそうでしょうが、このいまの「互助会通信」というのを見ましても、何か政治連盟としてやっぱり立場はちゃんと心得て、政治連盟としての何か推薦とか何かをやっているようでもございませうから、そこらところは大変微妙なところでしょうけれども、それだけにまた政治連盟という名前に切りかえた形においてその問題を取り上げておるんじゃないだろうかと思わんです。

○市川正一君 そうじゃないんだ。

○国務大臣(山中貞則君) 違いますか。

○市川正一君 もう一つ、じゃ問題を出さしていただきたいんですが、大臣にちょっと資料を(資料を手渡す)

私、いまお配りしているのは自民党の「比例代表公認候補者行動予定表」であります。この中に矢野氏の部分を見ますと、通産省関係業界の集まりがずつとここに列記されております。たとえば三月一日は山梨県LP保安大会、二日は青森県の商工会連合会でありま。

まず伺いたいんですが、商工会の組織等に関する法律第六条第三項はどう規定されておりますか。

○政府委員(神谷和男君) 「商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない」、このように規定されております。

○市川正一君 そのとおりであります。

そこで、昭和三十八年の二月十八日及び昭和五十四年三月十四日に法制団体である全国商工会連合会に対して通産省が通達を出しておるはずであります。簡潔に言つてどう述べておりますか。

○政府委員(神谷和男君) これは私の名前で全国連の佐多会長に対して「政治的中立の保持について」特に第十回統一地方選挙も、第十三回参議院選挙も控えておることゆゑ周知徹底方を要望したわけでございます。

○市川正一君 あなたの名前で、いつ——私が言

うたのは、これは松尾さんとそれから左近さんだったけれどもね。

○政府委員(神谷和男君) まず三十八年二月十八日、松尾金蔵次官。私はこの松尾次官の通達をリマインドする通達をこし出させていただきました。

○市川正一君 そうしますと、たとえば青森県商工会連合会というのは、明白に全国商工会連合会の傘下団体であります。そこを矢野氏の選挙運動の場にするということになれば、これは商工会の組織に関する法律や通達に反することにならぬですか。

○政府委員(神谷和男君) 私も、商工会法、商工会議所法、同種の規定でございませうが、これの読み方につきましては常々いろいろ個人的にはどういふ解釈なのであろうかと思つておりますけれども、いずれにいたしましても、できるだけ疑義を持たないよう政治的中立を保つた方がよろう、こういうことでございまして、「特定の政党のために利用してはならない」ということであって、これらの団体の会合に政治家の方が出席してはいけないとは私は読んでおりませんので、いろいろ各党の政治家の方々が出席されておられるのではないかと。矢野前次官がどういふ形で出席されたのか実は私、各県連の大会の状況まで承知しておりませんので、そこは存じておりませんが、これで見ましたとすると、松尾次官の就任祝いということなので、特に特定の政治的会合に利用されておるとは想定はできませんが、詳細は存じておりません。

○市川正一君 特定の政党ということ、同時に特定の候補とやっぱり連動するわけですよ。

今度の矢野氏が自民党またその派閥までいま明らかにして名のつておることはもうこれ天下公知です。それをいまの、どなたでしたかな、神谷さんのように自由な、勝手な解釈されたら、これはもう法律は、通達は何のためにあるかと、——もういいかげんなことを言うたらいかがですよ。それで、ここにあるのは、松尾次官の披露会はこの

は十時から十三時なんです。で、矢野さんのなには十四時からなんです。

もう一つ聞きますが、この中に、三月七日鳥取県の西部中金クラブ講演会というのがあります。

この世話役は商工中金米子支店の次長であつて、会合の責任者の連絡場所もまた米子支店になっております。

政府系のいわゆる中小企業三金融機関の一つである商工中金まで選挙運動の場に使つていくことになるかと、こういう政府系金融機関、その性格から言つてこれは許されぬのは当然であります。

私はほかの質問もあるので、もう一度簡潔に通産大臣にお伺いしますが、神谷さんは先ほど通産を先取りされましたが、改めてこの機会にこういう問題について必要な通産を出すということをお求めしたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 三月二十三日に出したんですから、それをまた同じものを出すということとは……

○市川正一君 それはいつの三月ですか。

○政府委員(神谷和男君) ことしです。

○市川正一君 ことしですか。

○国務大臣(山中貞則君) きちつと行政指導する必要が……

○市川正一君 徹底させればいい。

単なる通産の出し放しでなしに、先ほどのような勝手な解釈でなしに、きつち法律に基づいて厳しく徹底させると同時に、みずから自衛自戒を、通産官僚がいっしょやるわけだから、しっかりそこは大臣目を光らせておいてください。

次に、対米武器技術供与問題について私お聞きしたいんですが、今度の対米武器技術供与方針に関連して、政府として何らかの新しい立法措置を検討されておられるんですか、大臣。

○国務大臣(山中貞則君) していません。

○市川正一君 同じく今回の措置と関連して、日米間で武器技術の共同研究開発というものは、何か具体的に研究なすつていますか、検討をなすつてますか。

○国務大臣(山中貞則君) 全くそのような個別なもの、防衛庁に聞いてもまだ何にも聞いていないと、そう言つております。

○市川正一君 新たな立法措置も考へていないし、武器技術開発の共同事業も検討していないというところではありますが、ところが中曽根総理は、一月十九日付のニューヨーク・タイムズによりまして、「軍事技術を開発する共同の事業で協力し、立法措置をとる」——ちよつと済みません、もう一回。(資料を手渡す) こういうふうな、ジェームズ・レストン記者に語つております。

いまお届けしましたのがその内容であります。大臣はこのことについて何か総理あたりから聞いていらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 親友でもあります総理ですが、こういうことは初めて聞きましたし、私はそういうことを聞かされたこともありません。中曽根総理は、国会において共同生産はしない、こういうことを言つておりますから、その国会に對して述べた言葉の方が、国民に對して答えたわけですから、本当だろうと私は信じます。

○市川正一君 ところが、中曽根総理は残念ながらいままでそうでないパターンがあつたんです、私、予算委員会、総括で質問もし、リストも出しましたけれども。

この記事は、いまお配りしましたように、内閣調査室が、内調が監修している国際情勢資料週報です。その二月三日号にこれが全文掲載されております。私もワシントンにも私もその記者を特派員で派遣しておりますので、直接レストン記者に確かめてみたんです。こういう記事をおあなたは出していらつしやう。そうしたら、レストン記者は、一月十八日中曽根総理と宿舎のホテルで単独インタビューした際にこれを聞いて、そしてこの記事の内容には私は責任を持つ、こういうふうな確認をいたしております。

本日の委員会は、予算委員会の委嘱による、いわば予算委員会そのものの構成の一翼をなすものであります。したがつて、私は武器技術を開発する共同の事業とは一体何なのか、また、立法措置とは具体的にどういうことなのか、そして総理は本當にこれをおつしやつたのかどうか、このことについて非常に親しい間柄である大臣から、私は総理に確認をされて、そして後日この問題について回答をいただきたい、このようにお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 中曽根総理が何とも国会から逃げ出しておるわけじゃないので、後の総括質疑等の際に、本人に直接確かめられた方がより正確だと思ひます。一遍私が聞いて、それを私が答えるというめんどうくさいことをするよりも直接お聞きなさい。

○市川正一君 私は通産省がすぐれてこの武器技術輸出問題については大きなかわり合ひを持つており、その所管の大臣がそういう立法措置も考へていない、そしてまた共同研究の開発も考へていない、こつこつとこつこつとを踏まえてお聞きしているわけですから、私も十分に時間の保証があればそれはまたやります。やりますが、大臣としても、親友がそんなことを言うてるのかどうか、そこはちよつとはつきりしておいてほしいということを私は希望いたします。

そこで、私はこの機会に、もう時間が迫つてまいりましたんですが、政府の見解は、いわゆるMDA——日米相互防衛援助協定に基づいて、武器技術の第三国移転に歯どめがかけられておる、こういうふうな言つております。ところが、もし中曽根総理の言うように、共同研究開発に乗り出すならば、これは結局その新しい武器技術の第三国への移転は歯どめがかけられなくなつてしまふという、まことに重大な内容を含んでいると思ひます。

私は、そういう点から、大臣がさきの三月五日の衆議院の予算委員会の答弁でも、政治生命をかけても子孫のために未来永劫武器輸出は許さないし、総理にも武器輸出はしない、共同生産はしないと言明してもらつてゐると、こういうふうにお答えになった。したがつて、私は再度この武器技術の共同研究開発はやらないというその立場から、総理にも言明してもらつてゐるといふこのあなたの衆議院での御発言の立場から、この問題についてはまさに日本民族のために、子孫のためにも、未来永劫政治生命を——未来永劫は何かこう、少しどうかなつたようですが、政治生命をかけてもしつかりした立場を堅持される決意を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これは私の政治哲学でして、生涯を貫くものですから、しかも今回の政府の閣内省庁の合意は、武器については技術の供与にとどめる。したがつて、共同生産もあるいはまた完成武器の輸出もしないということに決まつてゐるわけですから、その決まつたことが実行されれば私の考へてゐるとおりのことですから、それでよろしいと思つたわけでありまして。

○市川正一君 じゃ、これをひとつ。

○井上計君 大臣初め、大分お疲れでありますから、なるべく簡潔にお尋ねをしまひたいです。中小企業関係のことにつきまして幾つかお尋ねをしたいと思います。その前に、いま市川委員の御質問に對して、最後市川委員が確認をされましたこと、ちよつと私、合点がいかぬ点がありますので、私からもお尋ねしたいと思ひます。

それは、商工会の例を出されましたけれども、団体法によるところの中小企業団体あるいは協同組合法によるところの中小企業団体、それらが政治的な中立ということを実は過去よくいろいろな方が言われるわけでありまして。先ほど神谷長官は、特定の政党を支持することについてはこれはよろしくない、しかし政治家個人を支持すること、政治活動をやることについてはよろしいと、こういう御答弁、これについて市川委員はそれだめだと、こういうお話がありました。私は、從來中小企業団体の運営を長くやり、またいろいろ活動をやつてゐる中で感じますけれども、われわれが中小企業団体に対していろいろな講演だと

か、説明等に行きます。これまでこれももちろん、それが全く選挙に關係ないと言えはうそになるかも知れませんが、選挙と關係なしに招かれ、あるいは行ってそういう話をしたり、あるいは指導したりというふうなことは、これはもう多々あるわけですね。ところが、そういうふうなことさへ特定の政党云々という実是非難があることも事実なんです。

私はこれは大臣、やはり長官、大事なことです。明確にしておいていただきたいと思うのは、いわば政治社会の年代とこう言われておりまして、経済界、産業界がすべて政治とかかわりなしに行動できるわけない時代に、政治家がそういうところへ行つて活動することが、すべてこれがないと言われるなら、政治家は全部私は無所属になるべきだ、これ以外に方法なからうと、こう思つておる。ですから、政党と政治家個人と、選挙活動と政治活動というものは明らかに別である、こういうことをぜひひとつ大臣も長官も明確にしたいだいて、中小企業団体その他の経済団体の御指導をいただかないと、ほとんどの団体が、選挙一切ノータッチです、政治活動一切しません、政治家も呼びません、政治家から話を聞きたいけれども、政治家に来てもらつたとまたどこから注文が、いろいろなクレームつく困るからいやすと、こういうふうな団体が特に多いわけですから、それではせっかくの私は経済界、産業界の政治への関心が遠のいていくし、またいろんな面で、政府の、あるいは施策等についての浸透度合いが薄らいでいくであろうと、こう思いますので、この点についてはひとつこれはお答えに必要ありませんけれども、私はそういう考えでおります。決して公務員の方々が地位を利用した政治活動をやつていいというのを言うんじゃない。私も従来そういうことではない、非難されて、苦い経験を持っておりますが、よく、ある政党はいつも言われるわけです、けしからぬと。あ

る政党——この政党とは言いませんけれども。実はそうじゃないんです。本当に業界、組合員を指導しようと思えば当然行くわけですね。それさえいけないと言われたいか、あてはまるか、あてはまるのはこういうことを申し上げておきます。これは特にお答え要りません。だから間違つた通達をされるというところで、あえてお願いをしておきます。

そこで、私も時間がないので、余りこんなことをしゃべつていって後大事な質問ができなくなるんですが、午前の金丸委員のお尋ねに対して、大臣は、通産省なかなか金がないので思うようにできない、こういうふうなこともなお答えがありました。それから、やはり通産省がもつと明るい顔をしない、産業界、特に中小企業が萎縮する、だからない知恵をしぼつて明るい顔をしようというふうなお答えもありました。全くお察し申し上げるわけでありましたが、しかしよく言われておりますように、ないが意見の総じまいといふことになりまして、実はどうもいかにやきぬといふことでもありますから、ないところにやはり知恵をしぼつていろいろのことを考えていかなくちゃいけない、こう思います。確かに財政的な大きな大きな問題がありますけれども、いかにいふ、問題がやはり窮屈であつてもいふ行くと来に比べて二年後、三年後、五年後、あるいは将来に向かつてそれが大きな金の卵を産むというところがはつきりしておれば、特に大臣、もうこれは実力大臣であるわけですから、大いにひとつ今後とも御活躍をいただきたい、こういうお願いをまず前提として、そこでお尋ねするわけでありまして、先ほど田代委員からの御質問にも種々お答えがありましたけれども、投資減税の問題であります。大変通産省が御苦労願つたことは承知をいたしておりますけれども、五十八年度予算案にありますが、この投資減税は、私は中小企業にはほとんど効果がない、これは大臣はどうお思いになりますか、私の認識はほとんど効果がない、こう思つておるわけですね。というのは、過去五年間の

百四十万の投資額を超えたものの平均を上回つたものの三〇％ということでありまして、過去五年間に中小企業はそんなにこの不況の中で余り設備投資をいたしてありませんよ。だから、先ほどからお話しの財源がないからこの程度でやむを得なかったというお話、これもわかりましたけれども、これでは私は中小企業の設備投資意欲を喚起する余り大きな材料にならない、こう思つておりますが、これは長官からでも結構ですが、どうお考えでありますでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) これは政策問題で、たとえば大蔵大臣が閣議に最終的に税の報告をいたしますが、税制改正については六項目しかありません。そのうちの三項目は通産省のものでございまして、したがつてその意味、数が幾つだったからという意味じゃなくて、税制でめんどろを見てもあらればという各省庁はたくさんあると思ひますが、しかし、なかなか中小企業に對する施策の前提は、税と金融、これをいかにうまく組み合わせてタイムリーに発動するかというところに尽きるんだらうと思ふんですね。ということとは、個々に対して、補助金を個人個人の私企業に對しては出せない、これはもう大前提になつてゐるわけですから、そうすると税と金融政策しかないと思つておられますので、ただいまのとおりその成果は自信はありますし、見直しはあります。しかし、過去五年が低かったとするならば、この少ないが与えられた税制上の投資に対する、その推進を評価する税制上のものを採用して、この際、この四、五年見合わせてきたけれども、じゃこの期間中にやろうかという意味の浮揚力はかえつて大きく出るんじゃないか。ただし、これは結果ですから、来年のいまごろになりまして、やっぱり先生だめだつたですとか、大分効果ありましたよという御報告を私ができることになるのか、これは一に、この制度が生かされたかどうか、今度はお上の目で見ていない中小企業というのを私言いましたが、中小企業の個々の

形態の人たちが自分の家業を奥さんや子供たちと相談しながら、あるいはこの税制を見て、じゃあ、思い迷つていたけれどもこういう決断をされるのか、こんな程度のものではとて税金も納められない、自分たちには關係ないやというふうな思われるのか、私もわかりません。しかし、だからといって、大蔵省は全く金はありませんよ。というのに、中小企業に明るさを見出さなければ、日本の産業を支えているものは中小企業であると認識している私にとつて、手ぶらで明るい顔をしろということはできなかった。そこで、大蔵の方に再三再四の折衝をいたしまして、やつとこの形をセツとしたわけでありまして、これは私も模様がどう進んでいくかを真剣に見詰めたし、先生もその結果がどうかとおっしゃつてますから、これはやっぱり一年ぐらいたつて効果があつたかなつたか、これだけではないとするならば、じゃあほかの問題を、あるいはこの問題をもっと手厚く、リースとか何かそういうものを含めたり、税制免除をやつたり、そういうところの財源が許せばどうしても踏み込まなきゃ中小企業は立ち上るがぬよという、どつちかの結論になると思ふんです。しばらくお互いに真剣にこれを見詰めていききたいと思ひます。

○井上計君 いや、大臣がおっしゃる通りに、私も、一年、来年のいまごろになつてみないとその効果のほどはわからぬ、こう思つておりますが、ただ、私の杞憂にすぎなければ大変いいんですが、私も、中小企業には余り効果がないであらう、省エネ投資減税から考えても余り効果がないのではなからうか、こういう気がいたしております。それからもう一つ、やはり先ほど二年というふうな点についての田代委員からの御質問がありました。現状一応二年ということもやむを得ないであらうと思ひますが、構造改善等の特定業種に對する、従来ありました初年度特別償却等の特例、これは大体五年でした。やはり少なくとも最低三年ぐらゐ続かないとコンスタントな設備投資がなかなかできないというふうな点があ

りますので、これは今後の問題であります。特に大臣、ひとつこれは、大臣は税の神様と言われ、専門家でありますから、大いに大臣の御努力、五十九年度のいろいろ予算編成、また政策立案についての大臣の御努力をぜひお願いをしておきます。

そこで、またもう一つは、先ほどから中小企業庁長官も、また大臣も、言葉の中に承継税制というお話が出ております。これは私ももう久しく要望したことでありまして、若干これがいよいよ開いたというふうな程度のことについては評価をしております。これはまた財政面の問題がありますから、そう一挙に大幅にわれわれが、中小企業者の長年の願望であるところまで一挙にはなかなか期待できませんけれども、しかし、承継税制と言われることは私はいささか異論がある、こう思っております。これは、承継税制と言われるのなら、新しくやはり私は、相続税、現行の相続税のほかに新しい中小企業の事業用資産についての税制が確立されれば、これは承継税制でありまして、個人の事業用資産について、土地二百平米までを、従来の二〇%を今度四〇%に時価減額をするという一部改正だけですね、これ、相続税法の。それからもう一つは、非公開株式、同族法人の非公開株式についての評価を要するということについては、これは長官通達ですね。これは何も税制の改正ではないわけですね。ですから、これを私は、承継税制、承継税制といって今後言われることについては、大変な誤解、間違いが生じる、こう思っております。一般の中小企業者の中では、すでに政府が、あるいは自由民主党が承継税制を実現しました、こうこう、五十八年度こうです、こう言っておられるから、もう一挙にそれこそ後継者が喜んで安心して事業継承できるような税制に五十八年度なるんだ、こう思っている人が非常に多いわけですね。ところが、実際に計算をしてみても、今度の長官通達によるとなっていますけれども、言われておる非公開株式の評価が

えについても、半分は従来どおり時価評価方式、半分については大企業類似方式、それもいろいろ計算がありますからね。私どもの計算によりますと、大体二、三%かせいぜい一五%程度ぐらいしか株式の時価評価から減額されない。ということは、やはり現実には事業継承は非常に困難だと、このように考えておりますが、大臣、長官、どういうふうな認識をしておられますか、お伺いいたします。

○国務大臣(山中貞則君) 承継税制と余り言うなとおっしゃれば言いませんが、しかし、商工会議所とか商工会連合会とか、そういうところの陳情を統括してまいりました方たち、それから税制の中で特殊な分野にだけ承継もしくは相続に対する恩典を与えるということのきわめてむずかしいこと、この点は関係者も知っております。これでは非常な前進であったということ、それは満足とは言われませんが、評価は一応されております。

たとえば、いま個人事業主の場合に、事業用の資産、場合によっては居住が二階であるということもあり得るかもしれませんが、まさに事業用の資産を減額してあげない、事業を統括していかなければならぬと申すから、これは法律条項でなくとも国税通則法と申すように、そういうもので処理できるものはそれで処理してもおかしくはないと思っております。しかし、陳情や要望の中には、居住用資産も含めてというお話がありましたけれども、居住用資産が事業用資産と別にある場合、これは普通のサラリーマンと同じこと、ふうに見なけりやならないだろうということ、これは私の命によって事業用資産にかかる点だけを減額をされたわけでございます。

一方の非上場同族法人等の株の評価の場合に、ともすれば土地が評価の上では、大変土地値上がりの方の土地の値段は上がるといふような状態になっておりますから、それを土地の評価を株との関

係で、上場されておる売買の実態にスライドしていくというのは、やはりちょっとこれは大変な問題。やっぱり問題は、総資産の実態の問題だということ、一挙にそこまできたいと思つたんですが、なかなか、大変むずかしい、やはりいま言われましたような手段を一応とらざるを得なかった。これは去年から、と申しましてもおとしの末から議論をして、政府税調でも党の税調でも一年がかりで正式に検討議題にして結論を出した問題でございます。したがって、まだ足りないという点はあります。したがって、やはり中小企業者の経営者の方々が、戦後、瓦れきの中から、テントみたいなものを張った店から始めて、今日の夜もこうこうとした商店街やその他をつくつていかれた苦労、そしてふつと気がついたら自分の年はもうそろそろその業務にたえなくなつて、息子に譲らなきゃならない時代になっている。そこで息子に言つたら、嫌だよ、おやじみたくに人來る人頭を下げる商売、おれは嫌だとか、あるいはそんな跡継ぎの兄さんにはさきよ、弟にさせよというような、そういう空気がなしとしない。やはり、そのためには少しでも税の上で、跡継ぎにはこれだけのめんどろを見てあるよということがある、ややスムーズにいくのではなからうか。もう世がわりの時代にきたがために、四、五年前からそれが陳情の音が大きくなつたといふのはそこらに背景があるんですから、なるべくそれにこたえてあげたいと思つてやつたわけですが、ともにこれ相続の際の問題でありますから、たくさん人が死んでくれたりなどすればいいという増収は大蔵省も期待はしております。この点については、余り財源論争としては厳しい論争はいたしません。ただ、そのあり方の限界、他業種との比較という問題で、この程度で牙を一本おさめたということでございます。

○井上計君 私承継税制という言葉を使わないでほしいというのは何も感情的にどうかとばかりではありません。ただ、承継税制という言葉が余り使われ過ぎることによって、中小企業者が願望して

いるところまでうんと低下されるんだと、低減されるんだという実は誤解を非常に生じておるといふことですね。したがって、今度の改正程度では私は、われわれが従来唱えてきた承継税制が実現をしたということにはほど遠い。そういう意味で誤解がありますからそういうふうな表現は余り使つていただきたくない、こういうことなんです。ただ、通産省、特に中小企業庁が承継税制問題研究会を昨年つくつていただきました。そういう努力について私は大変評価しているわけですね。いままでもう長いこと、特に私は十二、三年前から中小企業団体中央会の役員時代からもう事あるごとくに言つてきたわけですね。そうして国会に出ましてから毎年もう何回も、いわばこれ専門みたくに言つてきた立場からして、非常に評価をしております。いわば突破口はできたという点では、しかし、まだまだほど遠い。現実にはあります。やはり事業形成を円滑にやっていくということについてはまだまだほど遠い。したがって、今後一層ひとつこれについての御努力をお願いしたい、これは要望しておきます。

それから、次に、機械、設備等の耐用年数の短縮の問題であります。新聞報道等によりまして、通産省ではこれについての研究会を設置して、そうしてこれについていろいろと検討をしていただいているということでありまして、この点要望しておきます。

先ほどの同僚委員の質問に対して、大臣しばしばお答えであります。が、わが国はやはり何と云っても原料資材を購入をして、それに付加価値を加えて、さらにそれを売ってその代金でまた原料資材を購入をする、未来永劫それ以外に生きていく方法ないわけでありまして、そこに当然国際競争力に對するといふ大きな絶対命令、至上課題があるわけですね。さて国際競争力を失つたらわが国が生きていく方法は実は閉ざされる、これはもう当然である、こう思います。

そこで、いま国際競争力を失つておる素材産業が幾つかもうすでに出ました。今後ますますそれ

であったと言われて大変感激をして、さらにもう一歩ひとつ一生懸命業界のことに、あるいは企業発展に努力をしよう、そうしてできるだけ税金を納めなくちゃいかぬ、こういう事実をみんな言っているわけですね。ところが、最近では該当者がふえたせいもありますけれども、非常に厳しくなってきましたね。中小企業団体の役員経歴二十年以上、実際は二十年では、団体によって違いますが、なかなかいただけないというふうなこともありますが、これらのことについてもう少し拡大というとおかしいですけれども、配慮していただくことができないであろうということが一つ。

それからもう一つは、そういうふうな特に中小企業関係の人が長年二十年以上におわたって団体運営をやり、組合員から大変感謝されるというふうな行動をするためには、これはもう奥さんの力が大変なものなんです。奥さんが協力しなければほとんど不可能なんです。だから、どこの祝賀会行きましても奥さんの功績半分とみんなわれわれ言うわけですね。ところが、その奥さん大変喜んではおられませんが、奥さんに対するのは何も実はないわけですね。

そこで、これは私の提案でありますけれども、そういうふうな国家褒章なり叙勲なりいただいた方の奥さんに対し、奥さんの条件もあるでしょう、きのうやきょう一緒になった奥さんじゃそれは困るんですが、ある程度一定条件を備えた奥さんに対しては、何か内助功労章的なもの、そんなものをひとつつけて御夫婦に渡す、これは金もかからぬし、大変みんな喜ぶし、大いにひとつこれからさらにがんばっていいことになるとなると思う。これは大臣所管ではありませぬけれども、しかし、一応中小企業を担当していただいている大臣として金を使わぬでもみんな喜んでもらって明るい灯を見てもらえる、こういうことになろうかと思ひますので、これからそういう面についてひとつ御検討いただいて、閣内で大いにひとつこれを声を大にして、できれば早期に実現を

ていただければ、こう思います。まためて幾つかお願いやらしましたが、以上で終わります。お答えをいただければ大変ありがたいです。

○国務大臣(山中貞則君) 最後の叙勲に伴う内助の功の問題であります、確かに一つのヒントだと思ふんです。

そこで、通産省としてはそういうようなことについてどのような考え方を持っているかの一環として、全く事柄は違ふんだけれども、外国の技術研修生を受け入れて、そうしてそれぞれの企業にお願いをして、それで後知らぬ顔に近い状態が続くわけですが、マレーシアがルックイーストという、日本に学べ、西洋よさうなところというのでマハティール首相がやられたときに、閣内なり国内の政治の中では、やはりあれだけ長い植民地の後から生まれた国でありますから、それは乱暴すぎるのではないかと意見があったらしいですね。しかし、それにもかかわらず、日本に求められて借款その他のお話もありましたが、研修生を来年もふやすという事で非常に喜ばれた。ところが、いま来ている研修生、つい最近終わって帰りましたが、企業の方の側も言い分があるんですね。われわれは確かに受け入れてお帰ししました。しかし、本社の方からは経費節減とかいろいろなやっばりせい肉を落とせよと云々つてくる。それらの人たちに政府が全面的に金を下さるわけではないし、おつき合い程度のこと、私たちが後は、たとえば事業所とか工場とかでめんどろを見て受け入れてあげている。せめて親会社の方に、受け入れてくれてありがたうという、何か感謝状が表彰状かでももらえたら、おまえのところにもマレーシアの留学生が研修に来てたなど、いろいろ金要るだろうと、言ってくれぬでも自分たちの主張を理解してくれるというのを耳打ちされまして、これは政治家が、なるほど自分たちは預け入れて、国としての仕事は済んだかもしれぬが、それを民間の人に任せっきりで、後帰ったときぐらいいしかわからないということではこれはい

けないということ、やっばりその企業に対して、国策に沿って研修生を受け入れてくれて、種々の負担をしていただいて、国益に貢献していただいたと、ここに感謝の意を表しますという通産大臣の感謝状をつい先月差し上げました。たった一枚の紙切れ、おっしゃるとおり。ただ私ぐらゐの者ではと思つたんですが、もらわれた企業は、自分たちのそれを認めてくれたのかと、知つてたのかという事で、非常に好感を持たれたというのを承りまして、やはりそういうところに人間、相手の立場あるいは連れ添う人の立場、苦勞する人の立場というものを考えながらやらないといけないものだということを最近体験いたしましたので、お説はよくその趣旨がわかります。

まあ広く賞賛行政一般でございますので、私の所管はおっしゃるとおり違うところではございますが、そういう気持ちを持って何かできないかというところについては、総務長官を二年七カ月もやらされたので、裏の方は精通しておりますから、いろいろ研究してみたいと思ひます。

○井上計君 終わります。

○委員長(亀井久興君) 以上をもちまして、昭和五十八年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち、公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省所管、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(亀井久興君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十三分散会

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案

一、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案

特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定産業構造改善臨時措置法

目次中「特定不況産業の設備の処理等」を「特定産業の構造改善」に、「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第一条中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に「及び生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化」を加え、「における不況の克服と経営の安定を図り」を「の構造改善を推進し」に改める。

第二条の見出しを「(特定産業)」に改め、同条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同項第一号中「平炉又は」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 化学繊維製造業

四 化学肥料製造業

第二条第一項第五号中「過剰」を「過剰」とともにその業種に属する事業者の相当部分の生産若しくは経営の規模又は生産の方式が著しく不適当に改め、「認められる業種」の下に「(その業種に属する事業者の製造する物品の生産費の相当部分を原材料及びエネルギーの費用が占めるものに限る。)」を加え、「第三十九条第二項において同じ」を削り、「を行うことにより」を「及び生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化を行う

ことにより構造改善を推進して」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

- 五 合金鉄製造業
- 六 洋紙製造業及び板紙製造業
- 七 石油化学工業

第二条第四項中「第一項第五号」を「第一項第八号」に改め、同条第五項中「第四号」を「第七号」に、「同項第五号」を「同項第八号」に改め、同条第六項中「第一項第五号」を「第一項第八号」に、「この法律の施行の日から起算して一年を経過する日後」を「昭和六十年一月一日以後」に改める。

第三章 特定不況産業の設備の処理等

第二章 特定産業の構造改善に改める。
第三条の見出しを「（構造改善基本計画）に改め、同条第一項中「特定不況産業を「特定産業」に、「不況の克服と経営の安定」を「構造改善」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、同条第二項中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、同項第三号中「第一号の設備の処理」を「第二号の設備の処理又は前号イの事業提携」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化に必要な次に掲げる事項

イ 生産、販売、購入、保管若しくは運送の共同化、生産品種の専門化又は合併若しくは営業の全部若しくは重要部分の譲渡若しくは譲受けその他これに準ずる行為（以下「事業提携」と総称する。）の方式及び実施方法、事業提携に伴い必要となる設備投資その他の事業提携に関する事項（主務大臣があらかじめ広く当該特定産業に属する事業者の意見を聴いて事業提携の実施の大綱を作成する場合に、当該実施の大綱を含む。）

ロ 原材料若しくはエネルギーの消費の節減若しくは転換その他原材料若しくはエネルギーの費用の低減に資する設備投資又は製

品の性能若しくは品質の向上のための設備投資に関する事項

ハ 新商品又は新技術の開発に関する事項
第三条第二項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 目標年度における構造改善の目標

第三条第三項中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に、「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同条第四項中「第二項第一号」を「第二項第二号」に改め、同条第五項中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に、「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同条第六項中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同条第七項及び第八項中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改める。
第四条中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に、生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化」を加える。

第五条第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改める。

第六条第一号中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。
（事業提携計画の承認）

第八条の二 特定産業に属する二以上の事業者であつて当該特定産業に関する構造改善基本計画に定めるところに従つて事業提携を実施しようとするもの（以下「提携事業者」という。）は、共同して、実施しようとする事業提携に関する計画（以下「事業提携計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その事業提携計画が適当である旨の承認を受けることができる。
2 事業提携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業提携により達成しようとする構造改善の目標
- 二 事業提携を実施する事業者名
- 三 事業提携の方式及び実施方法

四 事業提携の実施時期
五 事業提携に伴い必要となる設備投資に関する事項

六 その他主務省令で定める事項
3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業提携計画が次の各号に適合するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 構造改善基本計画に定める目標年度における構造改善の目標を達成するために特に必要なものであり、かつ、構造改善基本計画に定める事業提携に関する事項に照らし適切なものであること。

二 当該事業提携計画に係る提携事業者と他の事業者との間の適正な競争が確保されること等により、当該特定産業における構造改善が促進されるものであること。

三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

四 当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

（事業提携計画の変更等）
第八条の三 前条第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る事業提携計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の承認をした事業提携計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が同条第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、当該事業者に対して、当該事業提携計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認に準用する。

第九条中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に、「生産若しくは経営の規模又は生産の方式の適正化」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（課税の特例）

第九条の二 特定産業に属する事業者が当該特定産業に関する構造改善基本計画に定めるところに従つた設備の処理（廃棄によるものに限る。）以下この項において同じ。）を行つた場合において、当該設備の処理を行つた事業者については、当該設備の処理により欠損金を生じたときは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

2 第八条の二第一項の承認（第八条の三第一項の規定による変更の承認を含む。以下この章において同じ。）を受けた事業者、当該承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税又は登録免許税を軽減する。

3 前項に規定する事業者又は法人については、地方税法（昭和二十五年法律第二十二号）で定めるところにより、不動産取得税について必要な措置を講ずる。

4 特定産業に属する事業者（事業の転換により当該特定産業に属さなくなつたものを含む。）が当該特定産業に関する構造改善基本計画（第二項に規定する事業者又は法人にあつては、第八条の二第一項の承認に係る事業提携計画を含む。）に定めるところに従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置その他の減価償却資産については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却をすることができる。

第十条第一項及び第二項中「特定不況産業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理」の下に、「事業提携」を加える。

第十二条に次の六項を加える。
4 主務大臣は、第八条の二第一項の承認の申請を受理した場合において、必要があると認めるときは、その申請書の写しを公正取引委員会に

送付するものとする。

5 主務大臣は、前項の規定により申請書の写しを公正取引委員会に送付した場合において、当該申請に係る事業提携計画について第八條の二第一項の承認をしようとするときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知し、並びに当該事業提携計画に係る特定産業に属する事業者の経営の状況その他の事業活動の状況、当該事業提携計画に定める事業提携に係る競争の状況及び当該事業提携の実施が当該競争に及ぼす影響に關する事項について意見を述べるものとする。

6 公正取引委員会は、前項の規定による通知に係る事業提携計画について、主務大臣に対し、必要な意見を述べるものとする。

7 公正取引委員会は、前項の規定により意見を述べた事業提携計画であつて主務大臣が第八條の二第一項の承認をしたものに定めるところに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の規定に違反する事実があると認料するときは、その旨を主務大臣に通知するものとする。

8 主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の経済的事項の変化に即して第五項に規定する事項について意見を述べることができる。

9 主務大臣は、第七項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る事業提携計画が第八條の三第二項に規定する場合に該當することとなるときは、当該事業提携計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

「第三章 特定不況産業信用基金」を「第三章 特定産業信用基金」に改める。

第十三條中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に、「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第十四條及び第十九條中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

第三十九條第一項第一号中「特定不況産業」を「特定産業」に改め、同條第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

業」を「特定産業」に、「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に、「当該設備の処理が譲渡により行われる場合において、譲渡を受ける者が」を「当該設備の処理を行う事業者に対し」に改める。

第四十七條第四号を同條第五号とし、同條第三号中「銀行」を「前号に掲げるもののほか、銀行」に改め、同号を同條第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十九條第一項第一号の資金の貸付けを行う金融機関（大蔵大臣及び通商産業大臣の指定するものに限る。）で基金との契約に従つて大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する条件で当該貸付けを行うものへの預金
第五十五條中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

第五十六條中「安定基本計画」を「構造改善基本計画」に改め、「設備の処理の下に」、「事業提携」を加える。

第五十七條及び第五十八條第一項中「特定不況産業」を「特定産業」に改める。

附則第二條中「昭和五十八年六月三十日」を「昭和六十六年六月三十日」に改める。

附則第六條第二項中「特定不況産業安定臨時措置法」を「特定産業構造改善臨時措置法」に、「安定法」を「構造改善法」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第一条 この法律の施行の際、改正後の特定産業構造改善臨時措置法（以下「新法」という。）第二條第一項に規定する特定産業で改正前の特定不況産業安定臨時措置法（以下「旧法」という。）第二條第一項に規定する特定不況産業であるもの（以下「継続特定産業」という。）に關する新法第三條第一項の規定の適用については、「前條第一項の規定による指定があつたときは、特定産業」とし、速やかに」とあるのは、「特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から起算して九十日以内に、継続特定産業」とに改める。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第三條第一項の規定により同項に規定する構造改善基本計画が定められ、同條第七項の規定により告示されるまでは、この法律の施行の際旧法第三條第七項（同條第九項において準用する場合を含む。）の規定により告示されている当該継続特定産業に係る同條第一項に規定する安定基本計画で、この法律の施行の際同條第二項第一号又は二号に掲げる事項につき効力を有しているものは、当該継続特定産業に關する新法第三條第一項に規定する構造改善基本計画とみなす。

3 この法律の施行前に旧法の規定によりされた処分、手続その他の行為でこの法律の施行の際実施されている共同行為に係るもの（継続特定産業に係るものに限る。）は、昭和五十八年六月三十日までは、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

第三條 この法律の施行の際旧法第二條第一項に規定する特定不況産業であるもので継続特定産業以外のものについては、昭和五十八年六月三十日までは、なお従前の例による。

第四條 この法律の施行の際その名称中に特定産業信用基金という文字を用いている者については、新法第十九條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五條 この法律の施行前にした行為及び附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）
第六條 地税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

附則第十一條の四に次の二項を加える。

11 道府県は、特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十二年法律第四十四號）第二條第一項に規定する特定産業に属する事業者のうち政令で定める事業を営む者が同法第八條の二第一項の承認（同法第八條の三第一項の規定による変更の承認を含む。以下同じ。）に係る事業提携計画（同法第八條の三第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に定めるところに従つて現物出資又は営業の譲渡（当該出資又は当該譲渡に係る同法第八條の二第一項の承認（以下単に「承認」という。）が特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第

号）の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間にされたものに限る。）をした場合において、当該出資又は当該譲渡を受けた者が当該出資又は当該譲渡に係る不動産（政令で定めるものに限る。）を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該事業提携計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が承認の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相當する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

12 第七十三條の二十五から第七十三條の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三條の二十五第一項中「土地の取得」とあるのは、「附則第十一條の四第十一項に規定する不動産（以下「不動産」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前條第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同條第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日

から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一号又は第四十一項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一号又は第四十一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（関税暫定措置法の一部改正）
第七條 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。
第六條の四「特定不況産業安定臨時措置法」を「特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）」による改正前の特定不況産業安定臨時措置法に改める。
（所得税法の一部改正）
第八條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中特定不況産業信用基金の項を削り、特定産業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定産業信用基金 特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十二年法律第四十四号）

（法人税法の一部改正）

第九條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中特定不況産業信用基金の項を削り、特定産業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定産業信用基金 特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十二年法律第四十四号）

（印紙税法の一部改正）

第十條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第三中特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十二年法律第四十四号）第三十九条第一項第一号（業務）の業務に関する文書の項を次のように改める。

特定産業構造改善臨時措置法（昭和五十二年法律第四十四号）第三十九条第一項第一号（業務）の業務に関する文書 特定産業信用基金

（特定船舶製造業安定事業協会法の一部改正）
第十一條 特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十二年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十二年法律第四十四号）」と相まつてを削る。

第三十條第二項第一号を削り、同項第二号を

第十三條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第九條第三号の二「特定不況産業信用基金」を「特定産業信用基金」に改める。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案
特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律
特定不況地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

特定産業種関連地域中小企業対策臨時措置法
第一条中の「経営の安定を図る」を「について経営の安定を図り、及び事業の新分野の開拓等を促進する」に改める。

第二条第二項中「特定不況産業種」を「特定産業種」に改め、同条第三項中「特定不況地域」を「特定地域」に改め、同条第一号中「特定不況産業種」を「特定産業種」に改め、同条第四項中「図るため」を「図る等のため」に改める。

第三条中「特定不況地域」を「特定地域」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（新分野開拓事業等に関する実施計画）

第三条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める認定中小企業者（前条第一項又は第二項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。）のために実施する新商品若しくは新技術の研究開発、需要の開拓その他の事業の新分野の開拓に関する事業又は設備の近代化、人材の養成その他の事業の合理化に関する事業（以下「新分野開拓事業等」という。）について実施計画を作成し、これを政令で定めるところにより当該実施計画に係る認定中小企業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができ、

- 一 認定中小企業者のうち第二項第一項第五号に掲げる者であるもの以外のもの、その者
- 二 認定中小企業者のうち第二項第一項第五号に掲げる者であるもの（以下「認定組合」という。）その者又はその直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）である認定中小企業者
- 三 第二項第一項第五号に掲げる者であるもの（認定組合を除く。）のうちその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるもの（以下「特定組合」という。）その構成員である認定中小企業者
- 四 前項の実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 新分野開拓事業等の目標
 - 二 新分野開拓事業等の内容及び実施時期
 - 三 新分野開拓事業等を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 認定組合又は特定組合（以下「認定組合等」という。）が新分野開拓事業等に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準
- 五 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その実施計画が、当該実施計画に係る認定中小企業者について事業の新分野の開拓又は事業の合理化（以下「事業の新分野の開拓等」という。）を進めるために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
- 六 前三項に規定するもののほか、第一項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- 七 第四条中「前条第一項又は第二項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）を「認定中小企業者」に改め、「行うのに必要な資金」の下に「並びに認定中小企業者又は特定組合が前条第一項の承認を受けた同項の実施計画に従つて

新分野開拓事業等を実施するのに必要な資金」を加える。

第五條中「特定不況地域」を「特定地域」に改める。

第六條の見出し中「による特定不況地域関係保証」を削り、同條第一項中「特定不況地域関係保証」を「特定地域関係保証」に、「第二條第一項第五号に掲げる者（認定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。）を認定組合等」に、「特定不況地域及び」を「特定地域及び」に、「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を「特定地域関係保証」に改め、同條第四項中「特定不況地域内」を「特定地域内」に、「特定不況地域及び」を「特定地域及び」に、「特定不況地域関係保証」を「特定地域関係保証」に改め、同條に次の一項を加える。

5 認定中小企業者又は特定認定組合であつて第三條の二第一項の承認を受けた同項の実施計画に従つて新分野開拓事業等を実施するものに関する中小企業信用保証法の規定の適用については、当該認定中小企業者又は特定認定組合は、同法第二條第三項の近代化関係中小企業者となす。この場合において、同法第三條第四項、第三條の四第一項及び第三條の五第一項中「第三條の七第二項」とあるのは「第三條の七第二項（特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第六條第五項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）と、同法第三條の七第一項中「三千万円」とあるのは「五千万円（次項に規定する設備の近代化又は中小企業構造の高度化のために必要な資金（以下「特定近代化資金」という。）に係る債務の保証に係る保険関係については、三千万円）」と、「五千万円」とあるのは「一億円（特定近代化資金に係る債務の保証に係る保険関係については、五千万円）」と、同條第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「高度化」とあるのは「高度化又は特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三條の二第一項の承認を受けた同項の実施計画に係る新分野開拓事業等の実施」とする。

（試験研究費に充てるための負担金等についての課税の特例）

第七條 認定組合等が、第三條の二第一項の承認を受けた同項の実施計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる中小企業者に対し、試験研究の実施に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員たる中小企業者がその負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の定めるところにより、その負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定組合等が第三條の二第一項の承認を受けた同項の実施計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員たる新分野開拓事業等に必要な試験研究費に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員がその負担金を納付したときは、租税特別措置法の定めるところにより、その負担金について試験研究費の額が増加した場合の課税の特例の適用があるものとす。

3 認定組合等が、第三條の二第一項の承認を受けた同項の実施計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対して賦課した負担金の全部又は一部をもつて、当該実施計画で定める新商品又は新技術の研究開発に供する試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法の定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

4 認定組合等が第三條の二第一項の承認を受け

た同項の実施計画に係る新分野開拓事業等を円滑に実施することを助長するため、当該新分野開拓事業等の用に供する土地に係る特別土地保有税及び当該新分野開拓事業等の用に供する施設に係る事業所税については、地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第八條の前の見出し、同條及び第九條中「特定不況地域」を「特定地域」に改める。

第十條中「の経営の安定」を「についての経営の安定及び事業の新分野の開拓等」に、「特定不況地域」を「特定地域」に改める。

第十一條中「の経営の安定」を「についての経営の安定、事業の新分野の開拓等」に、「特定不況地域」を「特定地域」に改め、同條の次に次の三條を加える。

（指導及び助言）

第十二條 国及び都道府県は、認定中小企業者又は特定認定組合に対し、新分野開拓事業等の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十三條 都道府県知事は、第三條の二第一項の実施計画につき同項の承認を受けた認定中小企業者又は特定認定組合に対し、当該実施計画に係る新分野開拓事業等の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第十四條 前條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則第二項中「昭和五十八年六月三十日」を「昭和六十六年六月三十日」に改める。

附則（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（産地中小企業対策臨時措置法の一部改正）

第二条 産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六條中「第三條第四項中」を「第三條第四項、第三條の四第一項及び第三條の五第一項中」に、「第三條の四第一項中」第三條の七第二項」とあるのは「第三條の七第二項（産地中小企業対策臨時措置法第六條の規定により読み替へて適用する場合を含む。）とを「第三條の六第一項中「次條第二項」とあるのは「次條第三項（産地中小企業対策臨時措置法第六條の規定により読み替へて適用する場合を含む。）と」に、「産地中小企業対策臨時措置法第四條第二項第一号の合理化事業（以下単に「合理化事業」という。）に必要な資金以外の資金」を「次項に規定する設備の近代化又は中小企業構造の高度化のために必要な資金（以下「特定近代化資金」という。）に、「合理化事業に必要な資金以外の資金」を「特定近代化資金」に改め、「高度化又は」の下に「産地中小企業対策臨時措置法第四條第一項の承認を受けた事業合理化計画に係る」を加える。

（地方税法の一部改正）

第三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十二年法律第六号）第三條の二第二項第四号に規定する認定組合等が同條第一項の規定による承認を受けた同項の実施計画に従つて実施する同項の新分野開拓事業等（これに係るものとして政令で定める事業を含む。）の用に供する土地附則第三十二條の三第一項中「次條」を「次項及び次條」に改め、同條第五項中「第三項」を「第

五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項の表の下欄（第七百一条の四十三第三項の項の下欄を除く。）中「附則第三十二條の第三項若しくは第三項」を「附則第三十二條の第三項から第五項まで」に改め、「附則第三十二條の第三項」の下に「若しくは第二項」を加え、附則第三十二條の第三項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 指定都市等は、事業所用家屋で特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三條の二第一項の規定による承認を受けた同項の実施計画に係る新分野開拓事業等の用に供する第二項の政令で定める施設に係るもの新築又は増築で当該新分野開拓事業等を実施する認定組合等が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）の施行の日から昭和六十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二條の三第二項中「次項」を「第五項」に、「以下本条」を「次項及び第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定都市等は、特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第三條の二第二項第四号に規定する認定組合等（第五項において「認定組合等」という。）が同条第一項の規定による承認を受けた同項の実施計画に従つて実施する同項の新分野開拓事業等（第五項において「新分野開拓事業等」という。）の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所床面積及び従業員給与総額に対しては、昭和六十三年六月

三十日までを終了する事業年度分に限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第四條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の七中「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」に改める。

昭和五十八年四月十二日印刷

昭和五十八年四月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局